札幌市土木工事共通仕様書

新旧対照表

「札幌市土木工事共通仕様書（令和３年 10 月版）」を改定し、「札幌市土木工事共通仕様書（令和４年 10 月版）」として、令和４年 10 月１日以降に入札する工事から適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
Ⅰ　土木工事共通仕様書（本文） 第１編　共通編 第１章 総則	第１編　共通編 第１章 総則	
第１節　総則 １－１－１－４　工事工程表 受注者は、契約書第３条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。 受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有しなければならない。 工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合	第１節　総則 １－１－１－４　工事工程表 受注者は、契約書第３条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
１－１－１－８　コリンズへの登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、により工事監督員の確認を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）」等の変更）時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成後（しゅん功日）、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 （後略）	１－１－１－８　コリンズへの登録 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に、工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから工事監督員にメール送信し、により工事監督員の確認（記名・押印）を受けた上、受注時は工期の始期後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という。）を除き10日以内に、登録内容の変更（「工期」「技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐）」等の変更）時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完成時は工事完成後（しゅん功日）、閉庁日を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 （後略）	
１－１－１－22　建設副産物 １～6（省略） ７．受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。 ８．（省略） ９．受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに１年間保管しなければならない。 ※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）とする。これにより難い場合、国土交通省が提供するExcel形式の様式を活用する。	１－１－１－22　建設副産物 １～6（省略） ７．受注者は、「建設リサイクル法」に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂（新材又は再生材）、砕石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム※により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。 ８．（省略） ９．受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム※により作成し、工事監督員に提出するとともに１年間保管しなければならない。 ※建設副産物に係る情報入力システムとは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム（COBRIS）とする。これにより難い場合は、理由書並びに必要な資料を整理し、工事監督員と協議しなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
１－１－１－32　工事中の安全確保 １．　受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和４年２月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年３月）港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社) 日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社) 日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	１－１－１－32　工事中の安全確保 １．　受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和２年３月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年３月）港湾工事安全施工指針（(社)日本埋立浚渫協会）、潜水作業安全施工指針（(社) 日本潜水協会）、作業船団安全運航指針（(社) 日本海上起重技術協会）及びJIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針等は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	
１－１－１－39　諸法令の遵守 １．受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1)　地方自治法　（令和３年６月改正法律第54号） (2)　建設業法　（令和３年５月改正法律第48号） (8)　雇用保険法　（令和３年６月改正法律第58号） (10)　健康保険法　（令和３年６月改正法律第66号） (13)　出入国管理及び難民認定法　（令和３年６月改正法律第69号） (14)　道路法　（令和３年３月改正法律第49号） (17)　道路運送車両法　（令和３年５月改正法律第37号） (20)　河川法　（令和３年５月改正法律第31号） (23)　港則法　（令和３年６月改正法律第53号） (26)　下水道法　（令和３年５月改正法律第31号） (27)　航空法　（令和３年６月改正法律第65号） (31)　環境基本法　（令和３年５月改正法律第36号） (39)　文化財保護法　（令和３年４月改正法律第22号）	１－１－１－39　諸法令の遵守 １．受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1)　地方自治法　（平成29年６月改正法律第74号） (2)　建設業法　（令和 元年６月改正法律第37号） (8)　雇用保険法　（令和２年６月改正法律第54号） (10)　健康保険法　（令和２年６月改正法律第52号） (13)　出入国管理及び難民認定法　（令和 元年12月改正法律第63号） (14)　道路法　（令和２年６月改正法律第49号） (17)　道路運送車両法　（令和 元年６月改正法律第37号） (20)　河川法　（平成29年６月改正法律第45号） (23)　港則法　（平成29年６月改正法律第55号） (26)　下水道法　（平成27年５月改正法律第22号） (27)　航空法　（令和２年６月改正法律第61号） (31)　環境基本法　（平成30年６月改正法律第50号） (39)　文化財保護法　（令和２年６月改正法律第49号）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
(42) 消防法　（令和３年５月改正法律第36号）	(42) 消防法　（平成30年６月改正法律第67号）	
(44) 建築基準法　（令和３年５月改正法律第44号）	(44) 建築基準法　（令和　２年６月改正法律第43号）	
(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （令和３年５月改正法律第37号）	(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 （平成26年６月改正法律第55号）	
(49) 自然環境保全法　（令和３年６月改正法律第53号）	(49) 自然環境保全法　（平成31年４月改正法律第20号）	
(50) 自然公園法　（令和３年５月改正法律第29号）	(50) 自然公園法　（令和　元年６月改正法律第37号）	
(51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （令和３年５月改正法律第37号）	(51) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成27年９月改正法律第66号）	
(52) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （令和３年５月改正法律第36号）	(52) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （令和　元年６月改正法律第37号）	
(55) 漁業法　（令和３年５月改正法律第47号）	(55) 漁業法　（令和　元年５月改正法律第　1号）	
(58) 厚生年金保険法　（令和３年６月改正法律第66号）	(58) 厚生年金保険法　（令和　２年６月改正法律第40号）	
(59) 航路標識法　（令和３年６月改正法律第53号）	(59) 航路標識法　（平成28年５月改正法律第42号）	
(63) 所得税法　（令和３年５月改正法律第37号）	(63) 所得税法　（令和　２年３月改正法律第　8号）	
(65) 船員保険法　（令和３年６月改正法律第66号）	(65) 船員保険法　（令和　２年６月改正法律第52号）	
(66) 著作権法　（令和３年６月改正法律第52号）	(66) 著作権法　（令和　２年６月改正法律第48号）	
(67) 電波法　（令和３年３月改正法律第19号）	(67) 電波法　（令和　２年４月改正法律第23号）	
(69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （令和３年６月改正法律第58号）	(69) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （令和　２年３月改正法律第14号）	
(75) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （令和３年５月改正法律第37号）	(75) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （令和　元年６月改正法律第37号）	
(77) 都市計画法　（令和３年５月改正法律第31号）	(77) 都市計画法　（令和　２年６月改正法律第43号）	
(78) 土地収用法　（令和３年６月改正法律第65号）	(78) 土地収用法　（平成29年６月改正法律第45号）	
(79) 民法　（令和３年５月改正法律第37号）	(79) 民法　（令和　元年６月改正法律第34号）	
(80) 地方税法　（令和３年４月改正法律第　1号）	(80) 地方税法　（令和　２年２月改正法律第5号）	
(81) 電気通信事業法　（令和３年６月改正法律第75号）	(81) 電気通信事業法　（令和　２年５月改正法律第30号）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
１－１－１－45　特許権等 １～２．（省略） ３．発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和３年６月改正　法律第52号）第２条第１項第１号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	１－１－１－45　特許権等 １～２．（省略） ３．発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月３日改正　法律第65号）第２条第１項第１号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物について、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。	
１－１－１－46　保険の付保及び事故の補償 １～２．（省略） ３．受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者に、その掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。 また、工事完成時後、速やかに建設業退職金共済証紙貼付実績書を作成し、工事監督員に提出しなければならない。	１－１－１－46　保険の付保及び事故の補償 １～２．（省略） ３．受注者は、下請を含む雇用労働者に必要な建設業退職金共済証紙を購入し、発注者に、その掛金収納書を提出すること。なお、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識掲示を行うこと。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
１－１－１－47 法定外の労災保険の付保 １．受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。 ２．「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又は、その遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。 ３．受注者は、契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外の労災保険」）を締結しなければならない。契約締結時において「法定外の労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に締結すること。 ４．受注者は「法定外の労災保険」の保険証券の写しを、工事着手の前に、工事監督員へ提出しなければならない。 ５．契約書第２４条に基づき工期を変更したことにより、工期が「法定外の労災保険」の保険期間外に及んだ場合、受注者は速やかに保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、保険証券の写しを工事監督員へ提出しなければならない。 ６．発注者は「法定外の労災保険」は、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。 ７．なお、委託業務の場合は、上記の文言について、工事着手を業務着手に、受注者を受託者に、工期を委託期間に、工事監督員を業務担当員にそれぞれ読替える。		
１－１－１－48　社内検査	１－１－１－47　社内検査	
１－１－１－49　道産品及び札幌市域産品の使用	１－１－１－48　道産品及び札幌市域産品の使用	
１－１－１－50　環境物品等の使用	１－１－１－49　環境物品等の使用	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
１－１－１－51　季節労働者等の雇用	１－１－１－50　季節労働者等の雇用	
１－１－１－52　技能士の活用	１－１－１－51　技能士の活用	
１－１－１－53　起終点杭又はしゅん功杭の設置	１－１－１－52　起終点杭又はしゅん功杭の設置	
１－１－１－54　工事特性・創意工夫・社会性等	１－１－１－53　工事特性・創意工夫・社会性等	
１－１－１－55　特定外来生物（植物）について	１－１－１－54　特定外来生物（植物）について	
１－１－１－56　暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	１－１－１－55　暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	
１－１－１－57　ISO9001　適用工事	１－１－１－56　ISO9001　適用工事	
１－１－１－58　単品スライド	１－１－１－57　単品スライド	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>（新）令和４年 10 月版</th><th>（旧）令和３年 10 月版</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>第２章 材料</td><td>第２章 材料</td><td></td></tr>
<tr><td>第７節鋼材
１－２－７－20 落石防護柵
落石防護柵は、以下の規格に適合するものとする。
(1) ～(2)　　（省略）
(3) 支柱
メッキ仕上げとし、メッキ付着量（片面付着量）は、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の（HDZT77）の膜厚77μm（旧HDZ55の550ｇ/㎡（片面の付着量））以上とする。</td><td>第７節鋼材
１－２－７－20 落石防護柵
落石防護柵は、以下の規格に適合するものとする。
(1) ～(2)　　（省略）
(3) 支柱
メッキ仕上げとし、メッキ付着量（片面付着量）は、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の２種（HDZ55）の 550ｇ/m2 以上とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>第 10 節　瀝青材料
１－２－10－３　再生用添加剤
再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表２－34、２－35、２-36 の規格に適合するものとする。

表２－35・表２－36　（省略）
表２－36　再生用添加剤の標準的性状　プラント再生用
<table><tr><th>項　　目</th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動粘度（60℃）mm²/s</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引火点　℃</td><td>230以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率　％</td><td>±3以下</td></tr><tr><td>密度（15℃）g/cm³</td><td>報　告</td></tr><tr><td>組成分析</td><td>報　告</td></tr></table>［注］密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm3 以上とすることが望ましい。</td><td>第 10 節　瀝青材料
１－２－10－３　再生用添加剤
再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表２－34、２－35、２-36 の規格に適合するものとする。

表２－35・表２－36　（省略）
表２－36　再生用添加剤の標準的性状　プラント再生用
<table><tr><th>項　　目</th><th>標準的性状</th></tr><tr><td>動粘度（60℃）mm²/s</td><td>80～1,000</td></tr><tr><td>引火点　℃</td><td>230以上</td></tr><tr><td>薄膜加熱後の粘度比(60℃)</td><td>2以下</td></tr><tr><td>薄膜加熱質量変化率　％</td><td>±3以下</td></tr><tr><td>密度（15℃）g/cm³</td><td>報　告</td></tr><tr><td>組成分析</td><td>報　告</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
第12節　目地材 １－２－12－２　目地材 １．（省略） ２．目地材の試験方法 (1)アスファルト系 （ア）　1/2圧縮強度・・・・・・・・・KODAN204による。 （イ）　50%復元率・・・・・・・・・・KODAN204による。 （ウ）　はみ出し量・・・・・・・・・・・KODAN204による。 (2) ゴム発泡体 （ア）　1/2圧縮強度・・・・・・・・・KDKS0607による。 （イ）　50%復元率・・・・・・・・・・　　〃 （ウ）　見かけ密度 ・・・・・・・・・・ JIS K 6767による。 （エ）　硬度　　・・・・・・・・・・ JIS K 6253による。 (3) 樹脂発泡体 （ア）　1/2圧縮強度・・・・・・・・・KDKS0607による。 （イ）　50%復元率・・・・・・・・・・　　〃 （ウ）　見かけ密度 ・・・・・・・・・・JIS K 6767による。 （エ）　硬度　　・・・・・・・・・・JIS K 6253による。（アスカーＣ型使用） ３～４．（省略）	第12節　目地材 １－２－12－２　目地材 １．（省略） ２．目地材の試験方法 (1)アスファルト系 （ア）　1/2圧縮強度・・・・・・・・・KODAN204による。 （イ）　50%復元率・・・・・・・・・・KODAN204による。 （ウ）　はみ出し量・・・・・・・・・・・KODAN204による。 (2) ゴム発泡体 （ア）　1/2圧縮強度・・・・・・・・・KDKS0607による。 （イ）　50%復元率・・・・・・・・・・　　〃 （ウ）　見かけ密度 ・・・・・・・・・・ JIS K 6767による。 （エ）　硬度　　・・・・・・・・・・ SRIS0101による。 (3) 樹脂発泡体 （ア）　1/2圧縮強度・・・・・・・・・KDKS0607による。 （イ）　50%復元率・・・・・・・・・・　　〃 （ウ）　見かけ密度 ・・・・・・・・・・JIS K 6767による。 （エ）　硬度　　・・・・・・・・・・SRIS0101による。（アスカーＣ型使用） ３～４．（省略）	
第14節　道路標識及び区画線 １－２－14－１　道路標識 １．（省略） ２．標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標示板 JIS G 3131　（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JIS G 3141　（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JIS K 6744　（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯） JIS H 4000　（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条） JIS K 6718-1　（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｰﾒﾀｸﾘﾙ樹脂板―タイプ、寸法及び特性―第１部：キャスト板） JIS K 6718-2　（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｰﾒﾀｸﾘﾙ樹脂板―タイプ、寸法及び特性―第２部：押出板） ガラス繊維強化プラスチック板（Ｆ．Ｒ．Ｐ） (2) ～ (4)　（省略）	第14節　道路標識及び区画線 １－２－14－１　道路標識 １．（省略） ２．標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標示板 JIS G 3131　（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯） JIS G 3141　（冷間圧延鋼板及び鋼帯） JIS K 6744　（ポリ塩化ビニル被覆金属板） JIS H 4000　（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条） JIS K 6718-1　（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｰﾒﾀｸﾘﾙ樹脂板―タイプ、寸法及び特性―第１部：キャスト板） JIS K 6718-2　（ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｰﾒﾀｸﾘﾙ樹脂板―タイプ、寸法及び特性―第２部：押出板） ガラス繊維強化プラスチック板（Ｆ．Ｒ．Ｐ） (2) ～ (4)（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版

第15節　河川付属物

１－２－15－１　河川標識

河川標識の仕様は表２－58のものを標準とする。

表　２－58　河川標識

種類	名称・品質・規格等	ＪＩＳ番号
標示板	・アルミニウム合金板（1.200×1.800㎜×2㎜）に30μm以上の塗装（熱硬化性アクリル樹脂系塗装または、同等以上の塗装）を施したもの	
補助材	・リブ横長　4段	
文字入れ	・字体は丸ゴシック ・地色は白色　・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色とする ・スクリーン印刷　・クリアー仕上げ	
支柱	一般構造用炭素鋼管（STK400）φ76.3×2.8×3500㎜に亜鉛メッキ（160g/㎡以上）及び静電紛体塗装（50μm以上）を施したもの	JIS G 3444
根止め	一般構造用圧延圧鋼材 6×65×480㎜にタールエポキシ系塗装30μm以上塗布したもの	JIS G 3101
ボルト類	各種ボルトに溶融亜鉛メッキHDZT49（旧HD JIS B 1180Z35）以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641

（旧）令和３年10月版

第15節　河川付属物

１－２－15－１　河川標識

河川標識の仕様は表２－58のものを標準とする。

表　２－58　河川標識

種類	名称・品質・規格等	ＪＩＳ番号
標示板	・アルミニウム合金板（1.200×1.800㎜×2㎜）に30μm以上の塗装（熱硬化性アクリル樹脂系塗装または、同等以上の塗装）を施したもの	
補助材	・リブ横長　4段	
文字入れ	・字体は丸ゴシック ・地色は白色　・河川名は青色 ・水系名、管理主体は黒色とする ・スクリーン印刷　・クリアー仕上げ	
支柱	一般構造用炭素鋼管（STK400）φ76.3×2.8×3500㎜に亜鉛メッキ（160g/㎡以上）及び静電紛体塗装（50μm以上）を施したもの	JIS G 3444
根止め	一般構造用圧延圧鋼材 6×65×480㎜にタールエポキシ系塗装30μm以上塗布したもの	JIS G 3101
ボルト類	各種ボルトに溶融亜鉛メッキＨＤＺ３５以上を施したもの	JIS B 1180 JIS B 1181 JIS H 8641

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
１－２－15－３　銘板類 １．樋名板 樋名板の仕様は下記を標準とする。 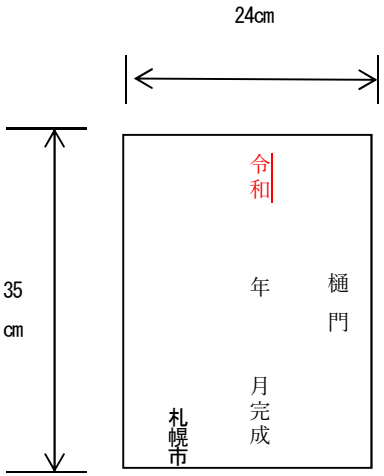 （材質） JIS H 5120　（銅及び銅合金鋳物） 青銅鋳物Ｉ種　CAC401 厚さ　２cm（板厚17mm+浮出3mm） 字幅 60mm 浮出３mm	１－２－15－３　銘板類 １．樋名板 樋名板の仕様は下記を標準とする。 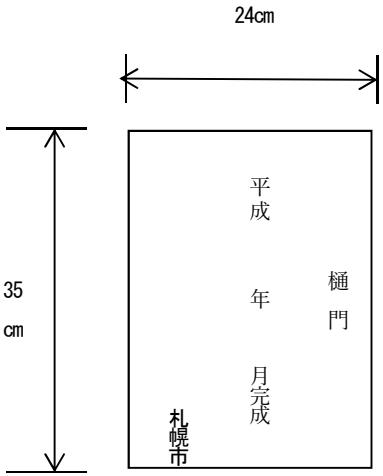 （材質） JIS H 5120　（銅及び銅合金鋳物） 青銅鋳物Ｉ種　CAC401 厚さ　２cm（板厚17mm+浮出3mm） 字幅 60mm 浮出３mm	
１－２－15－４　転落防止柵 河川用転落防止柵の構造等は下記を標準とする。 (1) ～(4)　（省略） (5) 亜鉛メッキの量はJIS G 3302 のＺ２７以上かJIS H 8641 のHDZT49（旧HDZ35）とし、その上に静電紛体塗装又は静電焼付塗装50μm以上を施すものとする。この場合、塗装の密着性を良くするため、メッキ面に燐酸処理等の下地処理を行うものとする。	１－２－15－４　転落防止柵 河川用転落防止柵の構造等は下記を標準とする。 (1) ～(4)　（省略） (5) 亜鉛メッキの量はJIS G 3302 のＺ２７以上かJIS H 8641 のＨＤＺ３５以上とし、その上に静電紛体塗装又は静電焼付塗装50μm以上を施すものとする。この場合、塗装の密着性を良くするため、メッキ面に燐酸処理等の下地処理を行うものとする。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版

第16節　砂防・地すべり・急傾斜付属物

１－２－16－１　標識

砂防・地すべり・急傾斜用標識は次表を標準とする。

(1) 砂防標識１号・３号、土石流危険渓流標識、急傾斜・地すべり用標識１号

表 ２－61　標識１号・３号

種類	名称・品質・規格等	JIS番号
標示板	・アルミニウム合金板（900×700㎜×2㎜）に30μm以上の塗装（熱硬化性アクリル樹脂塗装又は同等以上の塗装）を施したもの	
補助材	リブ横長　３段	
文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10～15μm	
支柱	・一般構造用角形鋼管（STK R400）□50×50×2.700×3.2㎜に溶融亜鉛メッキHDZT63（旧HDZ45）以上を施したもの	JIS G 3466 JIS H 8641
根止め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300㎜溶融亜鉛メッキHDZT63（旧HDZ45）以上を施したもの	JIS G 3101 JIS H 8641
取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板ｔ＝3㎜、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZT49（旧HDZ35）以上を施したもの	JIS　B 1180 JIS　B 1181 JIS　H 8641

（旧）令和３年10月版

第16節　砂防・地すべり・急傾斜付属物

１－２－16－１　標識

砂防・地すべり・急傾斜用標識は次表を標準とする。

(1) 砂防標識１号・３号、土石流危険渓流標識、急傾斜・地すべり用標識１号

表 ２－61　標識１号・３号

種類	名称・品質・規格等	JIS番号
標示板	・アルミニウム合金板（900×700㎜×2㎜）に30μm以上の塗装（熱硬化性アクリル樹脂塗装又は同等以上の塗装）を施したもの	
補助材	リブ横長　３段	
文字入等	・地色は白色 ・字体はゴシック ・クリアー焼付仕上げ10～15μm	
支柱	・一般構造用角形鋼管（STK R400）□50×50×2.700×3.2㎜に溶融亜鉛メッキHDZ 45（450g/㎡）以上を施したもの	JIS G 3466 JIS H 8641
根止め	・一般構造用圧延鋼材 4.5×300×300㎜溶融亜鉛メッキHDZ45(450ｇ/㎡)以上を施したもの	JIS G 3101 JIS H 8641
取付金具等	・取付金具はアルミニウム合金板ｔ＝3㎜、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ 35（350g/㎡）以上を施したもの	JIS　B 1180 JIS　B 1181 JIS　H 8641

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版

(2) 砂防標識２号、急傾斜・地すべり用標識２号

表 ２－62　標識２号

部材項目	名称・品質・規格等	JIS番号
支　柱	・一般構造用角型鋼管（STK R400）□00×100×2000×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZT63（旧HDZ45）以上＋合成樹脂静電粉体塗装80±10μmを施したもの ・メッキ後リン酸亜鉛処理で下処理すること	JIS G 3466 JIS H 8641
文字入れ	クリヤー焼付仕上げ　10～15μm	
根止め	・一般構造用圧延鋼材4.5×300×300mmに溶接亜鉛メッキHDZT63（旧HDZ45）以上を施したもの	JIS G 3101 JIS G 8641
取付金具等	・取付金具、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZT49（旧HDZ35）以上とする	JIS H 8641

１－２－16－４　砂防 堰 堤管理用梯子

砂防堰堤管理用梯子の仕様は下記のものを標準とする。

表 ２－63　管理用梯子

名称	規格・寸法・形状	仕　　上
砂防堰堤 管理用梯子	φ22mm 梯子幅500mm	溶融亜鉛メッキ(JIS H 8641) HDZT77(77μm以上)（旧HDZ55）

（旧）令和３年10月版

(2) 砂防標識２号、急傾斜・地すべり用標識２号

表 ２－62　標識２号

部材項目	名称・品質・規格等	JIS番号
支　柱	・一般構造用角型鋼管（STK R400）□00×100×2000×3.2mmに溶融亜鉛メッキHDZ 45（450g/㎡）以上＋合成樹脂静電粉体塗装80±10μmを施したもの ・メッキ後リン酸亜鉛処理で下処理すること	JIS G 3466 JIS H 8641
文字入れ	クリヤー焼付仕上げ　10～15μm	
根止め	・一般構造用圧延鋼材4.5×300×300mmに溶接亜鉛メッキHDZ45(450g/㎡)以上を施したもの	JIS G 3101 JIS G 8641
取付金具等	・取付金具、その他ボルト類は溶融亜鉛メッキHDZ 35（350g/㎡）以上とする	JIS H 8641

１－２－16－４　砂防 堰 堤管理用梯子

砂防堰堤管理用梯子の仕様は下記のものを標準とする。

表 ２－63　管理用梯子

名称	規格・寸法・形状	仕　　上
砂防堰堤 管理用梯子	φ22mm 梯子幅500mm	溶融亜鉛メッキ(JIS H 8641) HDZ55以上（550g/㎡）

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版

１－２－16－５　砂防 堰 堤立入防止柵

砂防堰堤立入防止柵は下記のものを標準とする。

表 ２－64　立入防止柵

名　　称	規格・寸法・形状	単位	仕　　上
砂防堰堤 立入防止柵	W=2.0m	組	鋼材　溶融亜鉛メッキ（JIS H 8641） HDZT77(77μm以上)（旧HDZ55） 標示板（アルミニウム合金板） 700×400×1.6m/m クリアー仕上(10～15μm) 南京錠（ステンレススチール製）を含む
	W=2.5m	組	
	W=3.0m	組	

第17節　その他

１－２－17－２　合成樹脂製品

合成樹脂による製品は、それぞれ次の規格に適合したものでなければならない。

(1) 硬質塩化ビニル管等

表 ２－65　硬質塩化ビニル管等

製　品　名	規　格
硬化ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742
硬質ポリ塩化ビニル板	JIS K 6745
一般用ポリエチレン管	JIS K 6761
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762
塩化ビニール樹脂製止水板	JIS K 6773
合成高分子ルーフィング	JIS A 6008
硬質ポリ塩化ビニル電線管	JIS C 8430

（２）省略

（旧）令和３年10月版

１－２－16－５　砂防 堰 堤立入防止柵

砂防堰堤立入防止柵は下記のものを標準とする。

表 ２－64　立入防止柵

名　　称	規格・寸法・形状	単位	仕　　上
砂防堰堤 立入防止柵	W=2.0m	組	鋼材　溶融亜鉛メッキ（JIS H 8641） HDZ55以上（550g/㎡） 標示板（アルミニウム合金板） 700×400×1.6m/m クリアー仕上(10～15μm) 南京錠（ステンレススチール製）を含む
	W=2.5m	組	
	W=3.0m	組	

第17節　その他

１－２－17－２　合成樹脂製品

合成樹脂による製品は、それぞれ次の規格に適合したものでなければならない。

(1) 硬質塩化ビニル管等

表 ２－65　硬質塩化ビニル管等

製　品　名	規　格
硬化ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742
硬質ポリ塩化ビニル板	JIS K 6745
一般用ポリエチレン管	JIS K 6761
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762
塩化ビニール樹脂製止水板	JIS K 6773
合成高分子ルーフィング	JIS A 6008
耐衝撃性硬質塩化ビニル電線管	JIS C 8430

（２）省略

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
１－２－17－８　構造物履歴板 構造物履歴板については、材質はJIS　H　2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、下図によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。 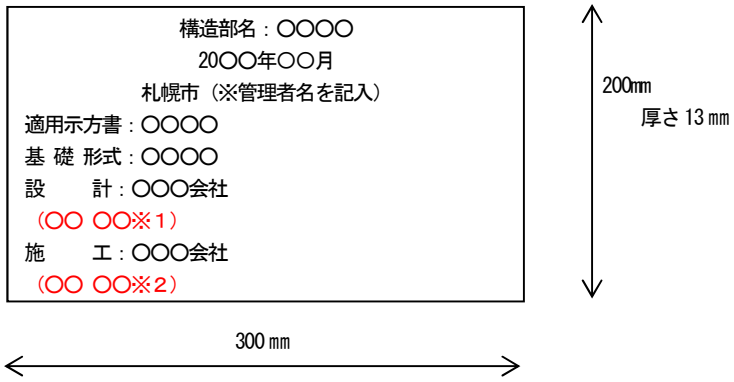 ※１ 管理技術者氏名、※２ 監理技術者氏名 図２－８ 構造物履歴板	１－２－17－８　構造物履歴板 構造物履歴板については、材質はJIS　H　2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、下図によらなければならない。 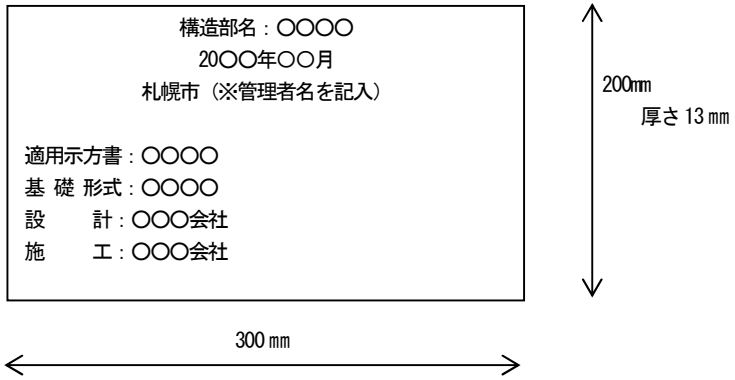 図２－８ 構造物履歴板	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
第３章 一般施工	第３章 一般施工	
第２節 適用すべき諸基準 Ｉ－３－２－１ 適用すべき諸基準 (14) 日本道路協会防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧　（令和３年３月） (25) 日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧　（令和３年10月） (30) 建設業労働災害防止協会ずい道等建設工事における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定）　（令和３年４月） (45) 土木学会　コンクリート標準示方書[基準編]　（平成30年10月） (48) 国土交通省道路土工構造物技術基準　（平成27年３月）	第２節 適用すべき諸基準 Ｉ－３－２－１ 適用すべき諸基準 (14) 日本道路協会防護柵の設置基準・同解説　（平成28年12月） (25) 日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧　（平成24年４月） (30) 建設業労働災害防止協会ずい道等建設工事における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定）　（平成24年３月） (45) 土木学会　コンクリート標準示方書[基準編]　（平成25年11月）	
第３節 共通的工種 １－３－３－２　材料 １～３．（省略） ４．塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) ～(6) (7) 以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ① 凍結防止剤を散布する区間 ② 交通量が非常に多い期間 ③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④ 温泉地帯など ⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	第３節 共通的工種 １－３－３－２　材料 １～３．（省略） ４．塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 (1) ～(6) (7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ア　海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 イ　雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所ウ路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合 ウ　路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
５．亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （1）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 （2）受注者は、めっきの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の膜厚77μm（旧HDZ55の550ｇ/㎡（片面の付着量））以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じくHDZT49の膜厚49μm（旧HDZ35の350ｇ/㎡（片面の付着量））以上としなければならない。 (3)～（4）　（省略） ６．受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。 (1)　（省略） (2) 支柱 ア～エ　（省略） オ　亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）HDZT49の膜厚49μm（旧HDZ35の350ｇ/㎡（片面の付着量））以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	５．亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （1）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 （2）受注者は、めっきの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種（ＨＤＺ55）の550g/ｍ２（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく２種（ＨＤＺ35）の350g/ｍ２（片面の付着量）以上としなければならない。 (3)～（4）　（省略） ６．受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。 (1)　（省略） (2) 支柱 ア～エ　（省略） オ　亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種（ＨＤＺ35）の350g/ｍ２（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
１－３－３－７　植生工 1～14.（省略） 15. 受注者は、種子散布及び植生基材吹付の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 種子散布および植生基材吹付を施工する前に、法面の土質・土壌試験を行い、その結果を工事監督員に提出した後、着手するものとする。 (2) 施工時期については、工事監督員と協議するものとする。 (3) 受注者は、材料を攪拌(かくはん)混合した後、均一に吹付けなければならない。 (4) 受注者は、吹付け距離及びノズルの角度及び圧力等を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。 16. 法面の土質・土壌試験の試験方法や試験基準については、次によること。 (1) 土の粒度試験 試験方法は、JIS A 1204 土の粒度試験方法による。 試験基準は、土質ごとに１箇所とする。ただし、他の工種で試験を実施している場合は省略することができる。 (2) レキ含有量 試験方法は、目視による。 試験基準は、土質ごと1,000m2につき１箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が1,000m2未満の場合は、土質ごとに最低１箇所とする。 (3) 土壌硬度、有機含有量、土壌酸度（PH）、リン酸吸収力 試験方法は、土壌及び作物栄養の診断基準（北海道立中央農業試験場、北海道農政部農業改良課）及び肥料分析法（農林水産省農業環境技術研究所）、またはこれらと同等の試験方法による。 試験基準は、土質ごと1,000m2につき１箇所とする。ただし、土質ごとの施工面積が1,000m2未満の場合は、土質ごとに最低１箇所とする。 17. 受注者は、植生基材吹付の施工に当たり、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。 18～ 21.（省略）	１－３－３－７　植生工 1～14.（省略） 15. 受注者は、種子散布及び植生基材吹付の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 種子散布及び植生基材吹付に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験を行い、その結果を工事監督員に提出した後、着手するものとする。 (2) 施工時期については、工事監督員と協議するものとする。 (3) 受注者は、材料を攪拌(かくはん)混合した後、均一に吹付けなければならない。 (4) 受注者は、吹付け距離及びノズルの角度及び圧力等を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。 16. 受注者は、植生基材吹付の施工に当たり、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。 17～ 20.（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
22. 受注者は、植生筋の施工に当たり、種子帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。 23. 受注者は、植生工に跡請保証が付された場合、跡請保証期間満了時に次の各号に示す品質を満足していなければならない。なお、満足していない場合は、発注者からの請求に基づき修補工事を実施しなければならない。 (1) 植生状態は、植生面から 10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が 80%以上であること。 (2) 植生面に 1m四方以上の裸地が無いこと。 (3) 草丈が 15ｃｍ以上であること。 24～26. （省略）	21. 受注者は、植生筋の施工に当たり、種子帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。 22. 受注者は、現場での土質・土壌試験、気象データ及び実施工程により、植生工施工前に表３－３に示す条件を確認するものとする。なお、土質・土壌試験の試験方法や試験基準等については、設計図書によるものとする。 23. 受注者は、前記 22 の条件を確認後、表３－３に示す条件と比較し、設計図書で定めた植生工法により施工適期に施工可能であれば、植生工の配合設計について、工事監督員の承諾を受けて、施工するものとする。なお、施工適期を定めるに当たっては、近傍の気象観測データ（平均値）と現地の外気温を比較し検討するものとする。 24. 受注者は、前記 22 の条件を確認後、設計図書で定めた植生工法が、表３－３に示す条件に適合しない場合、又は施工適期に施工できない場合は、工法の検討及び施工の可否について、工事監督員と協議するものとする。 25. 受注者は、植生工に跡請保証が付された場合、跡請保証期間満了時に次の各号に示す品質を満足していなければならない。なお、満足していない場合は、発注者からの請求に基づき修補工事を実施しなければならない。 (1) 植生状態は、植生面から 10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が 80%以上であること。 (2) 植生面に 1m四方以上の裸地が無いこと。 (3) 草丈が 15ｃｍ以上であること。 26～28. （省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版

表３－３　植生工法適応条件表（1/2）

植生工法条件	生芝	腐植質種子散布工	有機材種子散布工	吹付工（土砂系） ｔ＝3cm
適用土質 地盤材料の工学的分類法（JGS 0051-2020）の中分類名称[中分類記号]または（小分類記号）による	細粒分まじりれき[GF] 砂（細粒分5～15%のS-F・S-FG）注)1 れき質砂（細粒分5～15%のSG-F） 細粒分まじり砂[SF] シルト[M] 粘性土[C] 有機質土[O] 火山灰質粘性土[V]	細粒分まじり砂[SF] シルト[M] 粘性土[C] 有機質土[O] 火山灰質粘性土[V]	細粒分まじりれき[GF] 細粒分まじり砂[SF] シルト[M] 粘性土[C] 有機質土[O] 火山灰質粘性土[V]	れき（中れき（粒径19mm）以下かつ細粒分5～15%のG-F・G-FS） 砂れき（細粒分5～15%のGS-F） 細粒分まじりれき[GF] れき質砂（細粒分5～15%のSG-F） 細粒分まじり砂[SF] シルト[M] 粘性土[C] 有機質土[O] 火山灰質粘性土[V]
れき含有量注)2	0%～80%	0%～20%	0%～30%	0%～30%
土壌硬度	10mm～27mm未満	10mm～23mm未満	10mm～23mm未満	10mm～27mm未満
勾配	1.0　割以上	1.2　割以上	1.0　割以上	1.0　割以上
法面垂直高	－	30m以下	30m以下	80m以下
有機含有量	－	3%以上	3%未満	－
土壌酸度（PH）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H2O）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H2O）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H2O）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H2O）
リン酸吸収力 mg／土砂100mg	1,700以下	1,700以下	1,700以下	－
吹付用ホース延長 注)5・6	－	0～200m	0～120m	0～80m
施工適期　注)7	施工完了時期が日平均気温－5℃以上までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで。

（旧）令和３年10月版

表３－３　植生工法適応条件表（1/2）

植生工法条件	生芝	腐植質種子散布工	有機材種子散布工	吹付工（土砂系） ｔ＝3cm
適用土質 （　）内は細粒度量（75μmふるいを通過するもの）重量比をいう	レキ質土 （15%以上50%未満） 砂 （5%以上15%未満） 砂質土 （15%以上50%未満） シルト　（50%以上） 粘性土　（50%以上） 有機質土 （50%以上） 火山灰質粘性土 （50%以上）	砂質土 （15%以上50%未満） シルト　（50%以上） 粘性土　（50%以上） 有機質土 （50%以上） 火山灰質粘性土 （50%以上）	レキ質土 （15%以上50%未満） 砂質土 （15%以上50%未満） シルト　（50%以上） 粘性土　（50%以上） 有機質土 （50%以上） 火山灰質粘性土 （50%以上）	中レキ （5%以上15%未満） 細レキ （5%以上15%未満） 砂レキ （5%以上15%未満） レキ質土 （15%以上50%未満） 砂 （5%以上15%未満） 砂質土 （15%以上50%未満） シルト　（50%以上） 粘性土　（50%以上） 有機質土 （50%以上） 火山灰質粘性土 （50%以上）
レキ含有量	0%～80%	0%～20%	0%～30%	0%～30%
土壌硬度	10mm～27mm未満	10mm～23mm未満	10mm～23mm未満	23mm～27mm未満
勾配	1.0　割以上	1.2　割以上	1.0　割以上	1.0　割以上
法面垂直高	－	30m以下	30m以下	80m以下
有機含有量	－	3%以上	3%未満	－
土壌酸度（PH）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H2O）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H2O）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H2O）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H2O）
リン酸吸収力 mg／土砂100mg	1,700以下	1,700以下	1,700以下	－
吹付用ホース延長	－	0～200m	0～120m	0～80m
施工適期	施工完了時期が日平均気温－5℃以上までとする。ただし、凍結している法面への施工は行わないこととする。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60日間確保されると予想される時まで。

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
表３－３　植生工法適応条件表（1/2）　（省略） 注）１．土質分類の細粒分は、0.075mm ふるいを通過する細粒土（シルト、粘土、コロイド）の量をいう。 ２．れき含有量のれきとは、2mm 以上 75mm 以下の粗粒土（細れき、中れき、粗れき）をいう。 ３．適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。 ４．現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。 ５．土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。 ６．施工時期を求めるには近隣地区の気象データ（平均値）と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 ７．人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。 ８．人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温５℃以上が 60 日間確保されると予想される時期までとする。 ９．植生工法の判定後に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工（土砂系）の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工（有機質系）を選択するものとする。	表３－３　植生工法適応条件表（1/2）　（省略） 注）１．土質分類の細粒土量とは、７５μmふるいを通過する細粒土（シルト、粘土、コロイド）の量をいう。 ２．レキ含有量のレキとは、２mm以上 75μm以下の粗粒土（細レキ、中レキ、粗レキ）をいう。 ３．現地調査の結果、適応条件に合わない場合は、設計変更を行う。 ４．土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。 ５．施工時期を求めるには近隣地区の気象データ（平均値）と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 ６．人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。 ７．人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温５℃以上が 60 日間確保されると予想される時期までとする。 ８．植生工法の判定後に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工（土砂系）の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工（有機質系）を選択するものとする。 ９．各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版

表３－３　植生工法適応条件表（2/2）

植生工法 条件	植生基材吹付工 （土砂系） ｔ＝5cm	植生基材吹付工 （有機質系） ｔ＝3cm	植生基材吹付工 （有機質系） ｔ＝5cm	植生基材吹付工 （有機質系） ｔ＝8cm
適 用 土 質 地盤材料の工学的分類法（JGS　0051-2020）の中分類名称［中分類記号］または（小分類記号）による	粗レキ（15%未満） 中レキ（5%未満） 細レキ最大粒径５mm （5%未満） 砂最大粒径２mm （5%未満） レキ質土 （15%以上 50%未満） 砂 （5%以上 15%未満） 砂質土 （15%以上 50%未満） シルト　（50%以上） 粘性土　（50%以上） 有機質土（50%以上） 火山灰質粘性土 （50%以上）	軟岩（Ⅰ） 強風化・き裂面風化 クラック間隔 5cm未満 レキ最大粒径７５mm （5%未満）	軟岩（Ⅰ・Ⅱ） き裂面風化 クラック間隔 5cm～１５cm未満	軟岩（Ⅱ）・中硬岩・硬岩 き裂面風化 クラック間隔 １５cm～５０cm未満
れき含有量　注）２	30%～50%	－	－	－
土壌硬度	27 mm～30 mm未満	30 mm以上	30 mm以上	30 mm以上
勾配	1.0　割以上	1.0　割以上	0.8　割以上	0.8　割以上
法面垂直高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有機含有量	－	－	－	－
土壌酸度（PH）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H20）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H20）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H20）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H20）
リン酸吸収力 mg／土砂 100 mg	－	－	－	－
吹付用ホース延長 注）5・6	0～80m	0～200m	0～200m	0～200m
施工適期　注）7	施工完了後、日平均気温5℃以上が60 日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60 日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60 日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時まで。

（旧）令和３年 10 月版

表３－３　植生工法適応条件表（2/2）

植生工法 条件	植生基材吹付工 （土砂系） ｔ＝5cm	植生基材吹付工 （有機質系） ｔ＝3cm	植生基材吹付工 （有機質系） ｔ＝5cm	植生基材吹付工 （有機質系） ｔ＝8cm
適用土質 （　）内は細粒度量（75 μmふるいを通過するもの）重量比をいう	粗レキ（15%未満） 中レキ（5%未満） 細レキ最大粒径５mm （5%未満） 砂最大粒径２mm （5%未満） レキ質土 （15%以上 50%未満） 砂 （5%以上 15%未満） 砂質土 （15%以上 50%未満） シルト　（50%以上） 粘性土　（50%以上） 有機質土（50%以上） 火山灰質粘性土 （50%以上）	軟岩（Ⅰ） 強風化・き裂面風化 クラック間隔 5cm未満 レキ最大粒径７５mm （5%未満）	軟岩（Ⅰ・Ⅱ） き裂面風化 クラック間隔 5cm～１５cm未満	軟岩（Ⅱ）・中硬岩・硬岩 き裂面風化 クラック間隔 １５cm～５０cm未満
レキ含有量	30%～50%	－	－	－
土壌硬度	27 mm～30 mm未満	30 mm以上	30 mm以上	30 mm以上
勾配	1.0　割以上	1.0　割以上	0.8　割以上	0.8　割以上
法面垂直高	80m以下	80m以下	80m以下	80m以下
有機含有量	－	－	－	－
土壌酸度（PH）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H20）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H20）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H20）	4.0～6.5（KcL） 4.5～7.0（H20）
リン酸吸収力 mg／土砂 100 mg	－	－	－	－
吹付用ホース延長	0～80m	0～200m	0～200m	0～200m
施工適期	施工完了後、日平均気温5℃以上が60 日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60 日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温5℃以上が60 日間確保されると予想される時まで。	施工完了後、日平均気温 5℃以上が 60 日間確保されると予想される時まで。

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
表３－３　植生工法適応条件表（2/2）　（省略） 注）１．土質分類の細粒分は、0.075mm ふるいを通過する細粒土（シルト、粘土、コロイド）の量をいう。 ２．れき含有量のれきとは、2mm 以上 75mm 以下の粗粒土（細れき、中れき、粗れき）をいう。 ３．適用可能な工法のうち経済的な工法を標準とする。 ４．現地調査の結果、当初選定した工法が本表の条件に合わない場合は、工法について設計変更し、必要に応じて各事業の設計要領や技術指針等により対策を別途考慮すること。 ５．土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。 ６．施工時期を求めるには近隣地区の気象データ（平均値）と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 ７．人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。 ８．人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温５℃以上が 60 日間確保されると予想される時期までとする。 ９．植生工法の判定後に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工（土砂系）の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工（有機質系）を選択するものとする。	表３－３　植生工法適応条件表（2/2）　（省略） 注）１．土質分類の細粒土量とは、７５μmふるいを通過する細粒土（シルト、粘土、コロイド）の量をいう。 ２．レキ含有量のレキとは、２mm以上 75μm以下の粗粒土（細レキ、中レキ、粗レキ）をいう。 ３．現地調査の結果、適応条件に合わない場合は、設計変更を行う。 ４．土壌酸度が適応条件から外れる場合には、土壌酸度矯正のための補助工法を別途考慮すること。 ５．施工時期を求めるには近隣地区の気象データ（平均値）と現地の外気温を比較考慮し、行うこと。 ６．人工芝を使用する場合は、個々の製品の品質と現場の土質、土壌に適応することを確認し使用すること。 ７．人工芝を使用する際の施工適期は、施工完了後、日平均気温５℃以上が 60 日間確保されると予想される時期までとする。 ８．植生工法の判定後に、「吹付用ホース延長を除く適応条件」は植生基材吹付工（土砂系）の基準を満たすが、「吹付用ホース延長の適応条件」の基準により選択不可となる場合、同等厚の植生基材吹付工（有機質系）を選択するものとする。 ９．各植生工法の吹付用ホース延長について、記載基準を超える場合は、別途協議する。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
１－３－３－９　小型標識工 1～15.（省略） 15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）（HDZT77）の膜厚77μm（旧HDZ55の550g/㎡（片面の付着量））以上としなければならない。ただし、暑さ3.2mm以上6mm未満の鋼材については2種（HDZT63）膜厚63μm（旧HDZ45の450g/㎡（片面の付着量））以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については２種（HDZT49）膜厚49μm（旧HDZ35の350g/㎡（片面の付着量））以上とするものとする。 16～19.（省略）	１－３－３－９　小型標識工 1～15.（省略） 15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種の（ＨＤＺ55）550g/m２（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、暑さ3.2mm以上6mm未満の鋼材については2種（HDZ45）450 g/m２（片面の付着量）以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については２種（ＨＤＺ35）350g/m２（片面の付着量）以上とするものとする。 16～19.（省略）	
１－３－３－10　防止柵工 １～２.（省略） ３．塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 （溶融亜鉛めっき）２種（HDZT49）膜厚49μm（旧HDZ35の350g/㎡（片面の付着量））以上となるよう施工しなければならない。 ４．（省略）	１－３－３－10　防止柵工 １～２.（省略） ３．塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 （溶融亜鉛めっき）２種（HDZ35）の 350g/㎡（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。 ４．（省略）	
第４節　基礎工 １－３－４－４　既製杭工 1～12.（省略） 13. 受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。 (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定によらなければならない。 (3) 受注者は、杭の継手は、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定によらなければならない。 14. 受注者は、杭の施工を行うに当たり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の7.施工 7.4くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌(かくはん)方式又はコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。 15～24.（省略）	第４節　基礎工 １－３－４－４　既製杭工 1～12.（省略） 13. 受注者は、既製コンクリート杭の施工に当たり、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。 (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みは、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定によらなければならない。 (3) 受注者は、杭の継手は、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定によらなければならない。 14. 受注者は、杭の施工を行うに当たり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の7.施工 7.4くい施工で、7.4.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌(かくはん)方式又はコンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。 15～24.（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版

第 10 節　仮設工

１－３－10－17　トンネル仮設備工

1～16.（省略）

17. 受注者は、集塵（じん）装置の設置に当たり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉塵を効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）を含めた粉塵を清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。

18～ 19.（省略）

第４章　土　工

第３節　河川土工（築堤工）・海岸土工・砂防土工

１－４－３－１　一般事項

（省略）名称			説　　明		摘　要
A	B	C			
土	火山灰土	未風化火山灰土	締固めにより強度が増加する透水性の軽石質、砂礫類		
		風化火山灰土	（押土、ゆさぶり、敷均し、締固め等）こね返しにより強度が低下。	高含水粘性を呈する軽石質、砂礫類の風化土	
	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫（G） 礫質土（ＧＦ）

（省略）

表４－２　伐開除根作業（河川）

区分	種別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
土工に関係ない用地内 軟弱地盤	地面で刈りとる	除去	根元で切りとる	同左
河川築堤盛土（軟弱地盤を除く） 土取場	根からすきとる	除去	伐根除去	同左

（旧）令和３年 10 月版

第 10 節　仮設工

１－３－10－17　トンネル仮設備工

1～16.（省略）

17. 受注者は、集塵（じん）装置の設置に当たり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉塵を効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉塵を清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。

18～ 19.（省略）

第４章　土　工

第３節　河川土工（築堤工）・海岸土工・砂防土工

１－４－３－１　一般事項

（省略）名称			説　　明		摘　要
A	B	C			
土	火山灰土	未風化火山灰土	締固めにより強度が増加する透明性の軽石質、砂礫類		
		風化火山灰土	（押土、ゆさぶり、敷均し、締固め等）こね返しにより強度が低下。	高含水粘性を呈する軽石質、砂礫類の風化土	
	礫質土	礫まじり土	礫の混入があって掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫（G） 礫質土（ＧＦ）

（省略）

表４－２　伐開除根作業（河川）

区分	種別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
土工に関係ない用地内 軟弱地盤	地面で刈りとる	除去	根本で切りとる	同左
河川築堤盛土（軟弱地盤を除く） 土取場	根からすきとる	除去	伐根除去	同左

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>（新）令和４年 10 月版</th><th>（旧）令和３年 10 月版</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>１－４－３－４　盛土補強工
１～２．（省略）
３．補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。３．受注者は、安定シート材と盛土が一体化して所定の効果が発揮できるように施工しなければならない。
４．受注者は、安定シート材と盛土が一体化して所定の効果が発揮できるように施工しなければならない。
５．（省略）</td>
<td>１－４－３－４　盛土補強工
１～２．（省略）
３．受注者は、安定シート材と盛土が一体化して所定の効果が発揮できるように施工しなければならない。
４．（省略）</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>第４節　道路土工
１－４－４－１　一般事項
1～13.（省略）
14. 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表４－４に従い施工しなければならない。
表４－４　伐開除根作業
<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="4">種　　別</th></tr>
<tr><th>雑草・ささ類</th><th>倒木</th><th>古根株</th><th>立木</th></tr>
<tr><td>路床面まで１ｍ以上の盛土箇所</td><td>地面で刈りとる</td><td rowspan="2">除去</td><td rowspan="2">伐根除去</td><td rowspan="2">同左</td></tr>
<tr><td>路床面まで１ｍ未満の盛土箇所</td><td>根からすきとる</td></tr>
</table>
15～21.（省略）</td>
<td>第４節　道路土工
１－４－４－１　一般事項
1～13.（省略）
14. 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表４－４に従い施工しなければならない。
表４－４　伐開除根作業
<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="4">種　　別</th></tr>
<tr><th>雑草・ささ類</th><th>倒木</th><th>古根株</th><th>立木</th></tr>
<tr><td>路床面まで１ｍ以上の盛土箇所</td><td>地面で刈りとる</td><td>除去</td><td>根元で切りとる</td><td>同左</td></tr>
<tr><td>路床面まで１ｍ未満の盛土箇所</td><td>根からすきとる</td><td>除去</td><td>伐根除去</td><td>同左</td></tr>
</table>
15～21.（省略）</td>
<td></td>
</tr>
</table>

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第５章　無筋、鉄筋コンクリート	第５章　無筋、鉄筋コンクリート	
第３節　コンクリート １－５－３－２　レディーミクストコンクリート １．（省略） ２．受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。 (1) ＪＩＳマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布　法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にＪＩＳマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士　　等が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) ＪＩＳマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16 年６月９日公布　法律第 95 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 　なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（(社) 日本コンクリート工学協会認定）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 ３～５．（省略）	第３節　コンクリート １－５－３－２　レディーミクストコンクリート １．（省略） ２．受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は次による。 (1) ＪＩＳマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16 年６月９日公布　法律第 95 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にＪＩＳマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（(社) 日本コンクリート工学協会認定）をもつ技術者あるいはこれらと同等以上の技術者）が常駐しており、配合設計及び品質管理等をより適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から原則選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。 (2) ＪＩＳマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律（平成16 年６月９日公布　法律第 95 号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により工事監督員の確認を得なければならない。 　なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格（(社) 日本コンクリート工学協会認定）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。 ３～５．（省略）	
１－５－３－７　コンクリート打込み 1～27．（省略） 28．狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。	１－５－３－７　コンクリート打込み 1～27．（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第５節　鉄筋 １－５－５－５　ガス圧接 １．圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験[又はこれと同等以上（社団法人日本圧接協会が実施する手動ガス圧接工技量資格検定試験（2 種以上））の検定試験]に合格した者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 （鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接す技量を有する技術者でなければならない。 　なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して工事監督員の承諾を得るものとする。また、圧接工の技量の確認に関して、工事監督員または検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。 ２～７．（省略）	第５節　鉄筋 １－５－５－５　ガス圧接 １．圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験[又はこれと同等以上（社団法人日本圧接協会が実施する手動ガス圧接工技量資格検定試験（2 種以上））の検定試験]に合格した者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、社団法人：日本圧接協会が実施する自動ガス圧接工技量資格検定試験に合格した者でなければならない。 　なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とすることができる。この場合、施工方法について工事監督員の承諾を得るものとする。また、資格証明書の写しを工事監督員に提出するものとする。 ２～７．（省略）	
第２編　河川編	第２編　河川編	
第１章　築堤・護岸	第１章　築堤・護岸	
第２節　適用すべき諸基準 ２－１－２－１　適用すべき諸基準 (2) 国土交通省　河川砂防技術基準（案）同解説　（令和３年４月）	第２節　適用すべき諸基準 ２－１－２－１　適用すべき諸基準 (2) 建設省　河川砂防技術基準（案）同解説　（平成 26 年 12 月）	
第３章　樋門・樋管（排水工）	第３章　樋門・樋管（排水工）	
第２節　適用すべき諸基準 ２－３－２－１　適用すべき諸基準 (2) 国土交通省　河川砂防技術基準　（令和３年４月） (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）　（令和３年３月） (7) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）　（令和３年３月）	第２節　適用すべき諸基準 ２－３－２－１　適用すべき諸基準 (2) 建設省　河川砂防技術基準（案）同解説　（平成９年 10 月） (6) 国土交通省 機械工事共通仕様書（案）　（令和２年３月） (7) 国土交通省 機械工事施工管理基準（案）　（令和元年 10 月）	
第４章　水門	第４章　水門	
第２節　適用すべき諸基準 ２－４－２－１　適用すべき諸基準 (2) 国土交通省　河川砂防技術基準　（令和３年４月） (9) 国土交通省　機械工事施工管理基準（案）　（令和３年３月） (10) 国土交通省　機械工事塗装要領（案）・同解説　（令和３年２月）	第２節　適用すべき諸基準 ２－４－２－１　適用すべき諸基準 (2) 建設省河川砂防技術基準（案）同解説　（平成９ 年 10 月） (9) 国土交通省　機械工事施工管理基準（案）　（令和元年 10 月） (10) 国土交通省機械工事塗装要領（案）・同解説　（平成 22 年４月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第５章　堰	第５章　堰	
第２節　適用すべき諸基準 ２－５－２－１　適用すべき諸基準 (4) 国土交通省　河川砂防技術基準　（令和３年４月） (9) 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（令和２年９月）	第２節　適用すべき諸基準 ２－５－２－１　適用すべき諸基準 (4) 建設省河川砂防技術基準（案）同解説　（平成　9 年 10 月） (9) 日本道路協会　鋼道路橋施工便覧　（平成 27 年 3 月）	
第４節　可動堰本体工 ２－５－４－１　一般事項 １．（省略） ２．受注者は、可動堰本体工の施工に当たっては、「ダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会平成 28 年 10 月）」及び、「国土交通省　ダム・堰施設技術基準（案）（平成 28 年 3 月）第７章施工」の規定によらなければならない。 これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	第４節　可動堰本体工 ２－５－４－１　一般事項 １．（省略） ２．受注者は、可動堰本体工の施工に当たっては、「ダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会平成 28 年 10 月）」及び、「国土交通省　ダム・堰施設技術基準（案）（平成 28 年 3 月）第７章施工」の規定によらなければならない。	
第６節　魚道工 ２－５－６－１　一般事項 １．（省略） ２．受注者は、魚道工の施工に当たってはダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月）及び、国土交通省　ダム・堰施設技術基準（案）（平成 28 年 3 月）第７章施工の規定によらなければならない。 これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	第６節　魚道工 ２－５－６－１　一般事項 １．（省略） ２．受注者は、魚道工の施工に当たってはダム・堰施設技術協会　ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（平成 28 年 10 月）及び、国土交通省　ダム・堰施設技術基準（案）（平成 28 年 3 月）第７章施工の規定によらなければならない。	
第６章　排水機場	第６章　排水機場	
２－６－２－１　適用すべき諸基準 (3) 国土交通省　河川砂防技術基準（案）同解説　（令和３年４月） (4) 河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説　（令和２年１月）	第２節　適用すべき諸基準 ２－６－２－１　適用すべき諸基準 (3) 建設省河川砂防技術基準（案）同解説　（平成９年10月） (4) 河川ポンプ施設技術協会揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説　（令和２年 9 月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
２－６－３－７　燃料貯油槽工 １～4.（省略） 5. 受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。	２－６－３－７　燃料貯油槽工 １～4.（省略）	
第７章　床止め	第７章　床止め	
第２節　適用すべき諸基準 ２－７－２－１　適用すべき諸基準 (2) 国土交通省　河川砂防技術基準（案）同解説　（令和３年　４月） (3) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） （平成 28 年　10 月）	第２節　適用すべき諸基準 ２－７－２－１　適用すべき諸基準 (2) 建設省河川砂防技術基準（案）同解説　（平成 9 年 10 月） (3) ダム・堰施設技術協会ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編） （平成 26 年　9 月）	
第４編　砂防編 第１章　砂防堰堤	第３編　海岸編 第１章　砂防堰堤	
第４節　コンクリート堰堤工 ４－１－４－１　一般事項 １～３．（省略） ４．受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。 ５～８．（省略）	第４節　コンクリート堰堤工 ４－１－４－１　一般事項 １～３．（省略） ４．受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ずコールドジョイントを設けなければならない場合には、打継目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に工事監督員の承諾を得なければならない。 ５～８．（省略）	
第２章　渓流保全（流路）	第２章　渓流保全（流路）	
第２節　適用すべき諸基準 ４－２－２－１　適用すべき諸基準 (1) 国土交通省　河川砂防技術基準（案）同解説　（令和３年４月）	第２節　適用すべき諸基準 ４－２－２－１　適用すべき諸基準 (1) 建設省　河川砂防技術基準（案）同解説　（平成９年 10 月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第５編　道路編 第１章　道路改良	第５編　道路編 第１章　道路改良	
第２節　適用すべき諸基準 ５－１－２－１　適用すべき諸基準 (1) 日本道路協会道路土工構造物技術基準・同解説　（平成 29 年３ 月） (2) 地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説　（平成 24 年５月） (3) 日本道路協会　道路土工要綱　（平成 21 年６月） (4)～(14)　（省略） (15) 土木研究センター　多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成 26 年 8 月） (16) 日本道路協会道路防雪便覧　（平成 2 年５月） (17) 日本建設機械化協会　除雪・防雪ハンドブック（防雪編）　（平成 16 年 12 月） (18)～(20)　（省略） (21) 日本道路協会防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧　（令和３年３月） (22) ～ (28)（省略）	第２節　適用すべき諸基準 ５－１－２－１　適用すべき諸基準 (1) 地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説　（平成24年５月） (2) 日本道路協会　道路土工要綱　（平成21年６月） (3)～(13)　（省略） (14) 土木研究センター　多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成 26 年 8 月） (15) 日本道路協会道路防雪便覧　（平成 2 年５月） (16) 日本建設機械化協会　除雪・防雪ハンドブック（除雪編）　（平成 16 年 12 月） (17) 日本建設機械化協会　除雪・防雪ハンドブック（防雪編）　（平成 16 年 12 月） (18)～(20)　（省略） (21) 日本道路協会防護柵の設置基準・同解説　（平成 28 年 12 月） (22) ～ (28)（省略）	
第９節　防護柵工 ５－１－９－１　一般事項 １～２．（省略） ２．　受注者は、防護柵工の施工に当たって、防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 4-1 施工の規定、道路土工要綱第５章施工計画の規定によらなければならない。 4～5.（省略）	第９節　防護柵工 ５－１－９－１　一般事項 １～２．（省略） ３．　受注者は、防護柵工の施工に当たって、防護柵の設置基準・同解説 4-1 施工の規定、道路土工要綱第５章施工計画の規定によらなければならない。 4～5.（省略）	
第 10 節　標識工 ５－１－10－２　材料 １～３．（省略） ４．受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（(一社）日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格）を参考に行うことが望ましい。 ５．（省略） ６．受注者は、標示板の文字・記号等を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	第 10 節　標識工 ５－１－10－２　材料 １～３．（省略） ４．受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にひずみの出ないようスポット溶接をしなければならない。 ５．（省略） ６．受注者は、標示板の文字・記号等を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示しなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
５－１－10－５　道路標識 1～5.（省略） ６．亜鉛めっき地肌のままの場合 (1) 亜鉛めっき地肌のまま使用する場合は、支柱、ブラケット及びその他の部材は成型加工後、溶融亜鉛めっきを施したものとする。亜鉛の付着量は支柱、ブラケットの場合、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」（HDZT77）の膜厚77μm（旧HDZ55の550ｇ/㎡（片面の付着量））以上とする。ただし厚さ3.2㎜以上6㎜未満の鋼材については（HDZT63）の膜厚63μm（旧HDZ45の450ｇ/㎡（片面の付着量））以上、厚さ3.2㎜以下の鋼材については、２種（HDZ35）とする。その他の部材は同じくHDZT49の膜厚49μm（旧HDZ35の350ｇ/㎡（片面の付着量））以上とする。 (2) (3)　（省略）	５－１－10－５　道路標識 1～5.（省略） ６．亜鉛めっき地肌のままの場合 (1) 亜鉛めっき地肌のまま使用する場合は、支柱、ブラケット及びその他の部材は成型加工後、溶融亜鉛めっきを施したものとする。亜鉛の付着量は支柱、ブラケットの場合、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」２種（HDZ55）550g/㎡（片面の付着量）以上とする。ただし暑さ3.2㎜以上6㎜未満の鋼材については２種（HDZ45）450ｇ/㎡（片面の付着量）以上、厚さ3.2㎜以下の鋼材については、２種（HDZ35）とする。その他の部材は同じく２種（HDZ35）の350g/㎡（片面の付着量）以上とする。 (2) (3)　（省略）	
第２章　舗装	**第２章　舗装**	
第２節　適用すべき諸基準 ５－２－２－１　適用すべき諸基準 (17) 日本みち研究所　景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（平成29年11月） (18) 日本道路協会舗装の長期保証制度に関するガイドブック　（令和３年３月） (19) 日本道路協会舗装種別選定の手引き　（令和３年12月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－２－２－１　適用すべき諸基準 (17) 日本みち研究所　景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（平成29年11月）	
第３章　橋梁下部	**第３章　橋梁下部**	
第３節　工場製作工 ５－３－３－１　一般事項 １～７．（省略） ８．受注者は、工場製作工の施工については、道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）第20章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	第３節　工場製作工 ５－３－３－１　一般事項 １～７．（省略） ８．受注者は、工場製作工の施工については、道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。	
５－３－４－10　躯体工 １．～３．（省略） ４．受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第６章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 ５～11.（省略）	５－３－４－10　躯体工 １．～３．（省略） ４．受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第５章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 ５～11.（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
５－３－６－11　橋脚フーチング工 １～３．（省略） ４．受注者は、アンカーフレームの架設については、鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第３章 架設施工による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。 ５．（省略） ６．受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第６章 支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 ７～８．（省略）	５－３－６－11　橋脚フーチング工 １～３．（省略） ４．受注者は、アンカーフレームの架設については、鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編第３章 架設による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。 ５．（省略） ６．受注者は、フーチングの箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第５章 支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 ７～８．（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第８節　橋梁付属物工 ５－３－８－１　銘板工 　橋梁下部には原則として橋台、橋脚ごとに橋歴板を上流側の目視しやすい位置に取り付けるものとする。材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法は上部工に準ずるものとし記載事項は下記による。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は工事監督員と協議しなければならない。 完成年月　○○○○年○○月 下部型式　逆Ｔ字、扶壁式等 下部高　フーチング底面から沓座までの高さ 基礎型式　鋼管杭、ケーソン直接基礎等 杭概要　杭長、杭径、本数 設計業者　○○○○会社 （○○ ○○※１）　※１ 管理技術者氏名 施工業者　○○○○会社 （○○ ○○※２）　※２ 管理技術者氏名 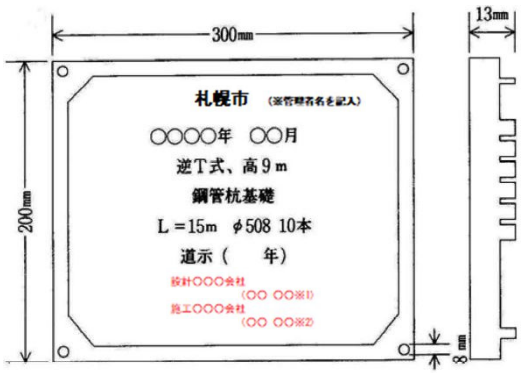 ※１ 管理技術者氏名、※２ 監理技術者氏名 図３―１　橋歴板	第８節　橋梁付属物工 ５－３－８－１　銘板工 　橋梁下部には原則として橋台、橋脚ごとに橋歴板を上流側の目視しやすい位置に取り付けるものとする。材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法は上部工に準ずるものとし記載事項は下記による。 完　　成　○○○○年○○月 下部型式　逆Ｔ字、扶壁式等 下部高　フーチング底面から沓座までの高さ 基礎型式　鋼管杭、ケーソン直接基礎等 杭概要　杭長、杭径、本数 施工業者　○○○○会社 設計業者　○○○○会社 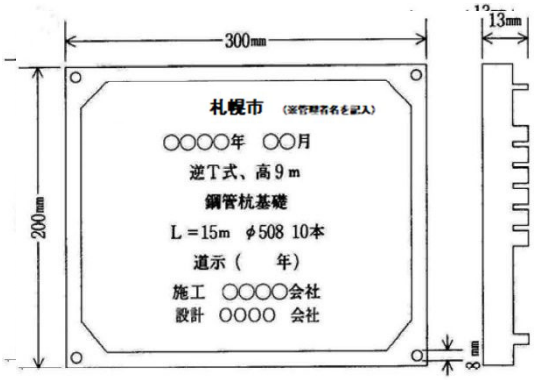 図３―１　橋歴板	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
第４章　鋼橋上部	**第４章　鋼橋上部**	
第２節　適用すべき諸基準 ５－４－２－１　適用すべき諸基準 (5) 日本道路協会　鋼道路橋設計便覧　（令和２年 9 月） (9) 日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 （令和３年 ３月） (13) 日本道路協会　鋼道路橋の疲労設計指針　（令和２年 9 月） (16) 日本道路協会道路橋伸縮装置便覧　（昭和 45 年４ 月） (17) 日本道路協会小規模吊橋指針・同解説　（昭和 59 年４ 月） (18) 日本道路協会道路橋ケーブル構造便覧　（令和３ 年 10 月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－４－２－１　適用すべき諸基準 (5) 日本道路協会　鋼道路橋設計便覧　（昭和 55 年 8 月） (9) 日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説　（平成 28 年 12 月） (13) 日本道路協会　鋼道路橋の疲労設計指針　（平成 14 年 3 月）	
第３節　工場製作工 ５－４－３－８　橋梁用防護柵製作工 １．製作加工 (1)　（省略） (2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ア　受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 イ　受注者は、めっきの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき））（HDZT77）の膜厚 77μm（旧 HDZ55 の 550ｇ/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく（HDZT49）の膜厚 49μm（旧 HDZ35 の 350ｇ/㎡（片面の付着量））以上としなければならない。 ウ　受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、前項イのその他の部材の場合を適用しなければならない。 ２～４．（省略）	第３節　工場製作工 ５－４－３－８　橋梁用防護柵製作工 １．製作加工 (1)　（省略） (2) 亜鉛めっき地肌のままの場合 ア　受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。 イ　受注者は、めっきの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種の（HDZ55）の 550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく２種（HDZ35）の 350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。 ウ　受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、前項イのその他の部材の場合を適用しなければならない。 ２～４．（省略）	
第４節　鋼橋架設工 ５－４－４－２　材料 １～２．（省略） ３．受注者は、架設時に使用する鋼部材に変形、腐食のある場合には、次の各号によらなければならない。 (1) 著しい変形、腐食のある部材は、交換するか補修を行なうものとする。 (2) 変形は、部材長の 1/1000 以下に矯正して使用するものとする。なお、架設時の材料の特性値は、道路橋示方書・同解説Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋・鋼部材編）４章　材料の特性値によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。 (3) ～ (4)　（省略）	第４節　鋼橋架設工 ５－４－４－２　材料 １～２．（省略） ３．受注者は、架設時に使用する鋼部材に変形、腐食のある場合には、次の各号によらなければならない。 (1) 著しい変形、腐食のある部材は、交換するか補修を行なうものとする。 (2) 変形は、部材長の 1/1000 以下に矯正して使用するものとする。なお、架設時の許容応力度は、道路橋示方書・同解説Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）第３章 3.1 一般及び 3.2 鋼材の許容応力度によるものとする。ただし、変形の矯正は繰り返し行わないものとする。 (3) ～ (4)　（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第８節　橋梁付属物工 ５－４－８－４ 落橋防止装置等の溶接 １．溶接種別の確認 (1) 受注者は、落橋防止装置、変位制限装置（以下、「落橋防止装置等」とする）の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「1-1-1-3 設計図書の照査等」に従い、工事監督員に確認しなければならない。 なお、設計図書の照査にあたっては、「落橋防止装置等の設計図面における溶接種別の更なる明確化」および「落橋防止装置等の設計の合理化」を踏まえて実施しなければならない。 (2) 受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が設計図書の内容を正確に認識していることを確認しなければならない。 ２．落橋防止装置等の製作 (1) 落橋防止装置等の製作については、土木工事共通仕様書「1-3-3-14 桁製作工」に準じて行わなければならない。 ３．溶接施工について (1) 受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを工事監督員に提出しなければならない。 なお、当該分野について ISO9001 を取得している製作会社（登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの）及び検査会社（登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの）を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。 (2) 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の製作会社として使用する場合、完全溶込み溶接工程における開先加工、裏はつりへの立会確認を行うとともに、製作会社から溶接施工要領書を提出させ、当該要領書に記載された全ての溶接作業状況を自ら記録し、記録書の写しを工事監督員に提出しなければならない。ISO9001 を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。 なお、不正行為を働いた会社とは、「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委Ⅰ-5-4-30 第５編道路編第４章鋼橋上部員会中間報告（平成 27 年 12 月 22 日）」及び「落橋防止装置等の溶接不良に関する有識者委員会中間報告書別冊（平成 27 年 12 月 22 日）」に不正行為を働いた会社として記載のある者である。 (3) 受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書（写）を施工計画書に添付しなければならない。	第８節　橋梁付属物工	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
４．溶接検査について (1) 受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記しなければならない。 (2) 受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験（社内検査）を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行わなければならない。 (3) 内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験ー技術者の資格及び認証）の資格を有した者でなければならない。なお、資格証明書（写）を施工計画書に添付しなければならない。 (4) 落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を実施しなければならない。 (5) 受注者は、不正行為を働いた会社を落橋防止装置等の検査会社として使用する場合、超音波探傷試験及び探傷感度の設定の際に立会確認を行うとともに、検査会社から検査要領書を提出させ、当該要領書に記載された全ての検査状況を自ら記録し、記録書の写しを工事監督員に提出しなければならない。ISO9001を取得している製作会社を使用する場合においても同様とする。 ５．抜き打ち非破壊試験検査について (1) 本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに工事監督員に報告するものとし、据付等の実施については工事監督員の承諾を得なければならない。 (2) 上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は、落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を工事監督員に報告しなければならない。 また、受注者は不合格となった原因と対策及び補修方法を書面にて工事監督員へ提出のうえ、補修作業を実施すること。補修作業終了後、受注者は再検査を実施し、工事監督員へ検査結果の報告を行うこと。 (3) 抜き打ち検査実施時に、工事監督員より製作業者及び受注者が実施した検査結果の提示を求めることがあるので、受注者は検査結果書類の整理について留意すること。 ６．施工体制台帳の記載 (1) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に溶接施工者、非破壊試験検査者を記載しなければならない。 ７．検査等に合格した場合における契約不適合の取扱い (1) 検査（中間検査・完成検査）、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合は、受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。		

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
５－４－８－５　排水装置工	５－４－８－４　排水装置工	
５－４－８－６　地覆工	５－４－８－５　地覆工	
５－４－８－７　橋梁用防護柵工 １．（省略） ２．以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ① 凍結防止剤を散布する区間 ② 交通量が非常に多い期間 ③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④ 温泉地帯など ⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所.	５－４－８－６　橋梁用防護柵工 １．（省略） ２．鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 （1）海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 （2）雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 （3）路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	
５－４－８－８　橋梁用高欄工	５－４－８－７　橋梁用高欄工	
５－４－８－９　検査路工	５－４－８－８　検査路工	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
５－４－８－10　銘板工 １．（省略） ２．受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、図４－４によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。 ３．（省略） 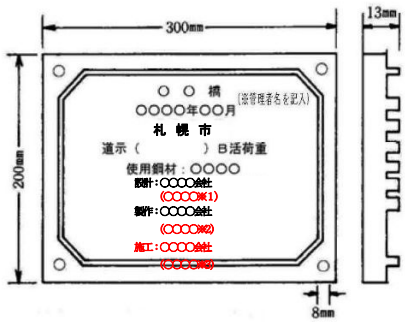 板厚8mm 字厚5mm 計13mm　　※１ 管理技術者氏名、※２ 監理技術者氏名 図 ４－３ 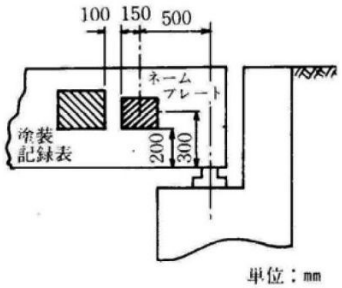 図 ４－４ 既製桁の場合は、桁製作業者と施工業者名を記入する。 歩道橋の場合は、「道示（　）Ｂ活荷重」にかえて「立体横断施設技術基準（　）」とする。 ４．受注者は、橋名板の作成については、設計図書によるものとし、寸法は図４－５によらなければならない。	５－４－８－９　銘板工 １．（省略） ２．受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、図４－４によらなければならない。 ３．（省略） 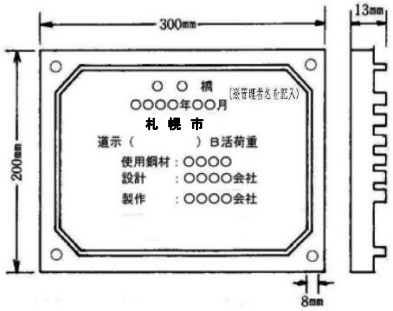 図 ４－３ 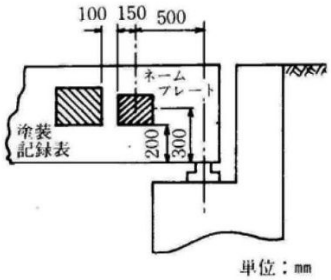 図 ４－４ 既製桁の場合は、桁製作業者と施工業者名を記入する。 歩道橋の場合は、「道示（　）Ｂ活荷重」にかえて「立体横断施設技術基準（　）」とする。 ４．受注者は、橋名板の作成については、設計図書によるものとし、寸法は図４－５によらなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第９節　橋梁舗装工 ５－４－９－３　橋面防水工 １～４．（省略）。 ５．受注者は、橋面防水工の施工に当たっては、道路橋床版防水便覧　第６章　材料・施工の各規定及び１－３－６－４ 舗装準備工、１－３－６－５ アスファルト舗装工 の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないよう適切に管理しなければならない。 ６～７．（省略） ８．受注者は、橋面防水層に防水材（防水シート）を用いる場合は、道路橋床版防水便覧 6.5 床版防水層の施工 の規定を参考として、重ね幅を 10 cm程度とする。また、重ね合わせる部分はできるだけ１箇所に集中しないように注意する。	第９節　橋梁舗装工 ５－４－９－３　橋面防水工 １～４．（省略）。 ５．受注者は、橋面防水工の施工に当たっては、道路橋床版防水便覧　第６章　材料・施工の各規定及び１－３－６－５ アスファルト舗装工 の規定によらなければならない。 ６～７．（省略） ８．受注者は、橋面防水層に防水材（防水シート）を用いる場合は、道路橋床版防水便覧 6.5 床版防水層の施工 の規定を参考として、重ね幅を 10 cm以上としなければならない。また、重ね合わせる部分はできるだけ１箇所に集中しないようにしなければならない。	
第５章　コンクリート橋上部	第５章　コンクリート橋上部	
第２節　適用すべき諸基準 ５－５－２－１　適用すべき諸基準 (10) 建設省土木研究所　プレキャストブロック工法による プレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）　（平成７年 12 月） (11) 国土開発技術研究センタープレビーム合成桁橋設計施工指針　（平成 30 年 8 月） (12) 日本みち研究所　補訂版道路のデザイン―道路デザイン指針（案）とその解説― （平成 29 年 11 月） (13) 日本みち研究所　景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（平成 29 年 11 月） (14) 日本道路協会道路橋伸縮装置便覧　（昭和 45 年 4 月） (15) 日本道路協会小規模吊橋指針・同解説　（昭和 59 年 4 月） (16) 日本道路協会道路橋ケーブル構造便覧　（令和 3 年 10 月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－５－２－１　適用すべき諸基準 (10) 建設省土木研究所　プレキャストブロック工法による プレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）　（平成７年 12 月） (11) 日本みち研究所　補訂版道路のデザイン―道路デザイン指針（案）とその解説― （平成 29 年 11 月） (12) 日本みち研究所　景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（平成 29 年 11 月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第４節　コンクリート主桁製作工 ５－５－４－２　プレテンション桁購入工 １．受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS マーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。 ２．受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1)　（省略） (2)　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/mm２ 以上であることを確認し、製作されたものとする。 　なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 (3)～ (5)（省略） ３．（省略）	第４節　コンクリート主桁製作工 ５－５－４－２　プレテンション桁購入工 １．受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、ＪＩＳ認証工場において製作したものを用いなければならない。 ２．受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。 (1)　（省略） (2)　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、35N/mm２ 以上であることを確認し、製作されたものとする。 　なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。 (3)～ (5)（省略） ３．（省略）	
５－５－４－３　ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工 １～２．（省略） ３．受注者はＰＣ緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) ～(7)（省略） (8) プレストレッシングの施工については、道路橋示方書・同解説（Ｉ共通編　Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11（ＰＣ鋼材工及び緊張工）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、ＰＣ鋼材の抜出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 (9) ～(11)（省略） ４～７．（省略）	５－５－４－３　ポストテンションＴ（Ｉ）桁製作工 １～２．（省略） ３．受注者はＰＣ緊張の施工については、下記の規定によらなければならない。 (1) ～(7)（省略） (8) プレストレッシングの施工については、道路橋示方書・同解説（Ｉ共通編　Ⅲコンクリート橋編）２０・８（ＰＣ鋼材工及び緊張工）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、ＰＣ鋼材の抜出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、工事監督員又は検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 (9) ～(11)（省略） ４～７．（省略）	
５－５－４－７　ＰＣホロースラブ製作工 １．受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。 ２～４．（省略）	５－５－４－７　ＰＣホロースラブ製作工 １．受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。 ２～４．（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
５－５－８－８　銘板工 １．受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図５－１によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。 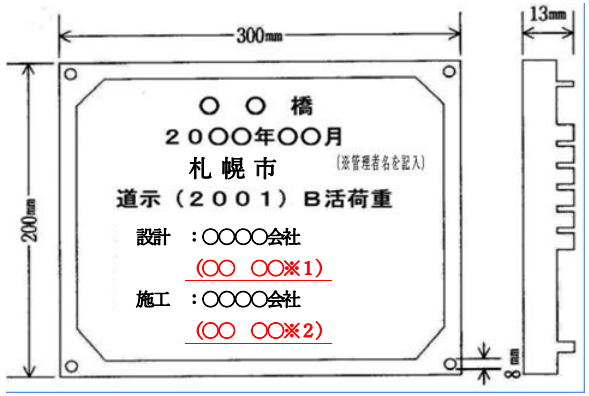 ※１ 管理技術者氏名、※２ 監理技術者氏名 図 ５－１	５－５－８－８　銘板工 １．受注者は、橋歴板の作成については、材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図５－１によらなければならない 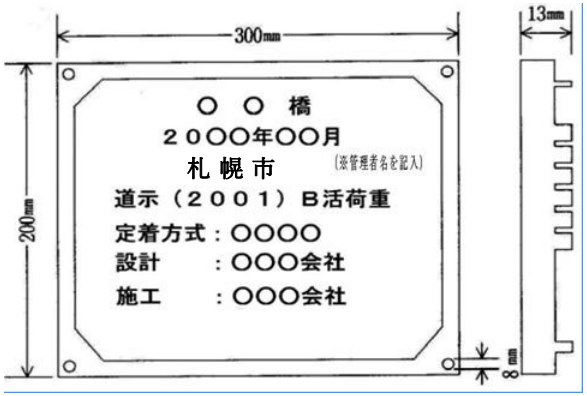 図 ５－１	
第６章　トンネル(NATM)	第６章　トンネル(NATM)	
第２節　適用すべき諸基準 ５－６－２－１　適用すべき諸基準 (13) 建設業労働災害防止協会　ずい道等建設工事における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定）　（令和３年４月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－６－２－１　適用すべき諸基準 (13) 建設業労働災害防止協会　ずい道等建設工事における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定）　（平成 24 年 3 月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>（新）令和４年 10 月版</th><th>（旧）令和３年 10 月版</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>５－６－５－５　床版コンクリート工
受注者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。また、排水に考慮し可能な限り緩い勾配としなければならない。</td><td>５－６－５－５　床版コンクリート工
受注者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。</td><td></td></tr>
<tr><td>５－６－８－６　銘板工
１．（省略）
２．受注者は、標示板の材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とし、両坑口に図６－２を標準として取付けしなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。
３．（省略）
 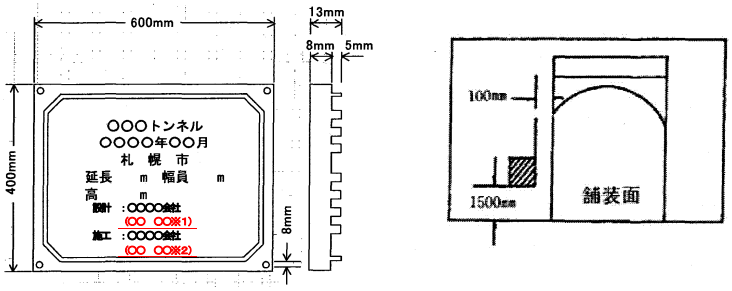

※１ 管理技術者氏名、※２ 監理技術者氏名
図 ６－２</td><td>５－６－８－６　銘板工
１．（省略）
２．受注者は、標示板の材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とし、両坑口に図６－２を標準として取付けしなければならない。
３．（省略）
 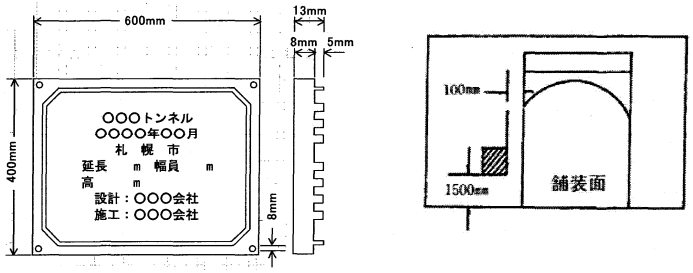

図 ６－２</td><td></td></tr>
</table>

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
第７章　照明	第７章　照明	
５－７－２－３　器材の検査 １．（省略） ２．設計図書又は工事監督員の指示による器材の検査に伴う試験は、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JES）、日本電気工業会規格（JEM）及びその他定めのある試験方法による。 なお、JIS・JCS マーク表示品については、試験を省略できる。 ３～４．（省略）	５－７－２－３　器材の検査 １．（省略） ２．設計図書又は工事監督員の指示による器材の検査に伴う試験は、日本工業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JES）、日本電気工業会規格（JEM）及びその他定めのある試験方法による。 ３～４．（省略）	
第３節　配管配線材料 ５－７－３－１　材料 １．電線類は、原則として日本工業規格（JIS）、日本電線工業会規格（JCS）による。なお、JIS・JCS マーク表示品目については、JIS・JCS 表示品とする。 ２．（省略）	第３節　配管配線材料 ５－７－３－１　材料 １．電線類は、原則として日本工業規格（JIS）による。なお、ＪＩＳマーク表示品目については、ＪＩＳマーク表示品とする。 ２．（省略）	
第６節照明器具 ５－７－６－５ トンネル照明器具取付 トンネル照明器具の取付けは、５－７－６－３道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。 (1)～(6)　（省略） (7)　器具直下の壁面または見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。 (8) 照明制御盤などの取付けは、以下によるものとする。 1)　照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第４編 4-2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 2)　調光装置の受光部の取付けは、野外輝度を適切に計測できる位置に固定する。	第６節照明器具 ５－７－６－５ トンネル照明器具取付 トンネル照明器具の取付けは、５－７－６－３道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。 (1)　～(6)　（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第８章　コンクリートシェッド	第８章　コンクリートシェッド	
第２節　適用すべき諸基準 ５－８－２－１　適用すべき諸基準 ⑼ 土木学会　プレストレストコンクリート工法設計施工指針　（平成３年４月）	第２節　適用すべき諸基準 ５－８－２－１　適用すべき諸基準 ⑼ 土木学会　プレストレストコンクリート工法設計施工指針　（平成３年３月）	
５－８－３－６　受台工 １～２．（省略） ３．受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては、工事監督員の承諾を得るものとする。 ４～７．（省略）	５－８－３－６　受台工 １～２．（省略） 3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆（せい）のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。 なお、これにより難い場合は、工事監督員の承諾を得るものとする。 ４～７．（省略）	
第４節　プレキャストシェッド上部工 ５－８－４－３　架設工 １．（省略） ２．受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧第６章支承の施工の規定によらなければならない。	第４節　プレキャストシェッド上部工 ５－８－４－３　架設工 １．（省略） ２．受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧第５章支承の施工の規定によらなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
第６節　シェッド付属物工 ５－８－６－５　銘板工 １．（省略） ２．銘板の材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図８－１によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。 ３．（省略） 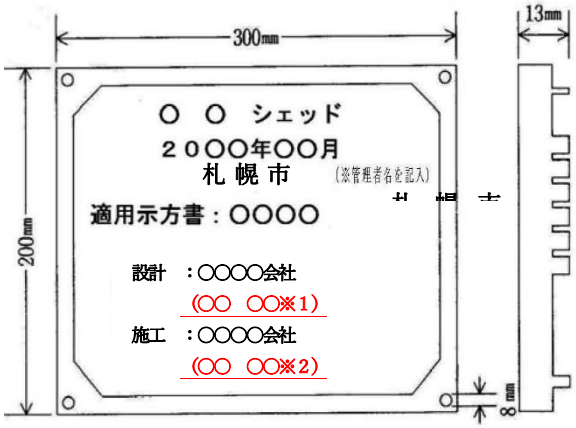 ※１ 管理技術者氏名、※２ 監理技術者氏名 図８－１　履歴板	第６節　シェッド付属物工 ５－８－６－５　銘板工 １．（省略） ２．銘板の材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。 ３．（省略） 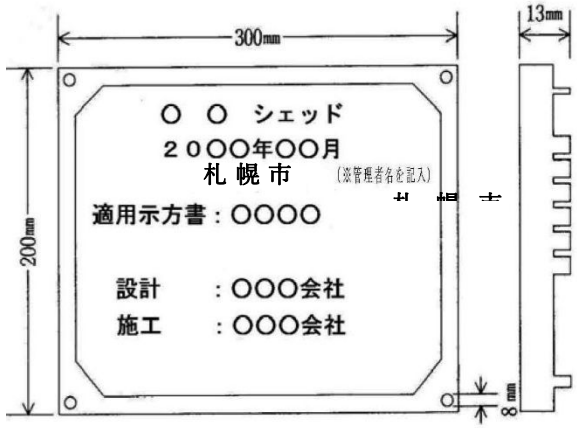 図８－１　履歴板	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第９章　鋼製シェッド	第９章　鋼製シェッド	
５－９－２－１　適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (6) 日本道路協会　鋼道路橋設計便覧　（令和２年 9 月） (10) 日本道路協会　杭基礎施工便覧　（令和２年 9 月） (11) 日本道路協会　杭基礎設計便覧　（令和２年 9 月） (12) 日本建設機械化協会　除雪・防雪ハンドブック（防雪編）　（平成 16 年 12 月） (13) 日本道路協会　道路土工要綱　（平成 21 年 6 月） (14) 日本道路協会　道路土工－擁壁工指針　（平成 24 年 7 月） (15) 日本道路協会　道路土工－カルバート工指針　（平成 22 年 3 月） (16) 日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針　（平成 11 年 3 月） (17) 日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧　（令和３年 10 月） (18) 日本道路協会　落石対策便覧　（平成 29 年 12 月） (19) 日本道路協会　道路防雪便覧　（平成 ２年 5 月） (20) 日本みち研究所　補訂版道路デザイン―道路デザイン指針（案）とその解説―　（平成 29 年 11 月） (21) 日本みち研究所　景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（平成 29 年 11 月）	５－９－２－１　適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。 (6) 日本道路協会　鋼道路橋設計便覧　（昭和 55 年 8 月） (10) 日本道路協会　鋼道路橋の細部構造に関する資料集　（平成 ３年 7 月） (11) 日本道路協会　杭基礎施工便覧　（令和２年 9 月） (12) 日本道路協会　杭基礎設計便覧　（令和２年 9 月） (13) 日本建設機械化協会　除雪・防雪ハンドブック（防雪編）　（平成 16 年 12 月） (14) 日本道路協会　道路土工要綱　（平成 21 年 6 月） (15) 日本道路協会　道路土工－擁壁工指針　（平成 24 年 7 月） (16) 日本道路協会　道路土工－カルバート工指針　（平成 22 年 3 月） (17) 日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針　（平成 11 年 3 月） (18) 日本道路協会斜面上の深礎基礎設計施工便覧　（平成 24 年 11 月） (19) 日本道路協会　落石対策便覧　（平成 29 年 12 月） (20) 日本道路協会　道路防雪便覧　（平成 ２年 5 月） (21) 建設省　歩道および立体横断施設の構造について　（昭和 48 年 5 月） (22) 日本みち研究所　補訂版道路デザイン―道路デザイン指針（案）とその解説―　（平成 29 年 11 月） (23) 日本みち研究所　景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（平成 29 年 11 月）	
第４節　鋼製シェッド下部工 ５－９－４－６　受台工 １～３．（省略） ４．受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。 なお、施工方法に関しては、工事監督員の承諾を得るものとする。 ５．受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第６章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 ６～13（省略）	第４節　鋼製シェッド下部工 ５－９－４－６　受台工 １～３．（省略） ４．受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。 これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 ５．受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第５章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。 ６～13（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
第６節シェッド付属物工 ５－９－６－５　銘板工 １．受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図９－１によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。 ２～３．（省略） 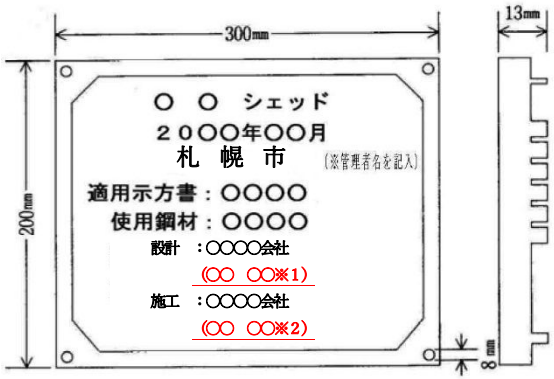 ※１ 管理技術者氏名、※２ 監理技術者氏名 図 ９－１	第６節シェッド付属物工 ５－９－６－５　銘板工 １．受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）による鋳鉄を使用し、寸法及び記載事項は、図９－１によらなければならない。 ２～３．（省略） 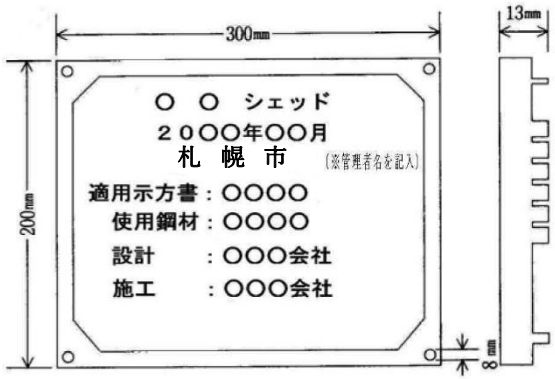 図 ９－１	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第 10 章　共同溝	第 10 章　共同溝	
第４節　開削土工 ５－10－４－１　一般事項 １．（省略） ２．受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物が確認されたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。 ３～４．（省略）	第４節　開削土工 ５－10－４－１　一般事項 １．（省略） ２．受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱を参考にして布掘を行わなければならない。なお、埋設物が確認されたときは埋設物を露出させなければならない。 ３～４．（省略）	
第 12 章道路維持	第 12 章道路維持	
第２節適用すべき諸基準 ５－12－２－１ 適用すべき諸基準 (5) 日本道路協会　道路トンネル維持管理便覧（本体工編）　（平成 27 年６月） (6) 日本道路協会道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）　（平成 28 年 11 月） (7) 日本道路協会道路緑化技術基準・同解説　（平成 28 年 3 月） (8) 日本道路協会舗装施工便覧　（平成 18 年 2 月） (9) 日本道路協会舗装の構造に関する技術基準・同解説　（平成 13 年 9 月） (10) 日本道路協会舗装設計施工指針　（平成 18 年 2 月） (11) 日本道路協会舗装設計便覧　（平成 18 年 2 月） (12) 日本道路協会道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）　（令和２ 年８ 月） (13) 日本みち研究所補訂版道路のデザイン-道路デザイン指針（案）とその解説-　（平成 29 年 11 月） (14) 日本みち研究所景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（令和２年６月）	第２節適用すべき諸基準 ５－12－２－１ 適用すべき諸基準 (5) 日本道路協会　道路トンネル維持管理便覧（本体工編）　（平成27年６月） (6) 日本道路協会　道路緑化技術基準・同解説　（平成28年３月） (7) 日本道路協会　舗装施工便覧　（平成18年２月） (8) 日本道路協会　舗装の構造に関する技術基準・同解説　（平成13年９月） (9) 日本道路協会　舗装設計施工指針　（平成18年２月） (10) 日本道路協会　舗装設計便覧　（平成18年２月） (11) 日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧（付属施設編）　（平成 28 年 11 月） (12) 国土技術研究センター景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン　（平成18年２月） (13) 日本みち研究所　補訂版道路のデザイン－道路デザイン指針（案）とその解説―　（平成 29 年 11 月） (14) 日本みち研究所　景観に配慮した道路附属物等ガイドライン　（令和２年６月）	
第８節　植栽維持工 ５－12－８－３　樹木・芝生管理工 １．（省略） ２．受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定についてによるものとし、各樹種の特性および施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 ３～23.（省略）	第８節　植栽維持工 ５－12－８－３　樹木・芝生管理工 １．（省略） ２．受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性および施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について工事監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。 ３～23.（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第 13 章道路修繕	第 13 章道路修繕	
第４節　舗装修繕工 ５－13－４－８　歩道舗装修繕工 １．受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。 ２～３．（省略）	第４節　舗装修繕工 ５－13－４－８　歩道舗装修繕工 １．受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、施工面の有害物を除去しなければならない。 ２～３．（省略）	
第５節　道路構造物修繕工 ５－13－５－３　防護柵修繕工 １．（省略） ２．防護柵修繕工のうち、ガードレール、ガードケーブル、ボックスビーム工、ガードパイプの施工については、１－３－３－11 路側防護柵工の規定によるものとする。	第５節　道路構造物修繕工 ５－13－５－３　防護柵修繕工 １．（省略） ２．防護柵修繕工のうち、ガードレール、ガードケーブル、ガードパイプの施工については、１－３－３－11 路側防護柵工の規定によるものとする。	
第６節　橋梁修繕工 ５－13－６－９　支承修繕工 １～２．（省略） ３．受注者は、支承取替えにジャッキを使用する場合は、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。 ４．（省略）	第６節　橋梁修繕工 ５－13－６－９　支承修繕工 １～２．（省略） ３．受注者は、支承取替えにジャッキを使用する場合は、上部構造の応力検討及びジャッキアップによる応力集中等の検討を行い工事監督員に提出しなければならない。 ４．（省略）	
５－13－６－17　ＲＣ橋脚鋼板巻立て工（無収縮モルタル） １～24.（省略） 25. 根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後 10 日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。 26～28（省略）. 29. 受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表 14－２⑵により実施し、その結果を工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。	５－13－６－17　ＲＣ橋脚鋼板巻立て工（無収縮モルタル） １～24.（省略） 25. 根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。 26～28（省略）. 29. 受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表 14－２⑵により実施し、その結果を工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版

表 14-2(2)　現場溶接部の試験・検査基準

試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所とする
超音波探傷試験	JIS Z 3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検出レベル３種以上	当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜き取りによる検査を行う。１箇所当たりの検査長は30 cm以上とする
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする

［注１］重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Ｄの範囲）及び矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。
［注２］超音波探傷試験の検査箇所は、工事監督員の指示による。

30. 超音波探傷試験の検査技術者は、（一社）日本非破壊検査協会「NDISO601 非破壊検査技術者認定規定」により認定された２種以上の有資格者とする。
31～32. （省略）
33. 補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に設計図書に関して工事監督員と協議しなければならない。

（旧）令和３年10月版

表 14-2(2)　現場溶接部の試験・検査基準

試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、及びその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所とする
超音波探傷試験	JIS Z 3060 -2002	JIS Z 3060に規定するM検出レベル３種以上	当該溶接延長の10%以上の抜き取りによる検査を行う。１箇所当たりの検査長は30 cm以上とする
浸透探傷試験	JIS Z 2343 -1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする

30. 超音波探傷試験の検査技術者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル２以上の資格を有していなければならない。
31～32. （省略）

備考

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

<table>
<tr><th>（新）令和４年 10 月版</th><th>（旧）令和３年 10 月版</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>第８編公園緑地編
第１章基盤整備</td><td>第８編公園緑地編
第１章基盤整備</td><td></td></tr>
<tr><td>第２節適用すべき諸基準
８－１－２－１　適用すべき諸基準
(18)　国土交通省　　公共建築工事標準仕様書
（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）　（令和２年４月）</td><td>第２節適用すべき諸基準
８－１－２－１　適用すべき諸基準
(18)　国土交通省　　公共建築工事標準仕様書
（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）　（平成 28 年）</td><td></td></tr>
<tr><td>第 10 節　公園施設等撤去・移設工
７－１－10－６　伐開工
１～２．（省略）
３．受注者は、伐開除根作業が設計図書に示されていない場合は、表１－１に従い施工しなければならない。

表 1－1 伐開除根作業
<table><tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="4">種　別</th></tr><tr><th>雑草・ささ類</th><th>倒木</th><th>古根株</th><th>立木</th></tr><tr><td>盛土高 1mを越える場合</td><td>地面で刈り取る</td><td rowspan="2">除去</td><td rowspan="2">抜根除去</td><td rowspan="2">同左</td></tr><tr><td>盛土高 1m以下の場合</td><td>根からすきとる</td></tr></table>
４．（省略）</td><td>第 10 節　公園施設等撤去・移設工
７－１－10－６　伐開工
１～２．（省略）
３．受注者は、伐開除根作業が設計図書に示されていない場合は、表１－１に従い施工しなければならない。

表 1－1 伐開除根作業
<table><tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="4">種　別</th></tr><tr><th>雑草・ささ類</th><th>倒木</th><th>古根株</th><th>立木</th></tr><tr><td>盛土高 1mを越える場合</td><td>地面で刈り取る</td><td>除去</td><td>根元で切り取る</td><td>同左</td></tr><tr><td>盛土高 1m以下の場合</td><td>根からすきとる</td><td>除去</td><td>抜根除去</td><td>同左</td></tr></table>
また、受注者は、表 1－1 の盛土高 1mを越える場合であっても、根株が将来腐食して、盛土、構造物の基礎、地下埋設に影響を及ぼす恐れがある場合は、工事監督員と協議しなければならない。
４．（省略）</td><td></td></tr>
</table>

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
第３章　施設整備	第３章　施設整備	
第２節　適用すべき諸基準 ７－３－２－１　適用すべき諸基準 (6) 日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説　（平成 22 年 1 月） (7) ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装技術協会　ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装設計施工要領　（平成 29 年 3 月） (13) 日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧（令和３年３月） (17) 国土交通省　土木工事安全施工技術指針　（令和４年２月）	第２節　適用すべき諸基準 ７－３－２－１　適用すべき諸基準 (6) 日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説　（平成 4 年 12 月） (7) ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装技術協会　ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装設計施工要領　（平成 19 年 3 月） (13) 日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説　（平成 28 年 12 月） (17) 国土交通省　土木工事安全施工技術指針　（令和 2 年３月）	
第３節　給水設備工 ７－３－３－10　給水管路工 １～４．（省略） ５．受注者は、硬質ポリ塩化ビニル管の布設については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボ又はベンドを用いて配管しなければならない。 (2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食される恐れのある場所へ布設してはならない。 ６～１３．（省略）	第３節　給水設備工 ７－３－３－10　給水管路工 １～４．（省略） ５．受注者は、硬質塩化ビニル管の布設については、下記の事項により施工しなければならない。 (1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボ又はベンドを用いて配管しなければならない。 (2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食される恐れのある場所へ布設してはならない。 ６～１３．（省略）	
第４節　雨水排水設備工 ７－３－４－６　側溝工 １～10.（省略） 11.　受注者は、公園素掘側溝の施工については、切土面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。 また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。 12～13.（省略）	第４節　雨水排水設備工 ７－３－４－６　側溝工 １～10.（省略） 11.　受注者は、公園素掘側溝の施工については、切土面はゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。 また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。 12～13.（省略）	
７－３－４－９　地下排水工 １～２．（省略） ３．受注者は排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。	７－３－４－９　地下排水工 １～２．（省略） ３．受注者はフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
７－３－４－10　公園水路工 １．受注者は、公園水路工の施工については、設計図書によらなければならない。 なお、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。 ２．受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。 ３．受注者は、水路蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないよう施工しなければならない。	７－３－４－10　公園水路工 １．受注者は、公園水路工の施工については、設計図書によらなければならない。 なお、現地の状況により、設計図書に基づいて施工できない場合には、工事監督員と協議しなければならない。	
第４章　グラウンド・コート整備	第４章　グラウンド・コート整備	
第２節　適用すべき諸基準 ７－４－２－１　適用すべき諸基準 (10) 日本道路協会　アスファルト混合所便覧（平成８年度版）　（平成 08 年 10 月） (11) 日本道路協会透水性舗装ガイドブック２００７　（平成 19 年３ 月） (12) 土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）　（平成 30 年 3 月） (13) 土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）　（平成 30 年 3 月） (14) 土木学会　コンクリートのポンプ施工指針　（平成 24 年 6 月） (15) 国土交通省　アルカリ骨材反応抑制対策について　（平成 14 年 7 月） (16) 建設省　コンクリート中の塩化物総量規制について　（昭和 61 年 6 月） (17) 全日本建設技術協会　土木構造物標準設計　第２巻　（平成 12 年 9 月） (18) 日本体育施設協会　屋外体育施設の建設指針（平成 29 年改訂版）（平成 29 年 5 月） (19) 全日本テニス協会　テニスコートの建設マニュアル　（平成 7 年 11 月） (20) 日本運動施設建設業協会グラウンド・コート舗装施工指針第２版　（平成 26 年１ 月）	第２節　適用すべき諸基準 ７－４－２－１　適用すべき諸基準 (10) 日本道路協会　アスファルト混合所便覧（平成８年度版）　（平成 08 年 10 月） (11) 土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）　（平成 30 年 3 月） (12) 土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）　（平成 30 年 3 月） (13) 土木学会　コンクリートのポンプ施工指針　（平成 24 年 6 月） (14) 国土交通省　アルカリ骨材反応抑制対策について　（平成 14 年 7 月） (15) 建設省　コンクリート中の塩化物総量規制について　（昭和 61 年 6 月） (16) 全日本建設技術協会　土木構造物標準設計　第２巻　（平成 12 年 9 月） (17) 日本体育施設協会　屋外体育施設の建設指針（平成 29 年改訂版）（平成 29 年 5 月） (18) 全日本テニス協会　テニスコートの建設マニュアル　（平成 7 年 11 月）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備考
３節　グラウンド・コート舗装工 ７－４－３－１　一般事項 １～３．（省略） ４．受注者は、グラウンド・コート舗装工の路床、基盤、基礎及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 ⑴　（省略） ⑵　受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の 1/2 以上重ねて行わなければならない。 ⑶　受注者は、散水については、淡水を用いるものとし、、泥水を使用してはならない。 ⑷　（省略） ５～６．（省略）	第３節　グラウンド・コート舗装工 ７－４－３－１　一般事項 １～３．（省略） ４．受注者は、グラウンド・コート舗装工の路床、基盤、基礎及び表層の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 ⑴　（省略） ⑵　受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、所定の密度が得られるよう行なわなければならない。 ⑶　受注者は、散水については、淡水を用いるものとし、ごみ、どろ、油、強いアルカリ等を有害量含んでいるものを使用してはならない。 ⑷　（省略） ５～６．（省略）	
７－４－３－４　グラウンド・コート用舗装工 １～３．（省略） ４．受注者は、クレー舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 ⑴～⑹（省略） ５～６．（省略）	７－４－３－４　グラウンド・コート用舗装工 １～３．（省略） ４．受注者は、クレイ舗装の施工については、下記の事項により施工しなければならない。 ⑴～⑹（省略） ５～６．（省略）	

札幌市土木工事共通仕様書　新旧対照表

（新）令和４年10月版	（旧）令和３年10月版	備考
Ⅱ　土木工事施工管理基準 １　施工管理一般	１　施工管理一般	
１－11　３次元データによる出来形管理 ＩＣＴ施工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。	１－11　３次元データによる出来形管理 １．土工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）」又は「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編計測技術（断面管理の場合）」によるものとする。 ２．舗装工において、３次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」又は「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編計測技術（断面管理の場合）」によるものとする。 ３．ここでいう３次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を３次元空間上に再現するために必要なデータである。	
１－12 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。なお、これにより難い場合は、工事監督員と協議しなければならない。		

＋２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （幅広鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高　▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき１箇所、延長 20m（または 25m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	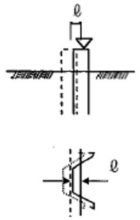	指定仮設は 1-3-10-5 による。
						根入長	設計値以上			
						変位　ℓ	100			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長ℓ　ℓ＜10m	−100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	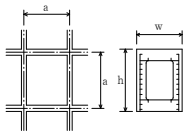	曲線部は設計図書による
						法長ℓ　ℓ≧10m	−200			
						幅　W	−30	枠延長 100mにつき１箇所、枠延長 100m以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
						高さ　h	−30			
						枠中心間隔　a	±100			
						延長　L	−200	１施工箇所毎		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長ℓ　ℓ＜10m	−100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
						法長ℓ　ℓ≧10m	−200			
						延長　L	−200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （幅広鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高　▽		±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき１箇所、延長 20m（又は 25m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	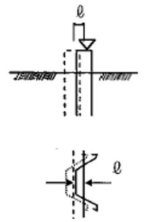	指定仮設は 1-3-10-5 による。
						根入長		設計値以上			
						変位　ℓ		100			
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	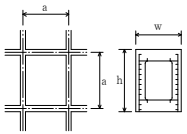	曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	-200			
						幅　W		-30	枠延長 100mにつき１箇所、枠延長 100m以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
						高さ　h		-30			
						枠中心間隔　a		±100			
						延長　L		-200	１施工箇所毎		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長ℓ	ℓ＜10m	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
							ℓ≧10m	-200			
						延長　L		-200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）_____」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	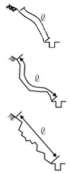	
							ℓ≧3m	-100			
						厚さt	t <5ｃｍ	-10	200 ㎡につき１箇所以上、200 ㎡以下は２箇所をせん孔により測定。		
							t ≧5ｃｍ	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）_____」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
１ 共通編	３ 一般施工	３ 共通的工種	６		吹付工 （コンクリート） （モルタル）	法長ℓ	ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧3m	-100			
						厚さt	t <5ｃｍ	-10	200 ㎡につき１箇所以上、200 ㎡以下は２箇所をせん孔により測定。		
							t ≧5ｃｍ	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	1	植生工 （種子散布工） （客土吹付工） （張芝工） （筋芝工） （植生シート工） （植生マット工） （人工張芝工） （植生筋工）	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長 40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	2	植生工 （植生基材吹付工）	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40mにつき１ヶ所､40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さ t	t <5m	-10	施工面積 200 ㎡につき１箇所、面積 200 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２箇所。 検査孔により測定。		
							t ≧5m	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	1	植生工 （種子散布工） （客土吹付工） （張芝工） （筋芝工） （植生シート工） （植生マット工） （人工張芝工） （植生筋工）	切土法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						盛土法長ℓ	ℓ<5m	-100			
							ℓ≧5m	法長の－2%			
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7	2	植生工 （植生基材吹付工）	法長ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40mにつき１ヶ所､40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5m	法長の－4%			
						厚さ t	t <5m	-10	施工面積 200 ㎡につき１箇所、面積 200 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２箇所。 検査孔により測定。		
							t ≧5m	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長　L		-200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　＿＿＿＿＿＿＿＿ ‘＿＿＿＿」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9		小型標識工	設 置 高 さ Ｈ		設計値以上	１箇所/１基	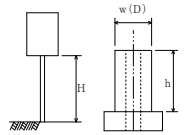	
						基礎	幅　W　（D）	-30	基礎１基毎		
							高さ　h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	11	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅W	-30	１箇所／１基礎毎	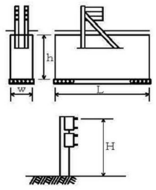	※ワイヤロープ式防護柵にも適用する。
							高さh	-30			
							延長L	-100			
						ケーブル取付高　Ｈ		+30、-20	１箇所／１施工箇所		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長　L		-200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	9		小型標識工	設 置 高 さ Ｈ		設計値以上	1 箇所/1 基	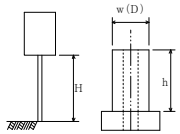	
						基礎	幅　W　（D）	-30	基礎 1 基毎		
							高さ　h	-30			
							根入れ長	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	1 1	2	路側防護柵工 （ガードケーブル）	基礎	幅W	-30	1 箇所／1 基礎毎	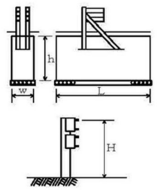	
							高さh	-30			
							延長L	-100			
						ケーブル取付高 Ｈ		+30、-20	1 箇所／1 施工箇所		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	適用
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	2	桁製作工 （仮組立による検査を実施しない場合）	部材精度	フランジ幅ｗ（m） 腹板高　ｈ（m） 腹板間隔ｂ′（m）	±２…… ｗ≦0.5 ±３…… 0.5＜ｗ≦1.0 ±4…… 1.0＜ｗ≦2.0 ±(3+ｗ/2) 2.0＜ｗ	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。		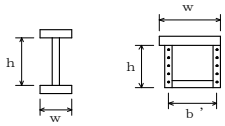 Ｉ型鋼　トラス弦材	
							板の平面度δ(mm) 鋼桁及びトラス等の部材の腹板	ｈ／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 ｈ：腹板高（mm） ｂ：腹板又はリブの間隔（mm） ｗ：フランジ幅（mm）		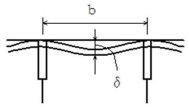	
							板の平面度δ(mm) 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	ｂ／150				
							フランジの直角度 δ(mm)	ｗ／200			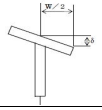	
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±３…ℓ≦10 ±４…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。		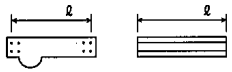	
							部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±２…ℓ≦10 ±3…ℓ＞10				
							部材長ℓ（m） 伸縮継手	-5～+10 …ℓ≦10 -5～+（5+W/2） …ℓ＞10				
							圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ/1000		主要部材全数を測定。	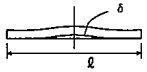	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	適用
									鋼桁等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	1 4	2	桁製作工 （仮組立による検査を省略する場合）	部材精度	フランジ幅ｗ（m） 腹板高　ｈ（m） 腹板間隔ｂ′（m）	±２…… ｗ≦0.5 ±３…… 0.5＜ｗ≦1.0 ±4…… 1.0＜ｗ≦2.0 ±(3+ｗ/2) 2.0＜ｗ	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。		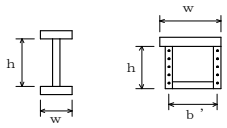 Ｉ型鋼　トラス弦材	
							板の平面度δ(mm) 鋼桁及びトラス等の部材の腹板	ｈ／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 ｈ：腹板高（mm） ｂ：腹板又はリブの間隔（mm） ｗ：フランジ幅（mm）		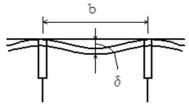	
							板の平面度δ(mm) 箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	ｂ／150				
							フランジの直角度 δ（mm）	ｗ／200			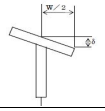	
							部材長ℓ（m） 鋼桁	±３…ℓ≦10 ±４…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。		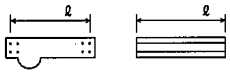	
							部材長ℓ（m） トラス、アーチなど	±２…ℓ≦10 ±3…ℓ＞10				
							部材長ℓ（m） 伸縮継手	−5～+10 …ℓ≦10 −5～+（5+W/2） …ℓ＞10				
							圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ/1000		主要部材全数を測定。	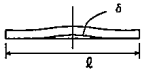	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	適用
									綱桁等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	2	桁製作工 （仮組立による検査を実施しない場合）	架設組立精度	全長、支間長Ｌ（m）	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。 L:主桁、主構の支間長（m）		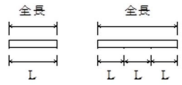	
							通りδ（mm）	±(10+2L/5)	L:主桁、主構の支間長（m）		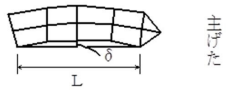	
							そりδ（mm）	±(25+L/2)	主桁、主溝を全数測定。 L:主桁、主構の支間長（m）		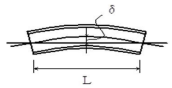	
							主桁、主構の中心間距離 Ｂ（m）	±４ …B≦２ ±(3+B/2) …B＞２	各支点及び各支間中央付近を測定。		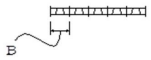	
							主桁の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		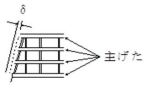	
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h:主桁、主構の高さ（m）		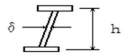	
							現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	±５	主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ１、δ2のうち大きいもの。 なお設計値が５mm以下の場合は、 すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）。		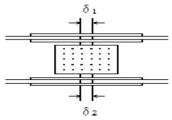	

（旧）令和3年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ３節共通的工種

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	適用
									綱桁等	トラス・アーチ等		
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	14	2	桁製作工 （仮組立による検査を省略する場合）	架設組立精度	全長、支間長Ｌ（ｍ）	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。 L:主桁、主構の支間長（ｍ）		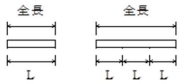	
							通りδ（mm）	±(10+2L/5)	L:主桁、主構の支間長（ｍ）		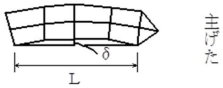	
							そりδ（mm）	±(25+L/2)	主桁、主溝を全数測定。 L:主桁、主構の支間長（ｍ）		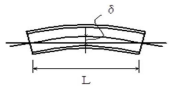	
							主桁、主構の中心間距離 Ｂ（ｍ）	±４ …B≦２ ±(3+B/2) …B＞２	各支点及び各支間中央付近を測定。		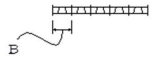	
							主桁の橋端における出入差 δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		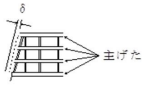	
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h:主桁、主構の高さ（ｍ）			
							現場継手部のすき間 δ1，δ2（mm）	±５	主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ１、δ2のうち大きいもの。 なお設計値が５mm以下の場合は、 すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 （例：設計値が3mm の場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）。		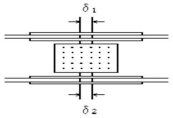	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ４節　基礎工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
１ 共通編	３ 一般施工	３ 共通的工種	１６		コンクリート面塗装工	塗料使用量	綱道路橋防食便覧 Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 １ロットの大きさは 500 ㎡とする。		
１ 共通編	３ 一般施工	４ 基礎工	１		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅W	設計値以上	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	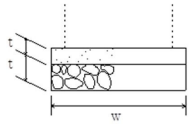	
						厚さ t	設計値以上			
						延長Ｌ	各構造物の規格値による。			
１ 共通編	３ 一般施工	４ 基礎工	３	１	法留基礎工 （現場打）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき ２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	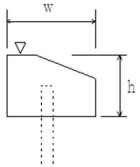	
						幅W	-30			
						高さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ４節　基礎工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
１ 共通編	３ 一般施工	３ 共通的工種	１ ６		コンクリート面塗装工	塗料使用量	綱道路橋防食便覧 Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の 標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 １ロットの大きさは500㎡とする。		
１ 共通編	３ 一般施工	４ 基礎工	１		一般事項 （切込砂利） （砕石基礎工） （割ぐり石基礎工） （均しコンクリート）	幅W	設計値以上	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１箇所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	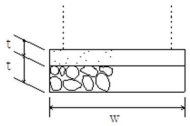	
						厚さｔ	設計値以上			
						延長Ｌ	各構造物の規格値による。			
１ 共通編	３ 一般施工	４ 基礎工	３	１	法留基礎工 （現場打）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき ２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	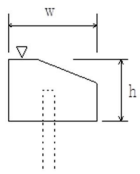	
						幅W	-30			
						高さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ４節　基礎工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	法留基礎工 （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	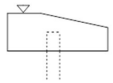	
						延長Ｌ	-200			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （Ｈ鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形要領管理（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	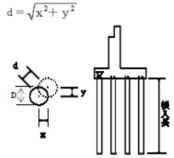	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	Ｄ／４以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4-既成杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	Ｄ／４以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径Ｄ	設計径以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	測定箇所は、1-3-4-4-既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径Ｄ	［設計径（公称径）－30］以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4-既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
						基礎径Ｄ	設計（公称径）以上※			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ４節　基礎工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	3	2	法留基礎工（プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	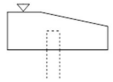	
						延長Ｌ	-200			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工（既製コンクリート杭）（鋼管杭）（Ｈ鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	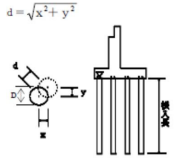	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	Ｄ／４以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工（鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4-既成杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径Ｄ	設計径以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	測定箇所は、1-3-4-4-既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径Ｄ	［設計径（公称径）－30］以上			
1 共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	測定箇所は、1-3-4-4-既製杭工に準ずる。	
						根入長	設計値以上			
						偏心量ｄ	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
						基礎径Ｄ	設計（公称径）以上※			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ５節　石・ブロック積（張）工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積み） （コンクリートブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	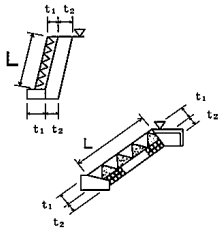	
						法長ℓ	ℓ<3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ（ブロック積張） t 1		-50			
						厚さ（裏込） t 2		-50			
						延長Ｌ		-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	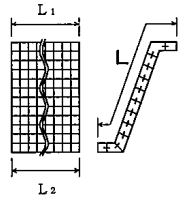	
						法長ℓ		-100			
						延長Ｌ1Ｌ2		-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	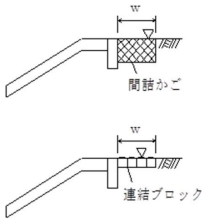	
						幅W		-100			
						延長Ｌ		-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ５節　石・ブロック積（張）工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積み） （コンクリートブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	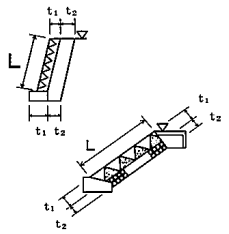	
						法長ℓ	ℓ<3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さ（ブロック積張） t 1		-50			
						厚さ（裏込） t 2		-50			
						延長Ｌ		-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	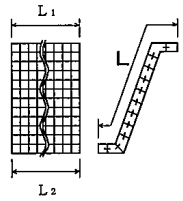	
						法長ℓ		-100			
						延長Ｌ1Ｌ2		-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	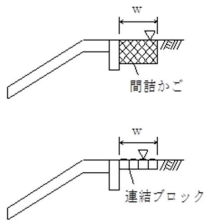	
						幅W		-100			
						延長Ｌ		-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ５節　石・ブロック積（張）工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	4		緑化ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	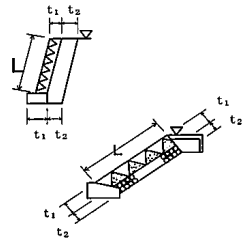	
						法長Ｌ	Ｌ＜３ｍ	-50			
							Ｌ≧3m	-100			
						厚さ（ブロック積張） ｔ1		-50			
						厚さ（裏込） ｔ2		-50			
						延長Ｌ		-200			
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	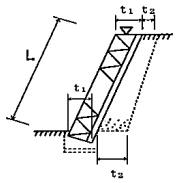	
						法長Ｌ	Ｌ＜３ｍ	-50			
							Ｌ≧3m	-100			
						厚さ（石積・張） ｔ1		-50			
						厚さ（裏込） ｔ2		-50			
						延長Ｌ		-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ５節　石・ブロック積（張）工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
１ 共通編	３ 一般施工	５ 石・ブロック積（張）工	４		緑化ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	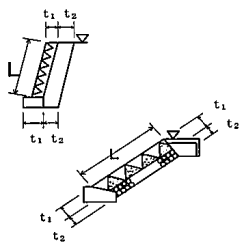	
						法長Ｌ	Ｌ＜３ｍ	-50			
							Ｌ≧3m	-100			
						厚さ（ブロック積張） ｔ1		-50			
						厚さ（裏込） ｔ2		-50			
						延長Ｌ		-200			
１ 共通編	３ 一般施工	５ 石・ブロック積（張）工	５		石積（張）工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	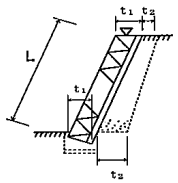	
						法長Ｌ	Ｌ＜３ｍ	-50			
							Ｌ≧3m	-100			
						厚さ（石積・張） ｔ1		-50			
						厚さ（裏込） ｔ2		-50			
						延長Ｌ		-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	－	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に1箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは厚さ及び幅の規格値とする
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	1. ３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	－	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	凍上抑制層に適用するのは厚さ及び幅の規格値とする
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理）	厚さ	−15	−5	幅は、延長80m毎に１箇所の割とし、厚さは1000m2に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	−50	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−36	−5	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
１ 共通編	３ 一般施工	６ 一般舗装工	５	３	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理）	厚さ	－15	－5	幅は、延長80m毎に１箇所の割とし、厚さは1000m2に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	－50	－			
１ 共通編	３ 一般施工	６ 一般舗装工	５	４	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－36	－5	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値（X）	10個の測定値の平均（X_{10}）※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工（基層工）	厚さ	－9	－3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m2に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	－25	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－20	－3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 （基層工）	厚さ	−9	−3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m2に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	6	アスファルト舗装工 （基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜ が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	7	アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−2	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m2に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
						平坦性	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	8	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−2	1. ３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	−	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	9	橋面防水工 （シート系床版防水層）	シートの重ね幅	−２０～＋５０ 標		標準重ね幅100 mmに対し、１施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	7	アスファルト舗装工 （表層工）	厚さ	−7	−2	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m2に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
						平坦性	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下				
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5	8	アスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−2	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	−	3mプロフィルメーター （σ）2.4mm以下 直読式（足付き） （σ）1.75mm以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	－	基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 （下層路盤工）	基準高▽	±40	－	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 （下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	−25	−8	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは1000m2 に１個の割でコアーを採取若しくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	−50	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−8	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値 測定項目	規格値 個々の測定値 (X)	規格値 10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工（瀝青安定処理工）	厚さ	－25	－8	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは 1000m2 に 1 個の割でコアーを採取若しくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工（瀝青安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	－55	－8	1. ３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	−9	−3	幅は、延長 80m毎に１箇所の割とし、厚さは 1000m2 に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	−25	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	1. ３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層）	厚さ	−9	−3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m2に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。	
						幅	−25	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	−10	−3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当り横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線200m毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
						平坦性	−	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ） 3mm以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−22	−3.5	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	−	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ） 3mm以下			
						目地段差	±2				

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	−10	−3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより１側線当り横断方向に３箇所以上測定、幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各斜線の中心付近で各斜線 200m毎に水糸又はレベルにより１側線当たり横断方向に 3 ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各斜線 200m 毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
						平坦性	−	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm 以下 人力舗設の場合 （σ） 3mm 以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−22	−3.5	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	−	コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより 機械舗設の場合 （σ）2.4mm 以下 人力舗設の場合 （σ） 3mm 以下			
						目地段差	±2				

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工	基準高▽	±40	－	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）下層路盤工（面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	－	基準高は延長 40m毎に 1 箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1 箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						厚さ	－45	－15			
						幅	－50	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	＋40 －15	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは標高較差	±90	＋40 －15			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値 測定項目	規格値 個々の測定値 (X)	規格値 10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青） 安定処理工	厚さ	−25	−8	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは 1000m2 に 1 個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−50	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−8	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	11	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 瀝青安定処理工	厚さ	−25	−8	幅は、延長 80m毎に 1 箇所の割とし、厚さは 1000m2 に 1 個の割でコアーを採取若しくは、掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−50	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	12	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） 瀝青安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−8	１．３次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	13	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	−9	−3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m2に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	14	コンクリート舗装工 （転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	13	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層	厚さ	−9	−3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは1000m2に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−25	−			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	14	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）アスファルト中間層（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値 測定項目	規格値 個々の測定値 (X)	規格値 10個の測定値の平均 (X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	15	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	−15	−4.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後、各車線200m毎に水糸又はレベルにより１側線当り横断方向に３箇所以上測定。幅は、延長80m毎に１箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−35	−			
						平坦性	−	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm 以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	16	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−32	−4.5	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	−	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm 以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X_{10}) ※面管理の場合は測定値の平均			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	15	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	−15	−4.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後、各車線200m毎に水糸又はレベルにより1側線当り横断方向に3箇所以上測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	厚さは個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床板等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	−35	−			
						平坦性	−	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6	16	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−32	−4.5	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	−	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィルメーターにより（σ）2.4mm以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値				測定基準	測定箇所	適用
						測定項目		個々の測定値（X）	10個の測定値の平均（X10）			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7		薄層カラー舗装工					１－３－６－５アスファルト舗装工に準ずる。		
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工			歩道路盤工 路肩舗装路盤工 取付道路舗装路盤工	基準高▽		±50	－	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割りに測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法(縁石、地覆等から下がり等）によることが出来る。	
						厚さ	t＜15㎝	-30	-10			
							t≧15㎝	-45	-15			
						幅		-100	－			
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工			歩道舗装工 路肩舗装工 取付道路舗装工	厚さ		-9	-3	幅は、延長80m毎に１箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１箇所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅		-25	－			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ６節一般舗装工

編	章	節	条	枝番	工種	規格値			測定基準	測定箇所	適用
						測定項目	個々の測定値（X）	10個の測定値の平均（X10）			
１ 共通編	３ 一般施工	６ 一般舗装工	７		薄層カラー舗装工				１－３－６－５アスファルト舗装工に準ずる。		
１ 共通編	３ 一般施工	６ 一般舗装工			歩道路盤工 路肩舗装路盤工 取付道路舗装路盤工	基準高▽	±50	－	基準高は片側延長40m毎に１ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に１ヶ所の割りに測定。	厚さは、個々の測定値が10個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ t＜15㎝	-30	-10			
						厚さ t≧15㎝	-45	-15			
						幅	-100	－			
１ 共通編	３ 一般施工	６ 一般舗装工			歩道舗装工 路肩舗装工 取付道路舗装工	厚さ	-9	-3	幅は、延長80m毎に１箇所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に１箇所コアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法（縁石、地覆等から下がり等）によることが出来る。	
						幅	-25	－			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ７節地盤改良工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長 40m毎に１箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長L を確認（実測は不要）。	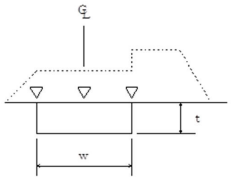	
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。	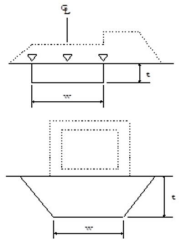	
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット）	施工厚さ t	-50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	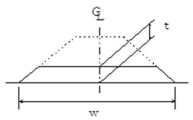	
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ７節地盤改良工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高▽	±50	延長 40m毎に１箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Ｌを確認（実測は不要）。	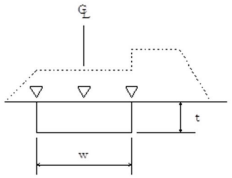	
						施工厚さｔ	−50			
						幅ｗ	−100			
						延長Ｌ	−200			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。	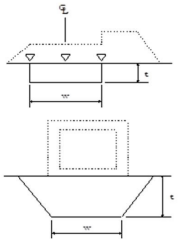	
						施工厚さｔ	−50			
						幅ｗ	−100			
						延長Ｌ	−200			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 （サンドマット）	施工厚さｔ	−50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	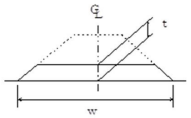	
						幅ｗ	−100			
						延長Ｌ	−200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ７節地盤改良工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 w．（L）は施工延長 40mにつき１箇所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。	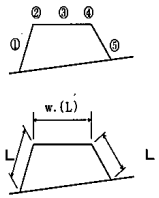	
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	3	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長L を確認（実測は不要）	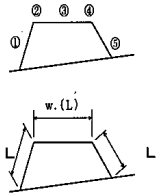	
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	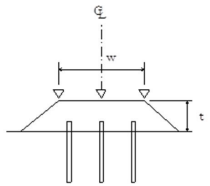	
						厚さｔ	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ７節地盤改良工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 （サンドマット海上）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 w．（L）は施工延長 40mにつき１箇所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。	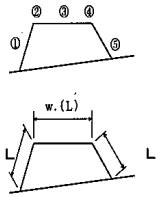	
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4	3	表層安定処理工 （ＩＣＴ施工の場合）	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長L を確認（実測は不要）	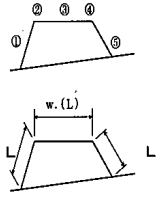	
						法長ℓ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	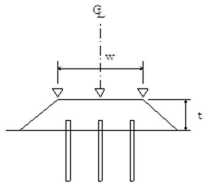	
						厚さｔ	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ７節地盤改良工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー攪拌工） 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合	基準高▽	０以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	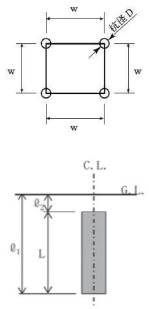	
						位置	Ｄ／８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径Ｄ	設計値以上	工事毎に１回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長Ｌ	設計値以上	全本数 施工管理データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3 につき1 ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1 ヶ所。 1,000m3 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長L を確認（実測は不要）。	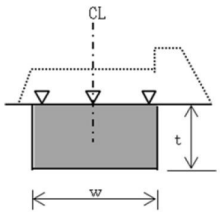	
						位置・間隔ｗ	設計値以上			
						杭径Ｄ	設計値以上			
						深度ℓ	設計値以上			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ３章 一般施工 ７節地盤改良工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
１ 共通編	３ 一般施工	７ 地盤改良工	９	２	固結工 （スラリー撹拌工） 「施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー撹拌工）編（案））」による管理の場合	基準高▽	０以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	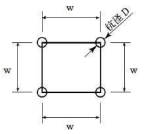 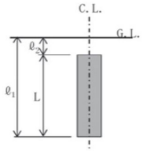	
						位置	Ｄ/８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径Ｄ	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長Ｌ	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）		
１ 共通編	３ 一般施工	７ 地盤改良工	９	３	固結工 （中層混合処理）	基準高▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3 につき1 ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m3 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1 施工箇所につき2 ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長L を確認（実測は不要）。	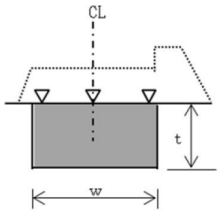	
						位置・間隔ｗ	設計値以上			
						杭径Ｄ	設計値以上			
						深度ℓ	設計値以上			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ３節 河川土工、海岸土工、砂防土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、海岸土工、砂防土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	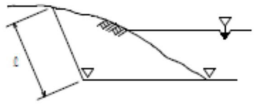	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	-200			
							Ｌ≧5m	法長-4%			
						延長		設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、海岸土工、砂防土工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. ３次元データによる出来形管理において、、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	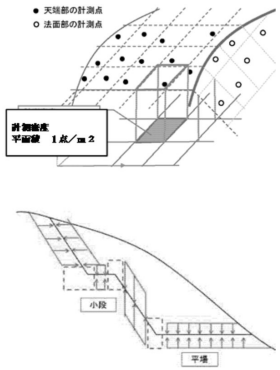	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ３節　河川土工、海岸土工、砂防土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	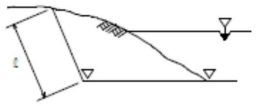	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	-200			
							Ｌ≧5m	法長-4%			
						延長		設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1.　３次元データによる出来形管理において、、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	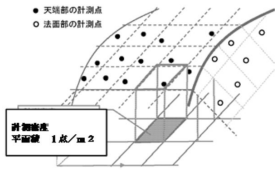 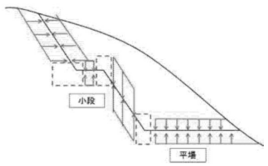	
						平場	標高較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ３節 河川土工、海岸土工、砂防土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、海岸土工、砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	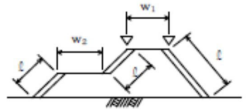	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	-100			
							Ｌ≧5m	法長-2%			
						幅W1W2		-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、海岸土工、砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1. ３次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	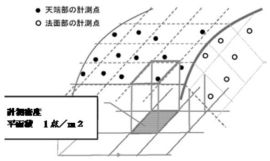 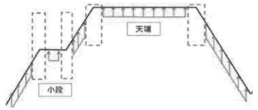	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 ４割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 ４割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さ X を X 割と表したもの。						

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ３節　河川土工、海岸土工、砂防土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。	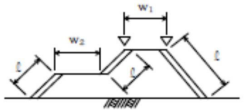	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	-100			
							Ｌ≧5m	法長-2%			
						幅W1W2		-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1.　３次元データによる出来形管理において、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、または「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	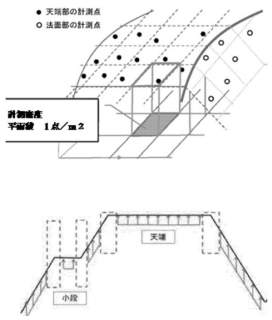	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 ４割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 ４割≧勾配 （小段含む）	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ１に対する、水平方向の長さＸをＸ割と表したもの。						

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ３節 河川土工、海岸土工、砂防土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、海岸土工、砂防土工	3	3	築堤	堤間W1	-200	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	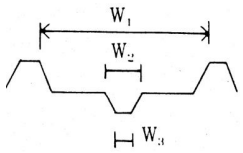	
						低水路幅W2、W3	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、海岸土工、砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽	-50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	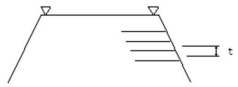	
						厚さｔ	-50			
						控え長さ	設計値以上			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ３節　河川土工、海岸土工、砂防土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	3	3	築堤	堤間W1	-200	「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	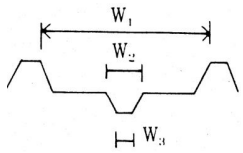	
						低水路幅W2、W3	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高▽	-50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	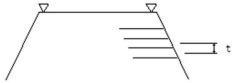	
						厚さｔ	-50			
						控え長さ	設計値以上			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ３節 河川土工、海岸土工、砂防土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川土工、海岸土工、砂防土工	5		整形仕上げ工	厚さｔ		※-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる	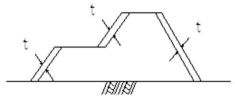	
1 共通編	4 土工	3 河川土工、海岸土工、砂防土工	6		天端敷砂利工	厚さｔ	ｔ＜15ｃｍ	-25	幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは、施工延長 200mにつき１箇所、200m以下は２箇所、中央で測定。	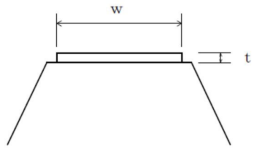	
							ｔ≧15ｃｍ	-50			
						幅W		-100			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ３節　河川土工、海岸土工、砂防土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	5		整形仕上げ工	厚さｔ		※-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用	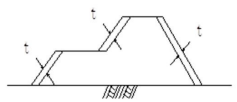	
1 共通編	4 土工	3 河川、海岸、砂防土工	6		天端敷砂利工	厚さｔ	ｔ＜15ｃｍ	-25	幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 厚さは、施工延長 200mにつき１箇所、200m以下は２箇所、中央で測定。	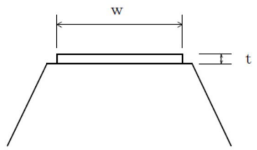	
							ｔ≧15ｃｍ	-50			
						幅W		-100			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ４節 道路土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測定間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。	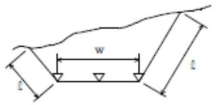	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	−200			
							Ｌ≧5m	法長−4%			
						幅W		−100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	適用
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±150	1.　３次元データによる出来形管理において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	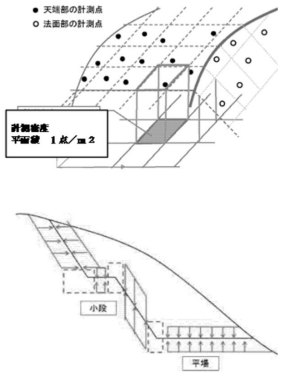	
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±50	±160			
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ４節 道路土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	1	掘削工（切土工）	基準高▽		±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。	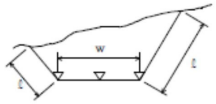	
						法長Ｌ	Ｌ＜5m	-200			
							Ｌ≧5m	法長-4%			
						幅W		-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	適用
								平均値	個々の計測値			
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2	2	掘削工（切土工） （面管理の場合）	平場	標高較差	±50	±150	1.　３次元データによる出来形管理において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	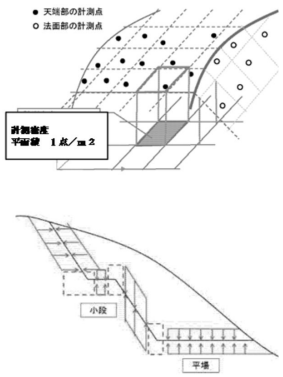	
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±50	±160			
						法面（軟岩Ｉ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編　４章 土工 ４節　道路土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ	基準高▽		±50	施工延長 40m（測定間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。	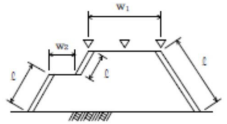	
						法長 L	L＜5m	－100			
							L≧5m	法長－2%			
						幅 W1、W2		－100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1.　３次元データによる出来形管理において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	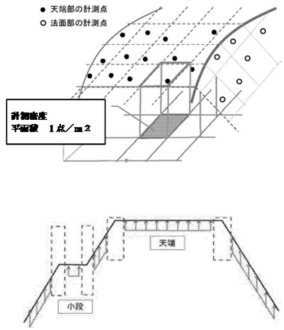	
						天端	標準較差	±50	±150			
						法面（小段含む）	標準較差	±80	±190			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ４節　道路土工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	1	盛土工 路床仕上げ	基準高▽		±50	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は道路中心線及び端部で測定。	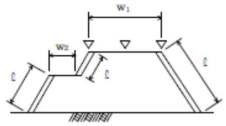	
						法長Ｌ	Ｌ<5m	−100			
							Ｌ≧5m	法長−2%			
						幅 W1、W2		−100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6	2	盛土工 路床仕上げ （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	1.　３次元データによる出来形管理において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2.個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 3.計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4.法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5.評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区分を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	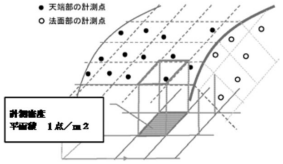 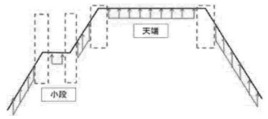	
						天端	標準較差	±50	±150			
						法面 （小段含む）	標準較差	±80	±190			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ４節 道路土工　　５章 無筋・鉄筋コンクリート工 ５節鉄筋

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5			厚さｔ	※－30	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 法の中央で測定 ※土羽うちのある場合に適用 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	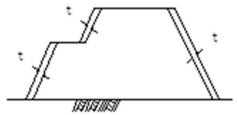	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	5 無筋・鉄筋コンクリート工	5 鉄筋	3 鉄筋の組立		鉄筋の組立	平均間隔ｄ	設計値±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ Ｄ：ｎ本間の長さ ｎ：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で１箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書（標準７編２章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、5-4-6-2 床板工を適用する。 注３）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	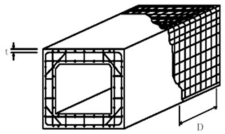	
						かぶりｔ	設計値±φかつ 最小かぶり以上			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第１編 共通編 ４章 土工 ４節　道路土工　　５章　無筋・鉄筋コンクリート工　５節鉄筋

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5			厚さｔ	※－30	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 法の中央で測定 ※土羽うちのある場合に適用	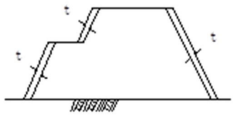	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
1 共通編	5 無筋・鉄筋コンクリート工	5 鉄筋	3 鉄筋の組立		鉄筋の組立	平均間隔ｄ	設計値±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ Ｄ：ｎ本間の長さ ｎ：10 本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、１リフト、１ロット当たりに対して各面で１箇所以上測定する。 最小かぶりは、コンクリート標準示方書（標準７編２章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注 1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注 2）橋梁コンクリート床版桁（PC 橋含む）の鉄筋については、5-4-6-2 床板工を適用する。	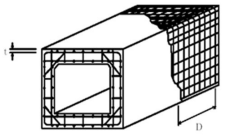	
						かぶりｔ	設計値±φかつ最縁端鉄筋のかぶりが最小かぶり以上			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸 ３節 護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	９	１	多自然型護岸工 （巨石張り） （巨石積み）	基準高▽	−50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	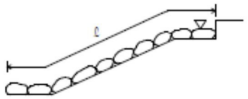	
						法長Ｌ	−200			
						延長Ｌ	−200			
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	９	２	多自然型護岸工 （かごマット）	基準高▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	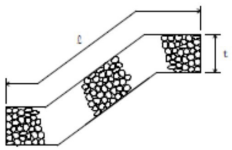	
						法長Ｌ	−100			
						厚さｔ	−50			
						延長Ｌ	−200			
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１０		笠コンクリート工			１－３－４－３法留基礎工に準ずる。		
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１４		護岸付属物工	幅W	−30	各格子間の中央部１箇所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案_____」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	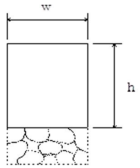	
						高さｈ	−30			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸　３節　護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	9	1	多自然型護岸工 （巨石張り） （巨石積み）	基準高▽	−50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	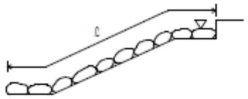	
						法長Ｌ	−200			
						延長Ｌ	−200			
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	9	2	多自然型護岸工 （かごマット）	基準高▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	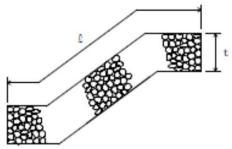	
						法長Ｌ	−100			
						厚さｔ	−50			
						延長Ｌ	−200			
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	10		笠コンクリート工			１－３－４－３法留基礎工に準ずる。		
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14		護岸付属物工	幅W	−30	各格子間の中央部１箇所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	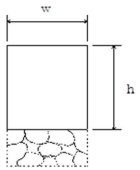	
						高さｈ	−30			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸　３節　護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１４	１	護岸付属物工（じゃかご）	基準高　▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	測定個所は２－１－３－９－２多自然型護岸工（かごマット）に準ずる。	
						法長Ｌ＜3m	-50			
						法長ℓ≧3m	-100			
						厚さ　t	-50			
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１４	２	護岸付属物工（ふとんかご）（かご枠）	高さｈ	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	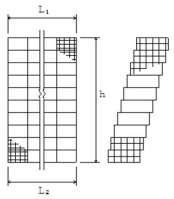	
						延長 L1、L2	-200			
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１５		覆土工			１－４－３－５整形仕上げ工に準ずる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸　３節　護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１４	１	護岸付属物工 （じゃかご）	基準高　▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	測定個所は２－１－３－９－２多自然型護岸工（かごマット）に準ずる。	
						法長Ｌ＜3m	-50			
						法長ℓ≧3m	-100			
						厚さ　t	-50			
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１４	２	護岸付属物工 （ふとんかご） （かご枠）	高さｈ	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	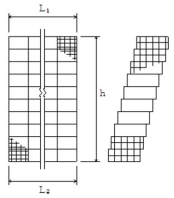	
						延長 L1、L2	-200			
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１５		覆土工			１－４－３－５整形仕上げ工に準ずる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸 ３節 護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１６		プレキャスト擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	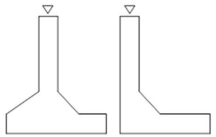	
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１７		場所打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	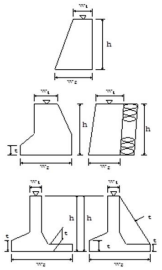	
						厚さｔ		-20			
						裏込厚さ		-50			
						幅ｗ1、ｗ2		-30			
						高さｈ	ｈ＜3m	-50			
							ｈ≧3m	-100			
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸　３節　護岸工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１６		プレキャスト擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	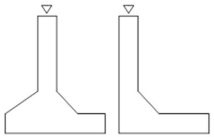	
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎。		
２ 河川編	１ 築堤・護岸	３ 護岸工	１７		場所打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	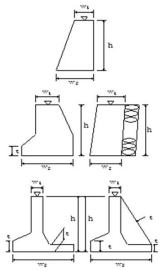	
						厚さｔ		-20			
						裏込厚さ		-50			
						幅ｗ1、ｗ2		-30			
						高さｈ	ｈ＜3m	-50			
							ｈ≧3m	-100			
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第２編 河川編　１章 築堤・護岸　４節　根固め工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	１ 築堤・護岸	４ 根固め工	３		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	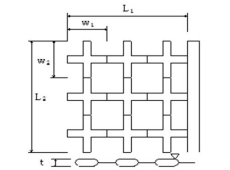	
							厚さｔ	-20			
							幅ｗ1、ｗ2	-20	幅、厚さは 40 個につき１ヶ所測定。		
							延長Ｌ1、Ｌ2	-200	１施工ヶ所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ/2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	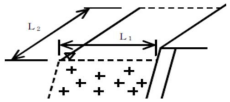 ｔは根固めブロックの高さ	
							延長Ｌ1、Ｌ2	－ｔ/2	１施工ヶ所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	１ 築堤・護岸	４ 根固め工	６		捨石工	基準高▽	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	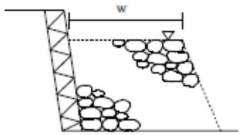	
						幅ｗ	-100			
						延長Ｌ	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸　４節　根固め工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	3		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	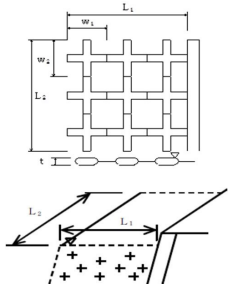 t は根固めブロックの高さ	
							厚さｔ	-20			
							幅ｗ1、ｗ2	-20	幅、厚さは 40 個につき１ヶ所測定。		
							延長Ｌ1、Ｌ2	-200	１施工ヶ所毎		
						乱積	基準高▽	±ｔ/2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							延長Ｌ1、Ｌ2	－ｔ/2	１施工ヶ所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	1 築堤・護岸	4 根固め工	6		捨石工	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	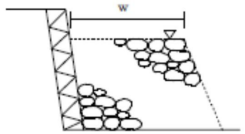	
						幅ｗ	-100			
						延長Ｌ	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第２編 河川編　１章 築堤・護岸　８節　附帯道路工　　３章　樋門・樋管　　４節樋門・樋管工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	１ 築堤・護岸	８ 附帯道路工	７		側溝工 （プレキャストU型側溝） （Ｌ型側溝） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	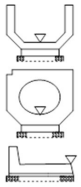	
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	３ 樋門・樋管	４ 樋門・樋管工	５	２	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	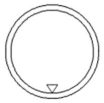	
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第２編 河川編 １章 築堤・護岸　８節　附帯道路工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	１ 築堤・護岸	８ 附帯道路工	７		側溝工 （プレキャストＵ型側溝） （Ｌ型側溝） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	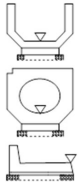	
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	３ 樋門・樋管	４ 樋門・樋管工	５	２	函渠工 （ヒューム管） （ＰＣ管） （コルゲートパイプ） （ダクタイル鋳鉄管）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	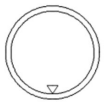	
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第２編 河川編 ３章 樋門・樋管　４節　樋門・樋管工　　５節　水路工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	5	3	函渠工 （Ｐｃ函渠）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ※は、現場打部分のある場合	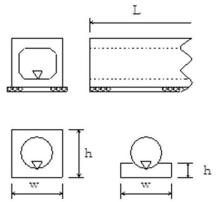	
						※幅ｗ	-50			
						※高さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	6・7		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	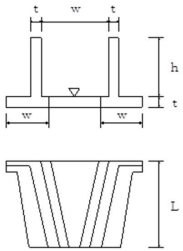	
						厚さｔ	-20			
						幅ｗ	-30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	-50			
2 河川編	3 樋門・樋管	5 水路工	7		柵渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。	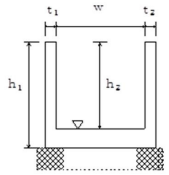	
						厚さｔ1、ｔ2	-20			
						幅ｗ	-30			
						高さｈ1、ｈ2	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第２編 河川編 ３章 樋門・樋管　４節　樋門・樋管工　　５節　水路工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	5	3	函渠工 （Ｐｃ函渠）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ※は、現場打部分のある場合	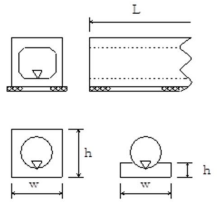	
						※幅ｗ	−50			
						※高さｈ	−30			
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎		
2 河川編	3 樋門・樋管	4 樋門・樋管工	6・7		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	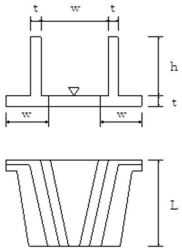	
						厚さｔ	−20			
						幅ｗ	−30			
						高さｈ	±30			
						延長Ｌ	−50			
2 河川編	3 樋門・樋管	5 水路工	7		柵渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。	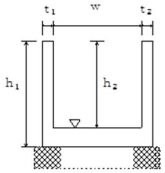	
						厚さｔ1、ｔ2	−20			
						幅ｗ	−30			
						高さｈ1、ｈ2	−30			
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第２編 河川編 ３章 樋門・樋管　５節　水路工　　６節　付属物設置工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	3 樋門・樋管	5 水路工	9		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	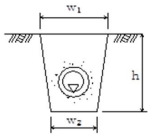	
						幅w1、w2	-50			
						深さh	-30			
						延長L	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
2 河川編	3 樋門・樋管	6 付属物設置工	5		階段工 （現場打階段） （プレキャスト階段）	幅w	-30	１回／１施工箇所	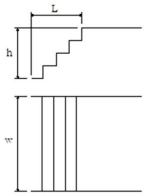	
						高さh	-30			
						長さL	-30			
						段数	±0 段			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
2 河川編	5 堰	6 魚道工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	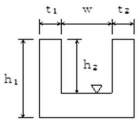	
						厚さt1、t2	-20			
						幅w	-30			
						高さh1、h2	-30			
						延長L	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第２編 河川編 ３章 樋門・樋管　５節　水路工　　６節　付属物設置工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	３ 樋門・樋管	５ 水路工	９		暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	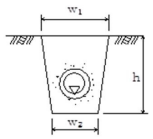	
						幅w1、w2	-50			
						深さh	-30			
						延長L	-200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
２ 河川編	３ 樋門・樋管	６ 付属物設置工	５		階段工 （現場打階段） （プレキャスト階段）	幅w	-30	１箇所／１施工箇所	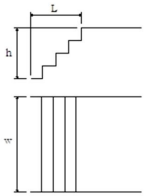	
						高さh	-30			
						長さL	-30			
						段数	±0 段			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
２ 河川編	５ 堰	６ 魚道工	３		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	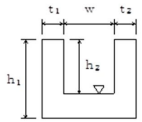	
						厚さt1、t2	-20			
						幅w	-30			
						高さh1、h2	-30			
						延長L	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第４編 砂防編 １章 砂防堰堤 ４節コンクリート堰堤工　　２章渓流保全　３節 護岸工　　７節 護床工・根固め工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	1 砂防堰堤	4 コンクリート堰堤工	6		側壁工	基準高▽	±30	1．図面の寸法表示箇所を測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。	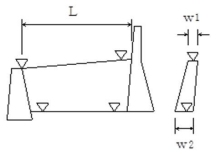	
						幅w1、w3	-30			
						長さL	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	2 渓流保全	3 護岸工	6		護岸付属物工	幅w	-30	各格子間の中央部１箇所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	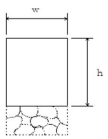	
						高さh	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	2 渓流保全	7 護床工・根固め工	5		捨石工	基準高▽	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	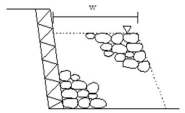	
						天端幅w	-100			
						延長L	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第４編 砂防編 １章 砂防堰堤 ４節コンクリート堰堤工　　２章渓流保全 ３節 護岸工　　７節 護床工・根固め工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
４ 砂防編	１ 砂防堰堤	４ コンクリート堰堤工	６		側壁工	基準高▽	±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	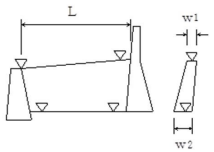	
						幅ｗ1、ｗ3	-30			
						長さＬ	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
４ 砂防編	２ 渓流保全	３ 護岸工	６		護岸付属物工	幅ｗ	-30	各格子間の中央部１箇所を測定。	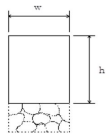	
						高さｈ	-30			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
４ 砂防編	２ 渓流保全	７ 護床工・根固め工	５		捨石工	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	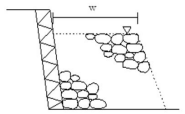	
						天端幅ｗ	-100			
						延長Ｌ	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第４編 砂防編　２章 渓流保全　７節 護床工・根固め工　３章 地すべり・急傾斜対策　４節 水路工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	2 渓流保全	7 護床工・根固め工	7	3	かご工（かごマットエ）	基準高	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	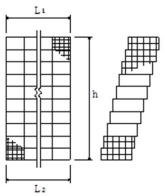	
						法長Ｌ＜3m	−50			
						法長Ｌ≧3m	−100			
						延長Ｌ1Ｌ2	−200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	2		排水路工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 （なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）	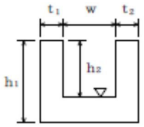	
						厚さｔ1、ｔ2	−20			
						幅ｗ	−30			
						高さｈ1、ｈ2	−30			
						延長Ｌ	−200			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	3		明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	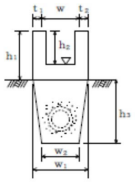	
						厚さｔ1、ｔ2	−20			
						幅ｗ	−30			
						幅ｗ1、ｗ2	−50			
						高さｈ1、ｈ2	−30			
						深さｈ3	−30			
						延長Ｌ	−200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第４編 砂防編　２章 渓流保全　７節 護床工・根固め工　３章 地すべり・急傾斜対策　４節 水路工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	2 渓流保全	7 護床工・根固め工	7	3	かごエ（かごマットエ）	基準高	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	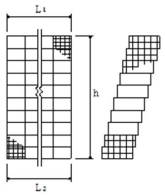	
						法長Ｌ＜3m	-50			
						法長Ｌ≧3m	-100			
						延長Ｌ1Ｌ2	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	2		排水路工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。（なお製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）	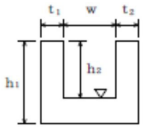	
						厚さｔ1、ｔ2	-20			
						幅ｗ	-30			
						高さｈ1、ｈ2	-30			
						延長Ｌ	-200			
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜対策	4 水路工	3		明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	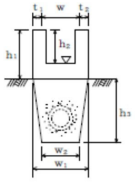	
						厚さｔ1、ｔ2	-20			
						幅ｗ	-30			
						幅ｗ1、ｗ2	-50			
						高さｈ1、ｈ2	-30			
						深さｈ3	-30			
						延長Ｌ	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良 ４節 法面工　５節 擁壁工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	４ 法面工	３		法面吹付工 （コンクリート） （モルタル）			１－３－３－６吹付工に準ずる。		
			８・９		アンカー工 プレキャスト法枠工	削孔深さＬ	設計値以上	全数	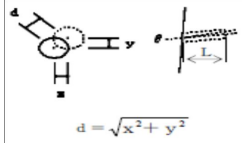	※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差ｄ	100			
						せん孔方向β	±2.5度			
			１０	１・２	かごエ （じゃかご） （ふとんかご）			２－１－３－14 護岸付属物工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	５ 擁壁工	７		場所打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	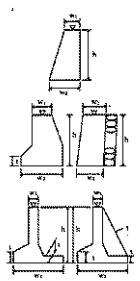	
						厚さｔ		-20			
						裏込厚さ		-50			
						幅w1、w2		-30			
						高さｈ	ｈ＜3m	-50			
							ｈ≧3m	-100			
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良 ４節 法面工　５節 擁壁工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	４ 法面工	３		法面吹付工 （コンクリート） （モルタル）			１－３－３－６吹付工に準ずる。		
			８・９		アンカー工 プレキャスト法枠工	削孔深さＬ	設計値以上	全数（任意仮設は除く）	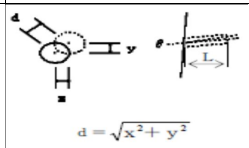	※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差ｄ	100			
						せん孔方向β	±2.5度			
			１０	１・２	かご工 （じゃかご） （ふとんかご）			２－１－３－14 護岸付属物工に準ずる。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	５ 擁壁工	７		場所打擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	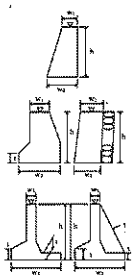	
						厚さｔ		-20			
						裏込厚さ		-50			
						幅ｗ1、ｗ2		-30			
						高さｈ	ｈ＜3m	-50			
							ｈ≧3m	-100			
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良 ５節 擁壁工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	8		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	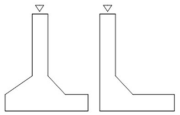	
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	9		補強土壁工	基準高▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	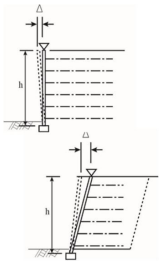	
						高さｈ　ｈ＜3m	-50			
						高さｈ　ｈ≧3m	-100			
						鉛直度△	±0.03ｈ かつ ±300 以内			
						控え長さ（補強材の設計長）	設計値以上			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良 ５節 擁壁工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	５ 擁壁工	８		プレキャスト擁壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	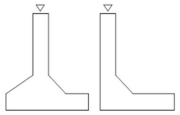	
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		
５ 道路編	１ 道路改良	５ 擁壁工	９		補強土壁工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	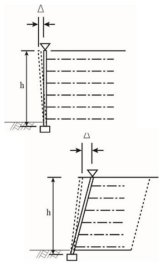	
						高さｈ	ｈ＜3m	-50			
							ｈ≧3m	-100			
						鉛直度△		±0.03ｈ かつ ±300 以内			
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上			
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良 ５節 擁壁工　　６節 カルバート工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	５ 擁壁工	１０		井桁ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	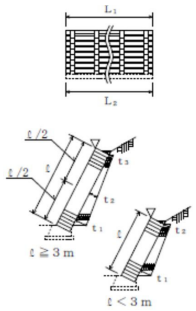	
						法長ℓ	ℓ＜3m	-50			
							ℓ≧3m	-100			
						厚さｔ1、ｔ2、ｔ3		-50			
						延長Ｌ1、Ｌ2		-200	１施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	５ 擁壁工	１１		小型擁壁工	基準高▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	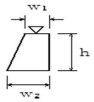	
						幅ｗ1、ｗ2		-30			
						高さｈ		-50			
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
５ 道路編	１ 道路改良	６ カルバート工	８		場所打カルバート工	基準高▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	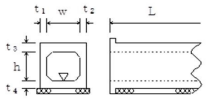	
						厚さｔ1～ｔ4		-20			
						幅（内法）ｗ		-30			
						高さｈ		±30			
						延長Ｌ	Ｌ＜20m	-50			
							Ｌ≧20m	-100			
５ 道路編	１ 道路改良	６ カルバート工	９		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ※印は、現場打ちのある場合。	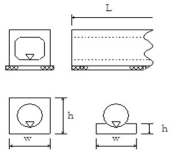	
						※幅ｗ		-50			
						※高さｈ		-30			
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良 ５節 擁壁工　　６節 カルバート工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	５ 擁壁工	１０		井桁ブロック工	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	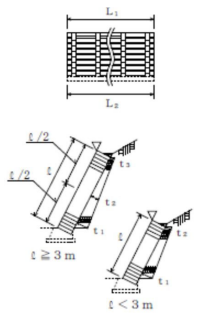	
						法長ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さｔ1、ｔ2、ｔ3		−50			
						延長Ｌ1、Ｌ2		−200	１施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	５ 擁壁工	１１		小型擁壁工	基準高▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	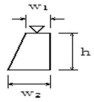	
						幅ｗ1、ｗ2		−30			
						高さｈ		−50			
						延長Ｌ		−200	１施工箇所毎		
５ 道路編	１ 道路改良	６ カルバート工	８		場所打カルバート工	基準高▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	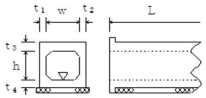	
						厚さｔ1～ｔ4		−20			
						幅（内法）ｗ		−30			
						高さｈ		±30			
						延長Ｌ	Ｌ＜20m	−50			
							Ｌ≧20m	−100			
５ 道路編	１ 道路改良	６ カルバート工	９		プレキャストカルバート工 （プレキャストボックス工） （プレキャストパイプ工）	基準高▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ※印は、現場打ちのある場合。	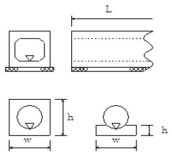	
						※幅ｗ		−50			
						※高さｈ		−30			
						延長Ｌ		−200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編　１章 道路改良　　７節 排水工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	７ 排水工	２		側溝工 （プレキャストU型側溝） （コルゲートフリューム） （自由勾配側溝） （管（函）渠型側溝工） （L型側溝工）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 ｆの規定による測点の管理方法を用いることができる。	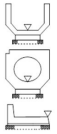	
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
５ 道路編	１ 道路改良	７ 排水工	３		地下排水工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	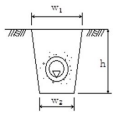	
						幅ｗ1、ｗ2	−50			
						深さｈ	−30			
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	７ 排水工	４		縦断管渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良　７節 排水工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	７ 排水工	２		側溝工 （プレキャストＵ型側溝） （コルゲートフリューム） （自由勾配側溝） （管（函）渠型側溝工） （Ｌ型側溝工）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
５ 道路編	１ 道路改良	７ 排水工	３		地下排水工 （暗渠工）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	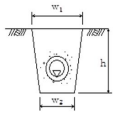	
						幅w1、w2	−50			
						深さｈ	−30			
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	７ 排水工	４		縦断管渠工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
						延長Ｌ	−200	１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編　１章 道路改良　　７節 排水工　８節 落石雪害防止工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	7		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	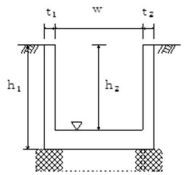	
						厚さｔ1、ｔ2	-20			
						幅ｗ	-30			
						高さｈ1、ｈ2	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	4		落石防護柵工	高さｈ		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	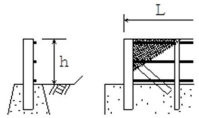	
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	5		防雪柵工	高さｈ		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	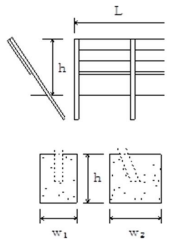	
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		
						基礎	幅ｗ1、ｗ2	-30	基礎１基毎		
							高さｈ	-30			
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さｈ		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	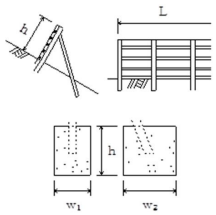	
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		
						基礎	幅ｗ1、ｗ2	-30	基礎１基毎		
							高さｈ	-30			
						アンカー長	打込みＬ	-10%	全数		
							埋込みＬ	-5%			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良　７節 排水工　８節 落石雪害防止工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	7 排水工	7		現場打水路工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	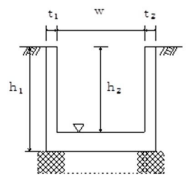	
						厚さｔ1、ｔ2	-20			
						幅ｗ	-30			
						高さｈ1、ｈ2	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	4		落石防護柵工	高さｈ		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	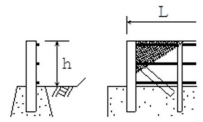	
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	5		防雪柵工	高さｈ		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	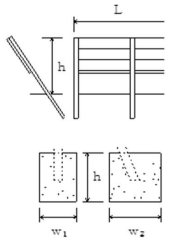	
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		
						基礎	幅ｗ1、ｗ2	-30	基礎１基毎		
							高さｈ	-30			
5 道路編	1 道路改良	8 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さｈ		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	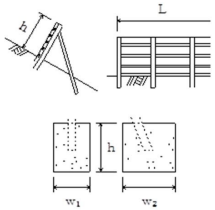	
						延長Ｌ		-200	１施工箇所毎		
						基礎	幅ｗ1、ｗ2	-30	基礎１基毎		
							高さｈ	-30			
						アンカー長	打込みＬ	-10%	全数		
							埋込みＬ	-5%			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良 １１節 道路付属施設工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	11 道路付属施設工	5	1	組立歩道工	基準高	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	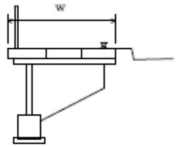	
						幅ｗ	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		
5 道路編	1 道路改良	11 道路付属施設工	6	1	ケーブル配管工	埋設深ｔ	0～+50	接続（地上機器部）間毎に１箇所	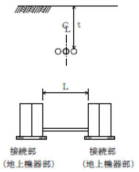	
						延長Ｌ	-200	接続（地上機器部）間毎で全数 （管路センターで測定）		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁基礎工	幅ｗ	-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	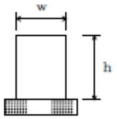	
						高さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	2 舗装	6 排水工	3		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １章 道路改良 １１節 道路付属施設工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	１１ 道路付属施設工	５	１	組立歩道工	基準高	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	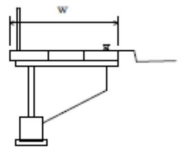	
						幅ｗ	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		
５ 道路編	１ 道路改良	１１ 道路付属施設工	６	１	ケーブル配管工	埋設深ｔ	0～+50	接続部間毎に１箇所	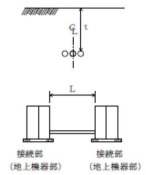	
						延長Ｌ	-200	接続部間毎で全数		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１ 道路改良	１２ 遮音壁工	５		遮音壁基礎工	幅ｗ	-30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。	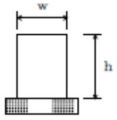	
						高さｈ	-30			
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	２ 舗装	６ 排水工	３		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長Ｌ	-200	１施工箇所毎 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ３章 橋梁下部 ４節 橋台工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	３ 橋梁下部	４ 橋台工	１０		躯体工	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる 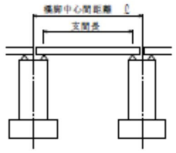	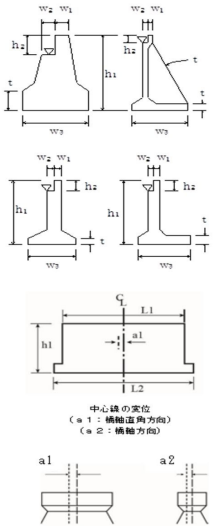 	
						厚さｔ		-20			
						天端幅ｗ1（橋軸方向）		-10			
						天端幅ｗ2（橋軸方向）		-10			
						敷幅ｗ3（橋軸方向）		-50			
						高さｈ1		-50			
						胸壁の高さｈ2		-30			
						天端長ℓ1		-50			
						敷長ℓ2		-50			
						胸壁間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ３章 橋梁下部 ４節 橋台工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	３ 橋梁下部	４ 橋台工	１０		躯体工	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便欄」による。	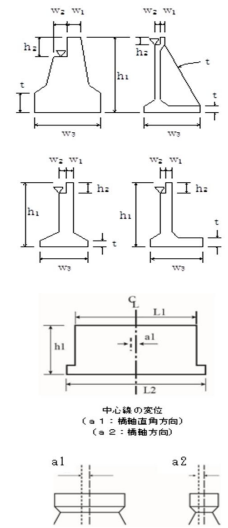	
						厚さｔ		−20			
						天端幅ｗ1（橋軸方向）		−10			
						天端幅ｗ2（橋軸方向）		−10			
						敷幅ｗ3（橋軸方向）		−50			
						高さｈ1		−50			
						胸壁の高さｈ2		−30			
						天端長ℓ1		−50			
						敷長ℓ2		−50			
						胸壁間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～−20			
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ３章 橋梁下部 ５節 ＲＣ橋台工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	３ 橋梁下部	５ ＲＣ橋台工	１ １		ＲＣ躯体工 （張出式） （重力式） （半重力式）	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）ただし、「３次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 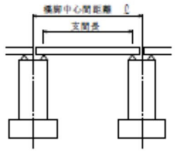 	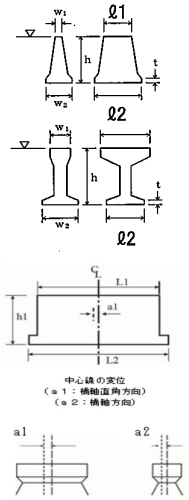 	
						厚さｔ		-20			
						天端幅ｗ1（橋軸方向）		-10			
						天端幅ｗ2（橋軸方向）		-10			
						敷幅ｗ3（橋軸方向）		-50			
						高さｈ1		-50			
						胸壁の高さｈ2		-30			
						天端長ℓ1		-50			
						敷長ℓ2		-50			
						胸壁間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ３章 橋梁下部 ５節 ＲＣ橋台工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	3 橋梁下部	5 ＲＣ橋台工	1 1	1	ＲＣ躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便欄」による。 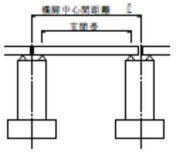	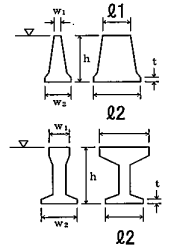 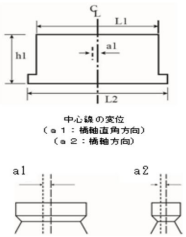	
					（張出式）	厚さｔ	-20			
					（重力式）	天端幅ｗ1（橋軸方向）	-20			
					（半重力式）	敷幅ｗ2（橋軸方向）	-50			
						高さｈ	-50			
						天端長ℓ1	-50			
						敷長ℓ2	-50			
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ３章 橋梁下部 ５節 ＲＣ橋台工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	３ 橋梁下部	５ ＲＣ橋台工	１１	２	ＲＣ躯体工（ラーメン式）	基準高▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支承便欄」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）ただし、「３次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる 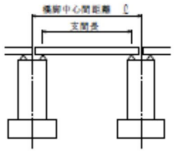 	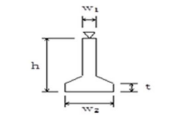 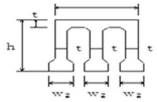 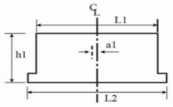 中心線の変位 （ａ１：橋軸直角方向） （ａ２：橋軸方向） 	
						厚さｔ		-20			
						天端幅ｗ1（橋軸方向）		-10			
						天端幅ｗ2（橋軸方向）		-10			
						敷幅ｗ3（橋軸方向）		-50			
						高さｈ1		-50			
						胸壁の高さｈ2		-30			
						天端長ℓ1		-50			
						敷長ℓ2		-50			
						胸壁間距離ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10～-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ３章 橋梁下部 ５節 ＲＣ橋台工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	３ 橋梁下部	５ ＲＣ橋台工	１ １	２	ＲＣ躯体工 （ラーメン式）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 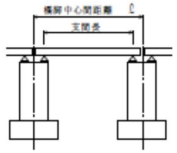 	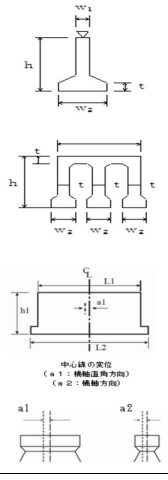 	
						厚さｔ	−20			
						天端幅ｗ1	−20			
						敷幅ｗ2	−20			
						高さｈ	−50			
						長さＬ	−20			
						橋脚中心間距離ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準		測定箇所	適用
５道路編	４鋼橋上部	３工場製作工	１０	１	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	部材精度	フランジ幅ｗ（m） 腹板高ｈ（m） 腹板間隔ｂ′（m）		±２…ｗ≦0.5 ±３…… 0.5＜ｗ≦1.0 ±4…… 1.0＜ｗ≦2.0 ±(3+ｗ/2) 2.0＜ｗ	鋼桁等 主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	トラス・アーチ等	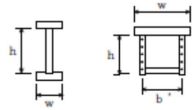 I型鋼桁　トラス弦材	
							板の平面度 δ （mm）	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 ｈ：腹板高（mm） ｂ：腹板またはリブの間隔（mm） ｗ：フランジ幅（mm）		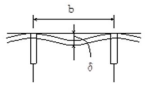	
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150				
							フランジの直角度 δ（mm）		ｗ/200			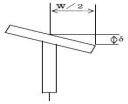	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	適用
５道路編	４鋼橋上部	３工場製作工	１０	１	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	部材精度	フランジ幅ｗ（m） 腹板高ｈ（m） 腹板間隔ｂ′（m）	±２…ｗ≦0.5 ±３…… 0.5＜ｗ≦1.0 ±4…… 1.0＜ｗ≦2.0 ±(3+ｗ/2) 2.0＜ｗ	綱桁等	トラス・アーチ等	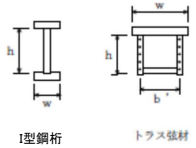	
									主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。			
									床組など 構造別に、５部材につき１個抜き取った部材の中央付近を測定。			
						板の平面度 δ （mm）	綱桁及びトラス等の部材の腹板	ｈ/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 ｈ：腹板高（mm） ｂ：腹板又はリブの間隔（mm） ｗ：フランジ幅（mm）		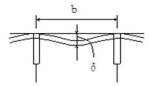	
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	ｂ/150				
						フランジの直角度 δ（mm）		ｗ/200			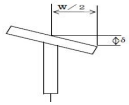	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝	工種	測定項目			規格値	測定基準		測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１０	１	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	部材精度	部材長Ｌ（m）	鋼桁	±3…Ｌ≦10 ±4…Ｌ＞10	鋼桁等	トラス・アーチ等	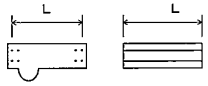	
								トラス・アーチなど	±2…Ｌ≦10 ±3…Ｌ＞10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。			
						部材精度	圧縮材の曲がり δ（mm）		Ｌ/1000	－	主要部材全数を測定 Ｌ：部材長（mm）	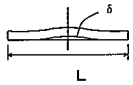	
										※規格値のｗに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ，圧縮材の曲り δ」の規格値のｈ，ｂ，ｗに代入する数値はmm単位の数値とする。			
						仮組立精度	全長、支間長Ｌ（m）		±(10+L/10)	主桁、主構全数を測定。		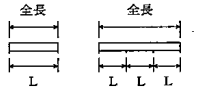	
							主桁、主構の中心間距離Ｂ（m）		±４…B≦２ ±(3+B/2)…B＞２	各支点及び各支間中央付近を測定		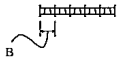	
							主桁の組立高さ ｈ（m）		±５…h≦５ ±(2.5+h/2)…h＞５	－	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ（mm）		5+L/5…L≦100 25…L＞100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L:測線延長（m）		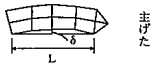	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝	工種	測定項目			規格値	測定基準		測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１０	１	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	部材精度	部材長Ｌ（ｍ）	鋼桁	±3…Ｌ≦10 ±4…Ｌ＞10	鋼桁等	トラス・アーチ等	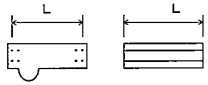	
								トラス・アーチなど	±2…Ｌ≦10 ±3…Ｌ＞10	原則として仮組立をしない部材について、主要部材全数を測定。			
						圧縮材の曲がり δ（mm）			Ｌ/1000	－	主要部材全数を測定 Ｌ：部材長（mm）	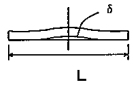	
						仮組立精度	全長、支間長Ｌ（ｍ）		±(10+L/10)	主桁、主構全数を測定。		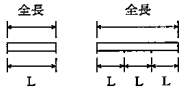	
							主桁、主構の中心間距離Ｂ（ｍ）		±４…B≦２ ±(3+B/2)…B＞２	各支点及び各支間中央付近を測定		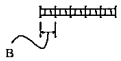	
							主桁の組立高さ ｈ（ｍ）		±５…h≦５ ±(2.5+h/2)…h＞５	－	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ（mm）		5+L/5…L≦100 25…L＞100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L:測線延長（ｍ）		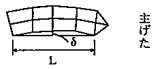	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１０	１	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	仮組立精度	主桁、主構のそり δ（mm）	-5～+5… L≦20	綱桁等	トラス・アーチ等	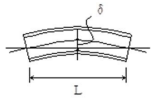	
								-5～+10… 20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。L:主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。L:主溝の支間長（m）		
								-5～+15… 40＜L≦80				
								-5～+25… 80＜L≦200				
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	設計値±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		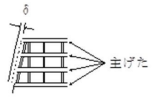	
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+ｈ/1000	各主桁の両端部を測定。 ｈ：主桁の高さ（m）	支点及び支間中央付近を測定。 ｈ：主桁の高さ（m）		
							現場継手部のすき間δ1,δ2（mm）	設計値±５	主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ1δ2のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合は、マイナスを認めない。		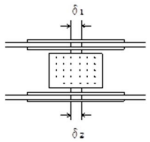	
									※規格値のL，ｈ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はmm単位の数値とする。			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１０	１	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	仮組立精度	主桁、主構のそり δ（mm）	−5～+5… Ｌ≦20	鋼桁等	トラス・アーチ等	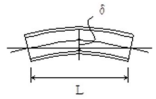	
								−5～+10… 20＜Ｌ≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。L:主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。L:主溝の支間長（m）		
								−5～+15… 40＜Ｌ≦80				
								−5～+25… 80＜Ｌ≦200				
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	設計値±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		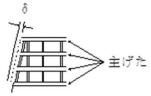	
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+ｈ/1000	各主桁の両端部を測定。 ｈ：主桁の高さ（m）	支点及び支間中央付近を測定。 ｈ：主桁の高さ（m）		
							現場継手部のすき間δ1，δ2（mm）	設計値±５	主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ1δ2のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合は、マイナスを認めない。		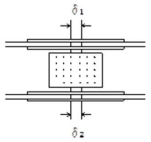	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１０	１	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を実施する場合） ※シミュレーション仮組立検査も含む	仮組立精度	主桁、主構のそり δ（mm）	-5～+5… Ｌ≦20	綱桁等	トラス・アーチ等	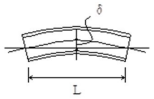	
								-5～+10… 20＜Ｌ≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。L:主桁の支間長（m）	各主構の各格点を測定。L:主溝の支間長（m）		
								-5～+15… 40＜Ｌ≦80				
								-5～+25… 80＜Ｌ≦200				
							主桁、主構の橋端における出入差 δ（mm）	設計値±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		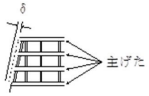	
							主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+ｈ/1000	各主桁の両端部を測定。 ｈ：主桁の高さ（m）	支点及び支間中央付近を測定。 ｈ：主桁の高さ（m）		
							現場継手部のすき間δ1,δ2（mm）	設計値±５	主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ1δ2のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合は、マイナスを認めない。		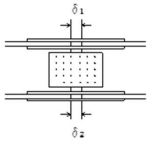	
									※規格値のL，ｈ に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のｈに代入する数値はmm単位の数値とする。			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１０	２	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を省略する場合）	部材精度	圧縮材の曲がりδ（mm）	L/1000	－	主要部材全数を測定。	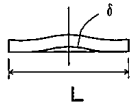	
						架設組立精度	全長、支間長Ｌ（m）	±(20+L/5)	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長（m）		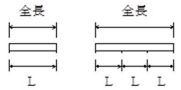	
							通りδ（mm）	±（10+2L/5）	L:主桁・主溝の支間長（m）		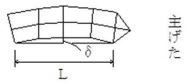	
							そりδ（mm）	±（25+L/2	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長（m）		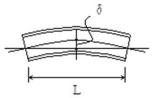	
							主桁、主構の中心間距離Ｂ（m）	±4…B≦２ ±(3+B/2)…… B＞２	各支点及び各支間中央付近を測定。		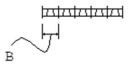	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１０	２	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を省略する場合）	架設組立精度	主桁、主構の橋端における出入差δ（mm）	設計値±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	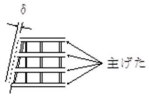	
							主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3+ｈ/1000	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長（m）	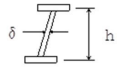	
							現場継手部のすき間δ1，δ2(mm)	設計値±５	主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ1δ2のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合は、マイナスを認めない。	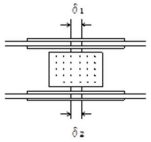	
									※規格値のｗに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ，フランジの直角度δ」の規格値のｈ，ｂ，ｗに代入する数値はmm単位の数値とする。		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１０	２	横断歩道橋製作工 （仮組立による検査を省略する場合）	架設組立精度	主桁、主構の橋端における出入差δ（mm）	設計値±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	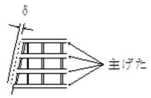	
							主桁、主構の鉛直度δ（mm）	3+ｈ/1000	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長（m）	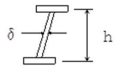	
							現場継手部のすき間δ1, δ2(mm)	設計値±５	主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ1δ2のうち大きいもの。 設計値が5mm以下の場合は、マイナスを認めない。	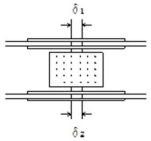	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１１	２	鋳造工 （大型ゴム支承工）	幅ｗ 長さＬ 直径Ｄ	ｗ，Ｌ，Ｄ≦500	０～＋５	製品全数を測定。 平面度：ゴム支承本体の四隅の厚さ（ｔ）の最大相対差。 詳細は道路橋支承便覧参照	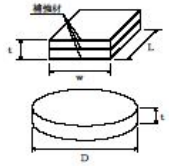	
							500＜ｗ，Ｌ，Ｄ≦1500mm	０～＋１％			
							1500＜ｗ，Ｌ，Ｄ	０～＋15			
						厚さｔ	ｔ≦20mm	±0.5			
							20＜ｔ≦160	±2.5%			
							160＜ｔ	±4			
						相対誤差	ｗ，Ｌ，Ｄ≦1000m	1			
							1000m＜ｗ，Ｌ，Ｄ	(W,L,D)／1000			
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１２		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度δ1（mm）	ｂ/500	軸心上全数測定。	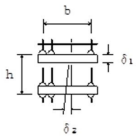	
							鉛直度δ2（mm）	ｈ/500			
							高さｈ（mm）	±5			
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１３		仮設材製作工	部材	部材長Ｌ（ｍ）	±３…Ｌ≦10	図面の寸法表示箇所で測定。		
								±４…Ｌ＞10			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ３節 工場製作工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１１	２	鋳造工 （大型ゴム支承工）	幅ｗ 長さＬ 直径Ｄ	ｗ，Ｌ，Ｄ≦500	０～＋５	製品全数を測定。 平面度：ゴム支承本体の四隅の厚さ（ｔ）の最大相対差。	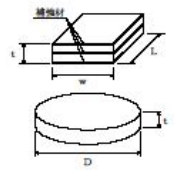	
							500＜ｗ，Ｌ，Ｄ≦1500mm	０～＋１％			
							1500＜ｗ，Ｌ，Ｄ	０～＋15			
						厚さｔ	ｔ≦20mm	±0.5			
							20＜ｔ≦160	±2.5%			
							160＜ｔ	±4			
						相対誤差	ｗ，Ｌ，Ｄ≦1000m	1			
							1000m＜ｗ，Ｌ，Ｄ	(W,L,D)/1000			
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１２		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度δ１（mm）	ｂ/500	軸心上全数測定。	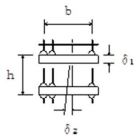	
							鉛直度δ２（mm）	ｈ/500			
							高さｈ（mm）	±5			
５ 道路編	４ 鋼橋上部	３ 工場製作工	１３		仮設材製作工	部材	部材長Ｌ（ｍ）	±３…Ｌ≦10	図面の寸法表示箇所で測定。		
								±４…Ｌ＞10			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ４節 鋼橋架設工　５節 橋梁現場塗装工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	４ 鋼橋架設工	４・５・６・７・８・９		クレーン架設工 ケーブルクレーン架設工 ケーブルエレクション架設工 架設桁架設工 送出し架設工 トラベラークレーン架設工	全長L_1（m） 支間長L_n（m）	±（20+L_1/5） ±（20+L_n/5）	各桁毎に全数測定。	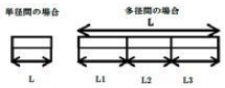	
						通りδ（mm）	±（10+2L/5）	L:主桁・主溝の支間長（m）	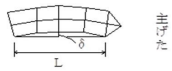	
						そりδ（mm）	±（25+L/2）	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長（m）	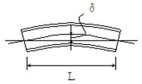	
						※主桁、主溝の中心間距離B（m） ※主桁の橋端における出入差δ（mm） ※主桁、主溝の鉛直度δ（mm） ※現場継手部のすき間δ1、δ2（mm）	1-3-3-14-2 桁製作工の規格値による。	※は、仮組立による検査を省略した工事に適用する。		
								※規格値のL, B に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のｈ に代入する数値はmm単位の数値とする。		
５ 道路編	４ 鋼橋上部	４ 鋼橋架設工	１０		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1、δ2（mm）	±5	主桁、主構の全継手数の１/２を測定。 δ1, δ2 のうち大きいもの。なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。	（例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm）	
５ 道路編	４ 鋼橋上部	５ 橋梁現場塗装工	３		現場塗装工	測定項目	規格値	測定基準		
						塗膜厚	ａ．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 １ロットの大きさは 500 ㎡とする。 １ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、1 ロットの面積が 200m2 に満たない場合は 10m2 ごとに 1 点とする。	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ４章 鋼橋上部 ４節 鋼橋架設工　５節 橋梁現場塗装工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	４ 鋼橋上部	４ 鋼橋架設工	４・５・６・７・８・９		クレーン架設工 ケーブルクレーン架設工 ケーブルエレクション架設工 架設桁架設工 送出し架設工 トラベラークレーン架設工	全長L_1（m） 支間長L_n（m）	±（20+L_1/5） ±（20+L_n/5）	各桁毎に全数測定。	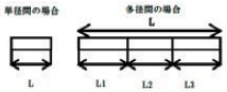	
						通りδ（mm）	±（10+2L/5）	L:主桁・主溝の支間長（m）	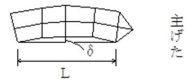	
						そりδ（mm）	±（25+L/2）	各桁毎に全数測定。 L:主桁・主溝の支間長（m）	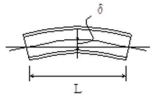	
						※主桁、主溝の中心間距離B（m） ※主桁の橋端における出入差δ（mm） ※主桁、主溝の鉛直度δ（mm） ※現場継手部のすき間δ1、δ2（mm）	1-3-3-14-2 桁製作工の規格値による。	※は、仮組立による検査を省略した工事に適用する。		
５ 道路編	４ 鋼橋上部	４ 鋼橋架設工	１０		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1、δ2（mm）	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の１/２を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		
５ 道路編	４ 鋼橋上部	５ 橋梁現場塗装工	３		現場塗装工	測定項目	規格値	測定基準		
						塗膜厚	ａ．ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の 90%以上。 ｂ．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の 70%以上。 ｃ．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の 20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、有機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 １ロットの大きさは 500 ㎡とする。 １ロット当たりの測定数は 25 点とし、各点の測定は５回行い、その平均値をその点の測定値とする。	

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ６章 トンネル（ＮＡＴＭ） ４節 支保工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	６ トンネル（ＮＡＴＭ）	４ 支保工	３		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の１／３以上を確保するものとする。	施工延長 40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級Ａまたは Bに該当する地盤とする。	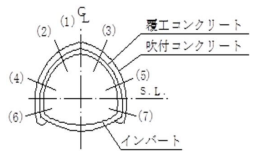	
５ 道路編	６ トンネル（ＮＡＴＭ）	４ 支保工	４		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長 40m毎に断面全本数検測		
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から 10cm 以内			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ６章 トンネル（ＮＡＴＭ） ４節 支保工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	６ トンネル（ＮＡＴＭ）	４ 支保工	３		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の１／３以上を確保するものとする。	施工延長 40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準（構造編）にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	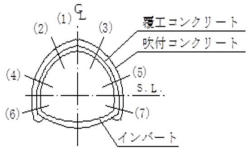	
５ 道路編	６ トンネル（ＮＡＴＭ）	４ 支保工	４		ロックボルト工	位置間隔	―	施工延長 40m毎に断面全本数検測		
						角度	―			
						削孔深さ	―			
						孔径	―			
						突出量	プレート下面から 10cm 以内			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 ６章 トンネル（ＮＡＴＭ） ５節 覆工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	６ トンネル（ＮＡＴＭ）	５ 覆工	３・４		覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1)基準高、幅、高さは、施工40mにつき１箇所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１箇所、(2)～(3)は100mに１箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・ 良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・ 異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・ 鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	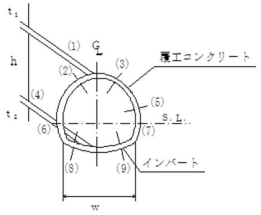	
						幅ｗ（全幅）	-50			
						高さｈ（内法）	-50			
						厚さｔ	設計値以上			
						延長Ｌ	―			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	６ トンネル（ＮＡＴＭ）	５ 覆工	５		床版コンクリート工	幅ｗ	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１箇所、延長40m（または50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
						厚さｔ	-30			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 ６章 トンネル（ＮＡＴＭ） ５節　覆工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	６ トンネル（ＮＡＴＭ）	５ 覆工	３・４		覆工コンクリート工 側壁コンクリート工	基準高▽（拱頂）	±50	(1)基準高、幅、高さは、施工40mにつき１箇所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに１箇所、(2)～(3)は100mに１箇所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、１トンネル当たり２箇所以上の検測孔による測定を行う。ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・　良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・　異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・　鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。	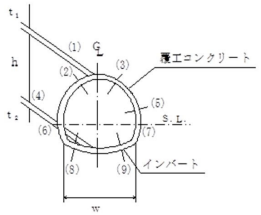	
						幅ｗ（全幅）	-50			
						高さｈ（内法）	-50			
						厚さｔ	設計値以上			
						延長Ｌ	―			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	６ トンネル（ＮＡＴＭ）	５ 覆工	５		床版コンクリート工	幅ｗ	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１箇所、延長40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。		
						厚さｔ	-30			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

第５編 道路編 １０章 共同溝工 ６節 プレキャスト構築工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１０ 共同溝工	５ 現場打ち構築工	６	３	防水工 （防水壁）	高さｈ	-20	図面の寸法表示箇所で測定。	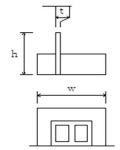	
						幅ｗ	±50			
						厚さｔ	-20			
５ 道路編	１０ 共同溝工	６ プレキャスト構築工	２		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50ｍ）につき１箇所、延長 40m（または 50ｍ）以下のものは１施工箇所につき２箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	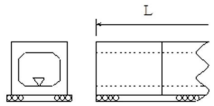	
						延長Ｌ	-200	延長：１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １０章 共同溝工 ６節 プレキャスト構築工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１０ 共同溝工	５ 現場打ち構築工	６	３	防水工 （防水壁）	高さｈ	-20	図面の寸法表示箇所で測定。	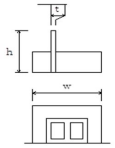	
						幅ｗ	±50			
						厚さｔ	-20			
５ 道路編	１０ 共同溝工	６ プレキャスト構築工	２		プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	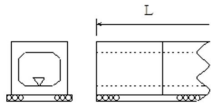	
						延長Ｌ	-200	延長：１施工箇所毎		

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 １３章 道路修繕 ４節 舗装修繕工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 平均の測定値（Xm）	測定基準	測定箇所	適用
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	3	1	路面切削工	厚さｔ	-7	-2	厚さは 40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m未満の場合は、2 ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	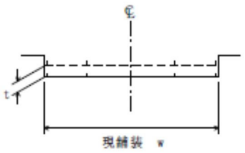	
						幅ｗ	-25	—			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	3	2	路面切削工 （面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さｔ （標高較差）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	１．３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m 未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。	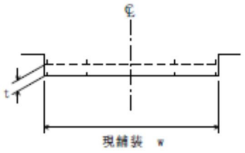	
						幅ｗ	-25	—			
5 道路編	13 道路修繕	4 舗装修繕工	4		舗装打換え工	路盤工	厚さｔ	該当工種	各層毎１箇所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	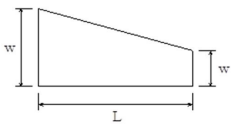	
							幅ｗ	-50			
							延長Ｌ	-100			
						舗設工	厚さｔ	該当工種			
							幅ｗ	-25			
							延長Ｌ	-100			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １３章 道路修繕 ４節 舗装修繕工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 平均の測定値（Xm）	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	３	１	路面切削工	厚さｔ	-7	-2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所。 厚さは 40m毎に現舗装高さと切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m未満の場合は、２箇所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	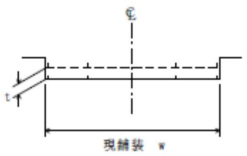	
						幅ｗ	-25	—			
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	３	２	路面切削工	厚さｔ（標高較差）	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	１．施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ ｔ または標高較差を算出する。計測密度は １ 点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。 ３．厚さｔ または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長 40m 未満の場合は、２箇所/施工箇所とする。	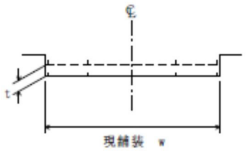	
						幅ｗ	-25	—			
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	４		舗装打換え工	路盤工	厚さｔ	該当工種	各層毎１箇所／１施工箇所	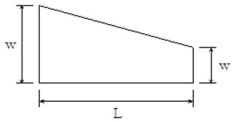	
							幅ｗ	-50			
							延長Ｌ	-100			
						舗設工	厚さｔ	該当工種			
							幅ｗ	-25			
							延長Ｌ	-100			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 １３章 道路修繕 ４節 舗装修繕工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（Ｘ）	規格値 平均の測定値（X_{10}）※面管理の場合は測定値の平均	測定箇所	適用	
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	５	１	オーバーレイ工（切削オーバーレイ工）	厚さｔ（切削）	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	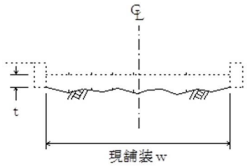 維持工事においては、平均性の項目を省略することが出来る。	
						厚さｔ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅ｗ	-25				
						延長Ｌ	-100				
						平坦性	―	３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下			
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	５	２	オーバーレイ工（切削オーバーレイ工）（面管理の場合） 厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さｔ（標高較差）（切削）	-17 (17) （面管理として緩和）	-2 (2)	１．３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差（切削）を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．厚さ（オーバーレイ）は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 ５．幅は、延長80m毎に１ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	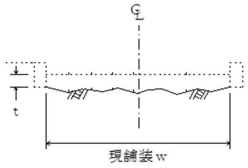 維持工事においては、平均性の項目を省略することが出来る。	
						厚さｔ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅ｗ	-25				
						延長Ｌ	-100				
						平坦性	―	３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １３章 道路修繕 ４節 舗装修繕工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（Ｘ）	規格値 平均の測定値（X_{10}）※面管理の場合は測定値の平均	測定箇所	適用	
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	５	１	オーバーレイエ（切削オーバーレイエ）	厚さｔ（切削）	-7	-2	厚さは 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、幅は 80m（測点間隔 25mの場合は 100m）につき１箇所。厚さは 40m毎に現舗装高さ又は切削後の高さとオーバーレイ後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 施工延長 40m未満(測点間隔 25m の場合は 50m未満）の場合は、２箇所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	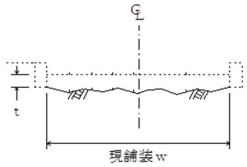 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さｔ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅ｗ	-25				
						延長Ｌ	-100				
						平坦性	―	３ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	５	２	オーバーレイエ（切削オーバーレイエ）（面管理の場合）厚さｔ または標高較差（切削）のみ	厚さｔ（標高較差）（切削）	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	厚さは 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、幅は 80m（測点間隔 25mの場合は 100m）につき１箇所。厚さは 40m毎に現舗装高さ又は切削後の高さとオーバーレイ後の基準高との差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 施工延長 40m未満(測点間隔 25m の場合は 50m未満）の場合は、２箇所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	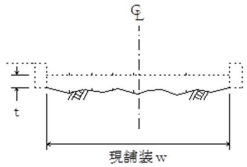 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さｔ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）	-9				
						幅ｗ	-25				
						延長Ｌ	-100				
						平坦性	―	３ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

第５編 道路編 １３章 道路修繕 ４節 舗装修繕工　５節 道路構造物修繕工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 平均の測定値（X_{10}）※面管理の場合は測定値の平均	測定箇所	適用	
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	５	３	オーバーレイ工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４mm が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		３mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	９		プレキャストＲＣ舗装版工	基準高▽		±20	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、40m（または 50m）以下は１施工箇所につき２箇所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。	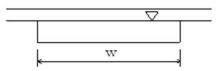	
						幅ｗ		±30			
						延長Ｌ		-200			
５ 道路編	１３ 道路修繕	５ 道路構造物修繕工	２		排水構造物修繕工	嵩上	厚さｔ	-20	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 取壊し寸法または嵩上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	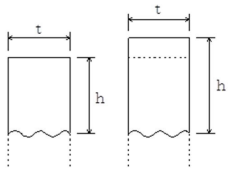	
							高さｈ	-30			
							延長Ｌ	-200			

２ 出来形管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

第５編 道路編 １３章 道路修繕 ４節 舗装修繕工　５節 道路構造物修繕工

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定箇所	適用	
							個々の測定値（Ｘ）	平均の測定値（X_{10}）※面管理の場合は測定値の平均			
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	５	３	オーバーレイ工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±４㎜ が含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性		３ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	適用
５ 道路編	１３ 道路修繕	４ 舗装修繕工	９		プレキャストＲＣ舗装版工	基準高▽		±20	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、40m（又は 50m）以下は１施工箇所につき２箇所。 なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。	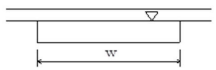	
						幅ｗ		±30			
						延長Ｌ		-200			
５ 道路編	１３ 道路修繕	５ 道路構造物修繕工	２		排水構造物修繕工	嵩上	厚さｔ	-20	施工延長 40mにつき１箇所、延長 40m以下のものは１施工箇所につき２箇所。 取壊し寸法又は嵩上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。	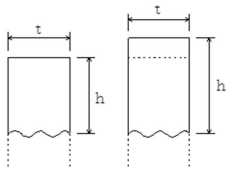	
							高さｈ	-30			
							延長Ｌ	-200			

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

Ⅱ　土木工事施工管理基準

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工　種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1　ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ･覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ･吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前及び工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5013（フライアッシュセメント） JIS R 5014（エコセメント）	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 ：JIS A 5308 付属書C	懸濁物質の量：2ｇ/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1ｇ/ℓ以下 塩化物イオン量：200PPM 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書C	塩化物イオン量：200PPM 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	同上	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合 しなければならない。	○

工種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1　ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ･覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ･吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/㎥以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1 試験の測定回数は３回とする)試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種で１工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は１工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018、503-2018）又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1.0m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	付表　参考資料 レディースミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）による	付表による	１日当りコンクリート種別ごとの使用量が 100 ㎥以上施工する場合：2 回/日（午前１回、午後１回）、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20・25mm の場合は 175kg/㎥ 40mm の場合は 165kg/㎥を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm 以上 8cm 未満：許容差±1.5cm スランプ 8cm 以上 18cm 未満：許容差±2.5cm （コンクリート舗装の場合） スランプ 2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	小規模工種で１工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は１工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1.0m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工　種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ・覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ･吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前及び工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5013（フライアッシュセメント） JIS R 5014（エコセメント）	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合 ：JIS A 5308 付属書C	懸濁物質の量：2ｇ/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1ｇ/ℓ以下 塩化物イオン量：200PPM 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書C	塩化物イオン量：200PPM 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	同上	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

工種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ・覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ･吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg/㎥以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1 試験の測定回数は 3 回とする）試験の判定は 3 回の測定値の平均値。	・小規模工種で１工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は１工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013、503-2007）又は設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1.0m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	付表　参考資料 レディースミクストコンクリート 単位水量測定要領（案）による	付表による	１日当りコンクリート種別ごとの使用量が 100 ㎥以上施工する場合：2 回/日（午前１回、午後１回）、及び荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20・25mm の場合は 175kg/㎥ 40mm の場合は 165kg/㎥を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ 5cm 以上 8cm 未満：許容差±1.5cm スランプ 8cm 以上 18cm 未満：許容差±2.5cm （コンクリート舗装の場合） スランプ 2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1 回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに 1 回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について工事監督員と協議し低減することができる。	小規模工種で１工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は１工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1.0m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1　ｾﾒﾝﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ・覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ・吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数、総延長、最大ひび割れ幅等	高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上、下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（但し、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・低版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が 0.2mm 以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領（案）で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（但し、100ｍを超えるトンネルでは、100ｍを超えた箇所以降は、30ｍ程度に１箇所）で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを１構造物については、１構造物の単位とし、各単位につき３箇所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５箇所実施。材齢 28 日強度の推定値で確認する。 材齢 28 日～91 日の間に試験を行う。	高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（但し、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS　A　1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１箇所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	
			配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるｺﾝｸﾘｰﾄ構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	同左	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1　ｾﾒﾝﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ・覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ･吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数、総延長、最大ひび割れ幅等	高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上、下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（但し、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレスコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・低版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては目地間（但し、100ｍを超えるトンネルでは、100ｍを超えた箇所以降は、30m程度に１箇所）で行う。その他の構造物については、強度が同じブロックを１構造物については、１構造物の単位とし、各単位につき３箇所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５箇所実施。材齢 28 日強度の推定値で確認する。	高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（但し、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは１箇所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。	
	施工	その他	コアによる強度試験	JIS　A　1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは１箇所の強度が設計強度の 85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2　プレキャストコンクリート製品（JIS　Ⅰ類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数		
3　プレキャストコンクリート製品（JIS　Ⅱ類）	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験）※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎。		○
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数		
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	Ⅲ　付表 5-3　アルカリ骨材反応抑制対策による。	１回／6 ヶ月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3kg／㎥以下	１回／月以上 （塩化物量の多い砂の場合１回以上／週）	製造工場が発行する配合計画書に記載されている「コンクリートの塩化物総量規制 0.30kg/㎥以下」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートのスランプ試験／スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	１回／月以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回目の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1 回の試験結果は、3 個の供試体の試験値の平均値）	１回／日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。 JIS A 5363「プレキャストコンクリート製品ー性能試験通則」及び JIS A 5371～5373 の推奨仕様に該当しない製品で圧縮強度で性能評価している製品は圧縮強度試験結果を提出する。	○
			コンクリートの空気量測定（凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	１回／日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅰ類）	材料	必須	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数		
3 プレキャストコンクリート製品（JIS Ⅱ類）	材料	必須	製品検査結果（寸法・形状・外観、性能試験）※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎。		○
			JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視（写真撮影）				
	施工	必須	製品の外観検査（角欠け・ひび割れ調査）	目視検査（写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。	全数		
4 プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	Ⅲ　付表 5-3　アルカリ骨材反応抑制対策による。	１回／6 ヶ月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg／㎥以下	１回／月以上 （塩化物量の多い砂の場合１回以上／週）	製造工場が発行する配合計画書に記載されている「コンクリートの塩化物総量規制0.30kg/㎥以下」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートのスランプ試験／スランプフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	１回／月以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回目の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。（1 回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	１回／日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。 JIS A 5363「プレキャストコンクリート製品ー性能試験通則」及びJIS A 5371～5373の推奨仕様に該当しない製品で圧縮強度で性能評価している製品は圧縮強度試験結果を提出する。	○
			コンクリートの空気量測定（凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品）	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%（許容差）	１回／日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工　種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
４　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他	骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	１回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
		（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ細骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	１回／年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中１回／月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、１回／週以上）	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	１回／年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	１回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：製作開始前、１回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：製作開始前、１回／年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工　種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他	骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率）	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	１回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
		（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	１回／月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ細骨材） JIS A 5011-3（銅スラグ細骨材） JIS A 5011-4（電気炉酸化スラグ） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	１回／年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材:コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合 3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂及びスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下）	１回／月以上及び産地が変わった場合。 （微粒分量の多い砂１回／週以上）	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	１回／年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	１回／月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：製作開始前、１回／6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：製作開始前、１回／年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工　種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5013（フライアッシュセメント） JIS R 5014（エコセメント）	1回/月以上 1回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○ ○
		（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5013（フライアッシュセメント） JIS R 5014（エコセメント）			○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	１回／月以上 ただし、JIS A 6202（膨張材）は1回/月以上、JISA 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書 3	懸濁物質の量：2ｇ/L 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験後に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	１回／月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。 製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○
	施行	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工　種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4　プレキャストコンクリート製品（その他）	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5013（フライアッシュセメント） JIS R 5014（エコセメント）	１回/月以上 １回/月以上	試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○ ○
		（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5013（フライアッシュセメント） JIS R 5014（エコセメント）			○
			コンクリート用混和材・化学混和剤	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204 JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201（フライアッシュ） JIS A 6202（膨張） JIS A 6204（化学混和剤） JIS A 6206（高炉スラグ微粉末） JIS A 6207（シリカフューム）	１回／月以上 ただし、JISA 6204（化学混和剤）は1回/6ヶ月以上	製造工場が発行する試験成績書に添付されているメーカーのミルシートによる確認。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書 3	懸濁物質の量：2ｇ/L 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	１回／年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験後に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	１回／月又は入荷の都度	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。 製品の用途、構造等を勘案し、確認が必要な場合は、鋼材の試験成績書による確認。	○
	施行	必須	製品の外観検査 （角欠け・ひび割れ調査）	目視検査 （写真撮影）	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等よる確認
7 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式），プレボーリング杭工法，鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は，支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち，掘削抵抗値（オーガ駆動電流値，積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき，本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	
8 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検潮テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	
9 既製杭工（中堀り杭工コンクリート打設方式）	施工	必須	孔底処理	検潮テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので，孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は，打設直前に孔底スライムの状態を再確認し，必要において再処理する。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
	（追加）

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10　下層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査･試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正 CBR20%以上 アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が 20cm より小さい場合は 30%以上とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 P.I.：6 以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査･試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500 t 以上 3,000 t 未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100 t 以上のもの。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7　下層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査･試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ②　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 P.I.：6 以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラダには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ②　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査･試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラッシャラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ②　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①　施工面積で1,000 ㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎡以上1,000 ㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	○
			骨材の洗い試験	付表４－４による	設計図書による。			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。			
			凍上試験	JGS0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法　道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1.000m3 及びその端数毎に１回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214）	車道部 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6　96%以上 X3　97%以上 歩道部　最大乾燥密度の85%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、X３の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X３のロットを組み合わせる、若しくはX10とX３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 回の測定値の平均値 X３が規格値を満足していなければならないが、X３が規格値をはずれた場合は、更に３孔のデータを加えた平均値 X６が規格値を満足していればよい。X６で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X６にそのロット内で４孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。）	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		・全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2 につき２回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシャランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 ㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ②　施工面積で1,000 ㎡以上10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎥以上1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	○
			骨材の洗い試験	付表４－４による	設計図書による。			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	設計図書による。			
			凍上試験	JGS0172-2003 凍上性判定のための土の凍上試験方法　道路土工排水工指針 JHS112	設計図書による。	1.000m3 及びその端数毎に１回の割合で行う。	コンクリート再生骨材に適用する。	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-256 砂置換法（JIS A 1214）	車道部 最大乾燥密度の 93%以上 X10 95%以上 X6　96%以上 X3　97%以上 歩道部　最大乾燥密度の 85%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、Ｘ３の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、Ｘ３のロットを組み合わせる、若しくはX10 とＸ３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・締固め度は、10 回の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 回の測定値が得がたい場合は 3 回の測定値の平均値Ｘ３が規格値を満足していなければならないが、Ｘ３が規格値をはずれた場合は、更に３回のデータを加えた平均値 Ｘ６が規格値を満足していればよい。Ｘ６で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(Ｘ６にそのロット内で４回を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		・全幅、全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m2 につき２回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	同上	同上	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4 以下	同上	同上	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水侵膨張比：2.0%以下	同上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾比重：2.45g/cm3 以上 吸水率　：3.0%以下	同上	同上	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下　　CSS　：50%以下 SS　：30%以下	同上	同上	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	同上	同上	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表 3.3.4	同上	同上	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	同上	同上	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	材料	その他	フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	同上	○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-74	3%以下	同上	同上	○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-78	1/4 以下	同上	同上	○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧　[2]-94	水侵膨張比：2.0%以下	同上	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ②　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎡以上 1,000 ㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	○
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾比重：2.45g/cm3 以上 吸水率　：3.0%以下	同上	同上	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下　　CSS　：50%以下 SS　：30%以下	同上	同上	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	同上	同上	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	同上	同上	○
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3	同上	同上	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	プラント	必須	粒度（2.36mm フルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：１～２回／日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたと 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2 回／日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	○
			粒度（75μｍフルイ）	同上	75μｍふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-318	アスファルト量　±0.9%以内	同上	同上	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS　Z　8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	表-1　表-2 による。	表-1　表-2 による。		
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	車道部　基準密度の 94%以上 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道部　基準密度の 90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000 ㎡を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区に分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は３孔の測定値の平均値 X３が規格値を満足していなければならないが、X３が規格値をはずれた場合は、更に３孔のデータを加えた平均値 X６が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。） ・橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前）	JIS　Z　8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-101	設計図書による。	舗設車線毎 200m 毎に１回		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	プラント	必須	粒度（2.36mm フルイ）	舗装調査･試験法便覧 [2]-16	2.36mm ふるい：±12%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：１～２回／日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 又は、印字記録の場合：全数	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ②　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎡以上 1,000 ㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1）アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	○
			粒度（75μｍフルイ）	同上	75μｍふるい：±5%以内基準粒度	同上	同上	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査･試験法便覧 [4]-318	アスファルト量　±0.9%以内	同上	同上	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
			計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる。	表-1（28 ページ）による。	表-1（28 ページ）による。		
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査･試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査･試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査･試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査･試験法便覧 [3]-218	車道部　基準密度の 94%以上 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 歩道部　基準密度の 90%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは 1 工区（ロット）当たり 3 回として、X3 の規格値を採用する。 3,000 ㎡を超えるものは、X3 のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X3 のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区に分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度は、10 回の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 回の測定値が得がたい場合は３回の測定値の平均値 X３が規格値を満足していなければならないが、X３が規格値をはずれた場合は、更に３回のデータを加えた平均値 X６が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X6 にそのロット内で 4 回を加えて X10 の規格値を採用することはできない。） ・橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	
			温度測定（初転圧前）	JIS Z 8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、１日４回(午前･午後各２回)	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査･試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎 200m 毎に１回		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JISA5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行なう。	○
				回収水の場合： JISA5308 付属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上 スラッジ水の濃度は１回／日	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（ﾌﾟﾗﾝﾄ）		計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上	総使用量が 50m3 未満の場合は 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS ﾏｰｸ表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
10　転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JISA5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用してることを示す資料による確認を行なう。	○
				回収水の場合： JISA5308 付属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（ﾌﾟﾗﾝﾄ）		計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上	総使用量が 50m3 未満の場合は 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS ﾏｰｸ表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001　表２参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①　施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満（コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)　アスファルト舗装：同一配合の合材が100ｔ以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45ｇ／ｃｍ3以上 吸水率　：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11　ｹﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ②　施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 2)　アスファルト舗装：同一配合の合材が100ｔ以上のもの。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45ｇ／ｃｍ3以上 吸水率　：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①　施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 1)　アスファルト舗装：同一配合の合材が100ｔ以上のもの。	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ②　施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500ｔ以上3,000ｔ未満（コンクリートでは400㎥以上1,000㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 2)　アスファルト舗装：同一配合の合材が100ｔ以上のもの。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
15　路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-155、[4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3 種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53 mm： JIS A 1214（砂置換法） JIS A 1210A･B 法 最大粒径＞53 mm： 舗装調査・試験法便覧[4]-185（突砂法）	最大乾燥密度の 90%以上	500m3 につき１回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は１工事当たり３回以上。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径＜100 mmの場合に適用する。	
				または、 「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	「締固め度による管理」１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、１日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積（m2）：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章ＲＩによる土の密度試験」等による。	
				または、 「TS･GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から 1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は 1,500 ㎡を標準とする。また、1 日の施工面積が 2,000 ㎡以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。 3. １日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長 40m につき１箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m につき１回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500 ㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500 ㎡未満の工事は１工事あたり３回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 （ベンケルマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリング゛での不良個所について実施		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-155、[4]-158	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53 ㎜：JIS A 1214（砂置換法） JIS A 1210A･B 法 最大粒径＞53 ㎜：舗装調査・試験法便覧[4]-185（突砂法）	最大乾燥密度の 90%以上	500m3 につき１回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は１工事当たり３回以上。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径＜100 ㎜の場合に適用する。	
				RI 計器を用いた盛土の締固め管理による。	「締固め度による管理」１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、１日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積（m2）：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 ㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章ＲＩによる土の密度試験」等による。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長 40m につき１箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m につき１回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500 ㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500 ㎡未満の工事は１工事あたり３回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227（ベンケルマンビーム）	設計図書による。	ブルーフローリング゛での不良個所について実施		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
16　表層安定処理工 （表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: JISA1214（砂置換法） 最大粒径＞53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185(突差法)	最大乾燥密度の90%以上。	500m3につき１回の割で行う。 ただし、1500m3未満の工事は１工事当り３回以上。１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100㎜の場合に適用する。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理 要領（案）」による	「締固め度による管理」１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、１日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(m2)：500未満／500以上1,000未満／1,000以上2,000未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章ＲＩによる土の密度試験」等による。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも１日の１層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、１日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも１管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するﾀｲﾔﾛｰﾗやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき１回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき１回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は１工事あたり３回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 （ベンケルマンビーム）	設計図書による。	ﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞでの不良個所について実施		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
13 表層安定処理工（表層混合処理）	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53mm: JISA1214（砂置換法） 最大粒径＞53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185(突差法)	最大乾燥密度の 90%以上。	500m3 につき１回の割で行う。 ただし、1500m3 未満の工事は１工事当り３回以上。１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100 mmの場合に適用する。	
				RI 計器を用いた盛土の締固め管理による。	「締固め度による管理」１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 90%以上。又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」施工含水比の平均が最適含水比付近にあること。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、１日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積（m2）：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章ＲＩによる土の密度試験」等による。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後、全幅,全区間で実施する。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するﾀｲﾔﾛｰﾗやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長 40m につき１回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場 CBR 試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m につき１回の割で行う。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500 ㎡につき１回の割合で行う。ただし、1,500 ㎡未満の工事は１工事あたり３回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227（ベンケルマンビーム）	設計図書による。	ﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞでの不良個所について実施		
14 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、１回の試験とは３個の供試体の試験地の平均地で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体を採取する。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視		改良体の上端から下端までの全長ボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることお目視確認する。 改良体 500 本未満は３本、500 本以上は 250 本増えるごとに１本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の支持による。		
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の 85%以上。 ②１回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、１回の試験とは３個の供試体の試験値の平均値で表したもの。	改良体 500 本未満は３本、500 本以上は 250 本増えるごとに１本追加する。試験は１本の改良体について、上、中、下それぞれ１回、計３回とする。 ただし、１本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に３回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は工事監督員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
19　補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	同上	同上	同上		○
		その他	土の粒度試験	同上	同上	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53㎜: JIS A 1214（砂置換法） 最大粒径＞53㎜： 舗装調査・試験法便覧[4]-185（突砂法）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 又は、設計図書による。	500m3につき１回の割合で行う。ただし、1500m3未満の工事は１工事当り３回以上。１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100㎜の場合に適用する。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が、 ・最大乾燥密度密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法） ・最大乾燥密度密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(m2)：500未満／500以上1,000未満／1,000以上2,000未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第9編第6章RIによる土の密度試験」等による。	
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16　補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査（ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等）	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	同上	同上	同上		○
		その他	土の粒度試験	同上	同上	設計図書による。		
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53㎜: JIS A 1214（砂置換法） 最大粒径＞53㎜： 舗装調査・試験法便覧[4]-185（突砂法）	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の 95%以上（締固め試験(JIS A 1210)A・B 法） ・最大乾燥密度の 90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E 法） ただし、JIS A 1210 C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 又は、設計図書による。	500m3 につき１回の割合で行う。ただし、1500m3 未満の工事は１工事当り３回以上。１回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・最大粒径≦100㎜の場合に適用する。	
				RI 計器を用いた盛土の締固め管理による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が、 ・最大乾燥度密度の 97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B 法） ・最大乾燥度密度の 92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E 法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1 日の 1 層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(m2)：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 RI による土の密度試験」等による。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21　吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JISA5308 付属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／月以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・但し、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（ﾌﾟﾗﾝﾄ）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による（但し、偏差 0.3%以下）	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1 回/日以上	同上	
		その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上	同上	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS ﾏｰｸ表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1.0m 以上）、函渠工、 樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下	工事開始前及び工事中１回／年以上	同上	○
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE F 561-2013	３本の強度の平均値が材令 28 日で設計強度以上とする。	吹付１日につき１回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で 28 日養生し、直径 50 mmのコアーを切取りキャッピングを行う。原則として１回に３本とする。	小規模工種で１工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
18　吹付工	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	回収水の場合： JISA5308 付属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／月以上および水質が変わった場合。	・但し、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（ﾌﾟﾗﾝﾄ）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による（但し、偏差 0.3%以下）	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1 回/日以上	同上	
		その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上	同上	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種 1 回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS ﾏｰｸ表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1.0m 以上）、函渠工、 樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3㎝以下	工事開始前及び工事中１回／年以上	同上	○
	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会基準 JSCE F 561-2013	３本の強度の平均値が材令 28 日で設計強度以上とする。	吹付１日につき１回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で 28 日養生し、直径 50 ㎜のコアーを切取りキャッピングを行う。原則として１回に３本とする。	小規模工種で１工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は 1 工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JIS マーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種については、ミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22　現場吹付法枠工	材料	その他 （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	セメントの物理試験	JIS R 5201	JISR5210（ポルトランドセメント） JISR5211（高炉セメント） JISR5212（シリカセメント） JISR5213（フライアッシュセメント） JISR5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	同上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 1,7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／月以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（ﾌﾟﾗﾝﾄ）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し､偏差 0.3%以下)	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1 回/日以上	同上	
		その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上	同上	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は１工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場(JIS ﾏｰｸ表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工（桁、床版、高欄等)、擁壁工（高さ 1.0m 以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19　現場吹付法枠工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JISR5210（ポルトランドセメント） JISR5211（高炉セメント） JISR5212（シリカセメント） JISR5213（フライアッシュセメント） JISR5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	同上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 1,7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／月以上および水質が変わった場合。	・ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○
	製造（ﾌﾟﾗﾝﾄ）	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による(但し､偏差 0.3%以下)	２回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	同上	1 回/日以上	同上	
		その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上	同上	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上	小規模工種で 1 工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は１工種１回以上の試験、又はレディーミクストコンクリート工場（JISﾏｰｸ表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1.0m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JIS A1 203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53 mm：JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径＞53 mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185(突砂法)	最大乾燥密度の 90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25%≦75μmふるい通過分＜50%)】 空気間隙率 Va が Va≦15% 【粘性土：(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95%または空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% 又は設計図書による。	築堤は、1,000m3 に１回の割合、又は堤体延長 20m に３回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m3 に１回とする。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の平均値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	
				または、「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25%≦75μmふるい通過分＜50%)】 空気間隙率 Va が Va≦15% 【粘性土：(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95%または空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% 又は設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、１日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、１日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(㎡)：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 mmの場合に適用する ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章 RI による土の密度試験」等による	
				または、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. １日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20　河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JIS A1 203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定	最大粒径≦53㎜：JIS A 1214(砂置換法) 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧[4]-185(突砂法)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25%≦75μm ふるい通過分＜50%)】 空気間隙率 Va が Va≦15% 【粘性土：(50%≦75μm ふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95%または空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% 又は設計図書による。	築堤は、1,000m3 に１回の割合、又は堤体延長 20m に３回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 ただし、小断面で長延長等の場合、1,000m3 に１回とする。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の平均値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	
				または、RI 計器を用いた盛土の締固め管理による。	１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土：(25%≦75μm ふるい通過分＜50%)】 空気間隙率 Va が Va≦15% 【粘性土：(50%≦75μm ふるい通過分)】 飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95%または空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% 又は設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、１日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、１日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積（㎡）：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100㎜の場合に適用する ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章 RI による土の密度試験」等による	
				または、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. １日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 河川土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
			球体落下試験	付表４	D=6.3cm 以下	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に３回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合 1,000m3 に１回とする。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する	
			衝撃加速度試験	付表４	密度管理として用いる場合は、目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に３回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることが出来る。	
					設計図書による	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に３回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・改良材等により改良した材料。	
24 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時		
	施工		現場密度の測定 ※右記試験方法（３種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53 mm：JIS A 1214（砂置換法） 最大粒径＞53 mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185	最大乾燥密度の 85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3 に１回の割合、又は設計図書による。１回の試験につき３孔で測定し、３孔の平均値で判定を行う。	・最大粒径≦100 mmの場合に適用する ・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	
				または、「RI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	「締固め度による管理」１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 90%以上。 又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」・砂質土 25%≦74μm＜50%の場合 Va≦15%・粘性土 2%＜Va≦10%又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、１日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(㎡)：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章 RI による土の密度試験」等による	
				または、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. １日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	球体落下試験	付表４	D=6.3cm 以下	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に３回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する	
			衝撃加速度試験	付表４	密度管理として用いる場合は、目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に３回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることが出来る。	
					設計図書による	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に３回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・改良材等により改良した材料。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20　河川土工	施工	その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。		
			球体落下試験	付表４	D=6.3cm 以下	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に 3 回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合 1,000m3 に１回とする。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する	
			衝撃加速度試験	付表４	密度管理として用いる場合は、目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に 3 回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることが出来る。	
					設計図書による	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に 3 回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・改良材等により改良した材料。	
21　砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時		
	施工		現場密度の測定	最大粒径≦53 mm：JIS A 1214（砂置換法） 最大粒径＞53 mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185	最大乾燥密度の 85%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000m3 に１回の割合、又は設計図書による。1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の平均値で判定を行う。	・最大粒径≦100 mmの場合に適用する ・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	
				または、RI 計器を用いた盛土の締固め管理による。	「締固め度による管理」１管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の 90%以上。 又は、設計図書による。「空気間隙率による管理」・砂質土 25%≦74μm＜50%の場合 Va≦15%・粘性土 2%＜Va≦10%又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 １日の１層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、１日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を２管理単位以上に分割するものとする。１管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(㎡)：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第９編第６章 RI による土の密度試験」等による	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. １日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	球体落下試験	付表４	D=6.3cm 以下	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に 3 回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する	
			衝撃加速度試験	付表４	密度管理として用いる場合は、目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。 上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、基準となる衝撃加速度以上とする	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に 3 回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることが出来る。	
					設計図書による	築堤は、1,000m3 につき１箇所の割合、または堤体延長 20m に 3 回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。ただし、小断面で長延長の場合、1,000m3 に１回とする。	・改良材等により改良した材料。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JISA1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。 （材料が岩砕の場合は除く） ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR 試験（路床）	JISA1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JISA1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JISA1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JISA1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JISA1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の圧密試験	JISA1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の透水試験	JISA1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定(粘質土) ※右記試験方法（3 種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53 mm：JISA1214(砂置換法) 最大粒径＞53 mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185(突砂法)	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の 90%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の 95%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 90%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E 法） ただし、JISA1210C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 ■【粘性土】■ 【路体】：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2%≦Va≦10% ・飽和度 Sr が 85%≦Sr≦95% 【路床】：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率 Va が 2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	【路体】1,000m3 につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3 未満の工事は１工事当たり 3 回以上。 【路床】500m3 につき１回の割合で行う。ただし、1,500m3 未満の工事は１工事当たり 3 回以上。 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最低値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22　道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JISA1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。 （材料が岩砕の場合は除く） ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験（路床）	JISA1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JISA1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土粒子の密度試験	JISA1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の含水比試験	JISA1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JISA1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の一軸圧縮試験	JISA1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の圧密試験	JISA1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
			土の透水試験	JISA1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時		
	施工	必須	現場密度の測定 又は飽和度の測定(粘質土)	最大粒径≦53㎜：JISA1214(砂置換法) 最大粒径＞53㎜：舗装調査・試験法便覧[4]-185(突砂法)	■【砂質土】■ 【路体】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JISA1210）A・B法）。 【路床】：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、 ・最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JISA1210）A・B法） ・最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E法） ただし、JISA1210C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 ■【粘性土】■ 【路体】：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% ・飽和度Srが85%≦Sr≦95% 【路床】：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、 ・空気間隙率Vaが2%≦Va≦8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	【路体】1,000m3につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は１工事当たり３回以上。 【路床】500m3につき１回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は１工事当たり３回以上。 １回の試験につき３孔で測定し、３孔の最低値で判定を行う。	・密度管理が不適当な土については、工事監督員の承諾を得て飽和度、空気間隙率管理とすることができる。 ・試験盛土により現場密度を定める場合は、この規格値を適用しない。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25　道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土） ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TRI 計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による	■【砂質土】■ 【路体】:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が・最大乾燥密度密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法）。 【路床】:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度密度の 97%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E 法）。 ただし、JISA1210C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や 1 層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】:自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1 管理単位の現場空気間隙率の平均値が 8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1 日の 1 層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(m2)：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 RI による土の密度試験」等による。	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1 日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JISA1215		各車線ごとに延長 40m について 1 箇所の割で行う。	セメントコンクリート路盤に適用する。	
			現場 CBR 試験	JISA1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m について 1 回の割で行う		
			含水比試験	JISA1203	設計図書による。	【路体】1,000m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、5,000m3 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上。 【路床】500m3 につき 1 回の割合で行う。ただし、1,500m3 未満の工事は 1 工事当たり 3 回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 （ベンケルマンビーム）	設計図書による	ブルーフローリングでの不良個所について実施		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22　道路土工	施工	必須	現場密度の測定 又は 飽和度の測定（粘質土）	または、RI 計器を用いた盛土の締固め管理による	■【砂質土】■ 【路体】:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が・最大乾燥密度密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法）。 【路床】:次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が ・最大乾燥密度密度の 97%以上（締固め試験（JISA1210）A・B 法） ・最大乾燥密度の 92%以上（締固め試験（JISA1210）C・D・E 法）。 ただし、JISA1210C・D・E 法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や１層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 ■【粘性土】■ 【路体】及び【路床】:自然含水比又はトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1 管理単位の現場空気間隙率の平均値が 8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路体とも、1 日の 1 層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は 1,500m2 を標準とし、1 日の施工面積が 2,000m2 以上の場合、その施工面積を 2 管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位当たりの測定点数の目安を下表に示す。 面積(m2)：500 未満／500 以上 1,000 未満／1,000 以上 2,000 未満 測定点数：5／10／15	・最大粒径＜100 mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、工事監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。 ・RI 計器を用いた盛土の締固め管理については地盤工学会「地盤調査法第 9 編第 6 章 RI による土の密度試験」等による。	
				または、「ITS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. １日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	仕上り後の路床、路盤の表面の浮上りや緩みを十分に締固め、かつ不良箇所を発見する目的で、施工時に用いる転圧機械と同等以上の締固め効果を有するタイヤローラやトラックを走行させる。	
		その他	平板載荷試験	JISA1215		各車線ごとに延長 40m について１箇所の割で行う。	セメントコンクリート路盤に適用する。	
			現場 CBR 試験	JISA1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40m について１回の割で行う		
			含水比試験	JISA1203	設計図書による。	【路体】1,000m3 につき１回の割合で行う。ただし、5,000m3 未満の工事は、1 工事当たり 3 回以上。 【路床】500m3 につき１回の割合で行う。ただし、1,500m3 未満の工事は１工事当たり 3 回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-216	設計図書による	必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪いとき。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-227 （ベンケルマンビーム）	設計図書による	ブルーフローリングでの不良個所について実施		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	材料	必須※（いずれか１方法）	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」	3.0ｋｇ/m3 以下	工事開始前、各配合毎。		○
	（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）		混合セメントの物理試験、化学分析	JIS R 5201 JIS R 5202	JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上。	B種又はC種であることを確認する。	○
			骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法）	JIS A 1145	無害であること。	工事開始前、工事中１回／６月以上および産地が変わった場合。	信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
			骨材のアルカリシリカ反応性試験（迅速法）	JIS A 1804	無害であること。	工事開始前、工事中１回／６月以上および産地が変わった場合。	骨材のアルカリシリ反応性試験（モルタルバー法）の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、受注者が立会って確認する。	
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5 以上 吸水率：[2013 年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	同上	JISA5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JISA5011-1（コンクリート用スラグ骨材－ 第１部：高炉スラグ骨材） JISA5011-2（コンクリート用スラグ骨材－ 第２部：フェロニッケルスラグ骨材） JISA5011-3（コンクリート用スラグ骨材－ 第３部：銅スラグ骨材） JISA5011-4（コンクリート用スラグ骨材－ 第４部：電気炉酸化スラグ骨材） JISA5021（コンクリート用再生骨材Ｈ）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	同上		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	同上		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
（旧）令和３年10月版	（追加）

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	材料	その他	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
	（ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）		有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JISA1142	圧縮強度の 90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JISA1103 JISA5005 JISA5308	■粗骨材： 粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下 ■細骨材： ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには 9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は 5.0%以下。	工事開始前、工事中１回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中１回／週以上）		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砂利、砕石：工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JISA5308 付属書 C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
	（追加）

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28コンクリートダム	製造（ﾌﾟﾗﾝﾄ） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した10バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回／日以上	同上	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
	（追加）

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則 0.3 kg/m3 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に１回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の 1/2 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（１試験の測定回数は３回とする）試験の判定は３回の測定値の平均値。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が 50m3 以上の場合は、50m3 ごとに１回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018,503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			単位水量測定	付表参考資料レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）による	付表による	１日当りコンクリート種別ごとの使用量が 100m3 以上施工する場合：２回/日（午前１回、午後１回）、および荷卸し時に品質の変化が認められたとき。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が 20・25 ㎜の場合は 175 kg/m3、40 ㎜の場合は 165 kg/m3 を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	ｽﾗﾝﾌﾟ 5 cm以上 8 cm未満：許容差±1.5 cm ｽﾗﾝﾌﾟ 8 cm以上 18 cm以下：許容差±2.5 cm	・荷卸し時 １回／日又は構造物の重要度と工事の規模に応じて 20～150m3 ごとに１回、及び荷卸し時に品質変化が認められたとき。	・小規模工種※で１工種当りの総使用量が 50m3 未満の場合は１工種１回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。１工種当たりの総使用量が 50m3 以上の場合は、50m3 ごとに１回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ 1m 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 2.0m 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	同上		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の 80%を 1／20 以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を１ ／4 以上の確率で下回らない。	１回３ヶ 1.1 ブロック１リフトのコンクリート量 500m3 未満の場合１ブロック１リフト当り１回の割で行う。なお、1 ブロック１リフトのコンクリート量が 150m3 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1 ブロック 1 リフトコンクリート量 500m3 以上の場合１ブロック１リフト当り 2 回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日１日につき 2 回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3 時間に１回の割合で行う。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		１回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
	（追加）

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 コンクリートダム	施工	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1 回 2 ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t／m3 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1 回　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1 回 1 ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1 回 3 ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1 回 3 ヶ　当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
	（追加）

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29　覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ（NATM）	材料	その他	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JISA1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砂利、砕石：工事開始前、工事中１回／年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JISR5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JISR5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JISA5308 付属書C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25　覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ（NATM）	材料	その他	砂の有機不純物試験	JISA1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が 90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中１回／年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JISA1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験」による。	○
			有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験	JISA1142	圧縮強度の 90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JISA1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中１回／月以上および産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122JISA5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上および産地が変わった場合。 砂利、砕石：工事開始前、工事中１回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JISR5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JISR5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JISA5308 付属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢 7 及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	ただし、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29　覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ（NATM）	製造（ﾌﾟﾗﾝﾄ） （JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm 以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回／日以上	同上	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25　覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ (NATM)	製造 (ﾌﾟﾗﾝﾄ)	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
				連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm 以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	１回／日以上	同上	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
29　覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ（NATM）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる計測	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G504-2013	設計基準強度	目地間（ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所）で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、工事監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JISA1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計基準強度の85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25　覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ（NATM）	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる計測	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等		
			テストハンマーによる強度推定調査	土木学会基準 JSCE-G504-2013	設計基準強度	目地間（ただし、100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に１箇所）で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、１回の試験結果が設計基準強度の 85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を５箇所実施。材齢 28 日～91 日の間に試験を行う。	再調査の平均強度を得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計基準強度の 85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は、工事監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JISA1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度の平均強度が所定の強度を得られない場合、もしくは１ヶ所の強度が設計基準強度の 85%を下回った場合は、工事監督員と協議するものとする。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30　吹付ｺﾝｸﾘｰﾄ（NATM）	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JISA5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢７及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308 付属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢７及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／月以上および水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は１回／日	・但し、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26　吹付ｺﾝｸﾘｰﾄ（NATM）	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに１回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JISA5308 附属書Ｃ	懸濁物質の量：2g/l 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢７及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 付属書Ｃ	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は 30 分以内、終結は 60 分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢７及び 28 日で 90%以上	工事開始前及び工事中１回／月以上および水質が変わった場合。	・但し、その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合しなければならない。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30　吹付けｺﾝｸﾘｰﾄ（NATM）	製造（プラント） （ＪＩＳマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 cm以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JISA1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JISA1125	設計図書による	１回／日以上	同上	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26　吹付ｹｺﾝｸﾘｰﾄ (NATM)	製造（プラント）	その他	計量設備の計量精度	任意の連続した 10 バッチについて各計量器別、材料別に行う。	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中１回／6 ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JISA1119 JISA8603-1 JISA8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会基準 JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3 ㎝以下	工事開始前及び工事中１回／年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JISA1111	設計図書による	２回／日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JISA1125	設計図書による	1 回／日以上	同上	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
32　路上再生路盤工	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI：9 以下	当初及び材料の変化時		
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中１回／月以上		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 [4]-191(JISA1214)	基準密度の 93%以上 X10　95. 0%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、X３の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X３のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は３孔の測定値の平均値 X３が規格値を満足していなければならないが、X３が規格値をはずれた場合は、更に３孔のデータを加えた平均値 X６が規格値を満足していればよい。X６で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X６にそのロット内で４孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAE の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAE の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	１～２回／日		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
28　路上再生路盤工	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正 CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 ㎡あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ②　施工面積で 1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500ｔ以上 3,000ｔ未満（コンクリートでは 400 ㎥以上 1,000 ㎥未満） ただし、以下に該当するものについても小規模として取扱うものとする。 アスファルト舗装：同一配合の合材が 100ｔ以上のもの。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数 PI：9 以下	当初及び材料の変化時		
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中１回／月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	同上	工事開始前、工事中１回／月以上		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 [4]-191(JISA1214)	基準密度の 93%以上 X10　95. 0%以上 X6　95.5%以上 X3　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 93%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、X３の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X３のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10 回の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 回の測定値が得がたい場合は 3 回の測定値の平均値 X３が規格値を満足していなければならないが、X３が規格値をはずれた場合は、更に 3 回のデータを加えた平均値 X６が規格値を満足していればよい。X６で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X６にそのロット内で４回を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			CAE の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-69	設計図書による。	当初及び材料の変化時	CAE の一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	１～２回／日		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
33　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-91		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-229		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-14		当初及び材料の変化時	同上	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時	同上	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の 96%以上 X10　98.0%以上 X6　98.0%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 96%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、X３の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X３のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10 孔の測定値の平均値X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は３孔の測定値の平均値 X３が規格値を満足していなければならないが、X３が規格値をはずれた場合は、さらに３孔のデータを加えた平均値 X６が規格値を満足していればよい。X６で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X６にそのロット内で４孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。) 空隙率による管理でも良い。	
			温度測定	JISZ8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）	
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧付録-8	－0.７ｃｍ以内	1,000m2 毎		
		その他	粒度（2.36mm フルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μｍフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μｍふるい：±5%以内	適宜	同上	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：－0.9%以内	適宜	同上	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
29　路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-91		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧[4]-229		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238		当初及び材料の変化時	同上	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧[2]-14		当初及び材料の変化時	同上	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時	同上	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の 96%以上 X10　98.0%以上 X6　98.0%以上 X3　98.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 96%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、X３の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X３のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。	・締固め度は、10回の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10 回の測定値が得がたい場合は３回の測定値の平均値 X３が規格値を満足していなければならないが、X３が規格値をはずれた場合は、さらに３回のデータを加えた平均値 X６が規格値を満足していればよい。X６で不合格の場合、そのロットは不合格となる。（X６にそのロット内で４回を加えて X10 の規格値を採用することはできない。） 空隙率による管理でも良い。	
			温度測定	JISZ8710	110℃以上	随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）	
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧付録-8	－0.7ｃｍ以内	1,000m2 毎		
		その他	粒度（2.36mm フルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mm ふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
			粒度（75μｍフルイ）	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μｍふるい：±5%以内	適宜	同上	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：－0.9%以内	適宜	同上	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
34　排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-111	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	JISZ8710		随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-122	X10 1000mL/15sec 以上 X10　800mL/15sec 以上(歩道部)	1,000m2 ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-97	基準密度の 94%以上。 X10　96%以上 X6　96%以上 X3　96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、X３の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X３のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	現場密度は、10 孔の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X３が規格値を満足していなければならないが、X３が規格値をはずれた場合は、更に３孔のデータを加えた平均値 X６が規格値を満足していればよい。X６で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X６にそのロット内で４孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30　排水性舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			カンタブロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-111	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	JISZ8710		随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-122	X10 1000mL/15sec 以上 X10 800mL/15sec 以上(歩道部)	1,000m2 ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-97	基準密度の 94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき１回の割で行う。ただし、施工面積が 3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、X３の規格値を採用する。 3,000m2 を超えるものは、X３のロットを組み合わせる、若しくは X10 と X３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	現場密度は、10 回の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 回の測定値が得がたい場合は３回の測定値の平均値 X３が規格値を満足していなければならないが、X３が規格値をはずれた場合は、更に３回のデータを加えた平均値 X６が規格値を満足していればよい。X６で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X６にそのロット内で４回を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35　プラント再生舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	JISZ8710		随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	車道部基準密度の 94%以上 X10　96%以上 X６　96%以上 X３　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の 93%以上 X10　95%以上 X６　95.5%以上 X３　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上(再アス処理の場合は、基準密度の 93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき 1 回の割で行う。但し、施工面積が3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、X３の規格値を採用する。 3,000 ㎡を超えるものは、X３のロットを組み合わせる、もしくはX10 と X３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度（車道部）は、10 孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10 孔の測定値が得がたい場合は 3 孔の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 孔のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6 にそのロット内で 4 孔を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)・橋面舗装はコア採取しないで As 合材料（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。	
36　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面荒さ：50μm 以下 二次部材の最大表面荒さ：100μm 以下 （ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JISB0601(2013)に規定する最大高さ荒さ RZ とする。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm 以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測	同上			
			真直度	計測器による計測	同上			

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31　プラント再生舗装工	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39	設計図書による。	設計図書による。	耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17	設計図書による。	設計図書による。	耐磨耗性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査（混合物）	目視		随時		
			温度測定（初転圧前）	JISZ8710		随時	測定値の記録は、１日４回（午前・午後各２回）	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	車道部基準密度の 94%以上 X10　96%以上 X６　96%以上 X３　96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の 93%以上 X10　95%以上 X６　95.5%以上 X３　96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の 94%以上(再アス処理の場合は、基準密度の 93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について満足するものとする。 1,000m2 につき 1 回の割で行う。但し、施工面積が3,000m2 以下のものは１工区（ロット）当たり３回として、X３の規格値を採用する。 3,000 ㎡を超えるものは、X３のロットを組み合わせる、もしくは X10 と X３のロットを組み合わせた工区に分割し、それぞれのロットの回数の規格値を採用する。 同一工事における工区の分割は、工事監督員との協議により決定する。	・現場密度（車道部）は、10 回の測定値の平均値 X10 が規格値を満足しなければならない。また、10 回の測定値が得がたい場合は 3 回の測定値の平均値 X3 が規格値を満足していなければならないが、X3 が規格値をはずれた場合は、更に 3 回のデータを加えた平均値 X6 が規格値を満足していればよい。X6 で不合格の場合、そのロットは不合格となる。(X6 にそのロット内で 4 回を加えて X10 の規格値を採用することはできない。)・橋面舗装はコア採取しないで As 合材料（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、又は転圧回数による管理を行う。	
32　ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面荒さ：50μm 以下 二次部材の最大表面荒さ：100μm 以下 （ただし、切削による場合は50μm以下）		最大表面粗さとは、JISB0601(2013)に規定する最大高さ荒さ RZ とする。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm 以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測	同上			
			真直度	計測器による計測	同上			

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
37 工場製作工（鋼橋用鋼材）	材料	必須	外観・規格（主部材）	現物照合、帳票確認		現場とミルシートの整合性が確認できること。規格、品質がミルシートで確認出来ること。		○
			機械試験（ＪＩＳマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査（付属部材）	目視及び計測	JISによる	JISによる		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
	（追加）

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
38　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 31211号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法　図-20.8.1 開先溶接施工試験方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
			型曲げ試験(19mm 未満裏曲げ) （19mm 以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが 3mm 以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	同上	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上。（それぞれの3個の平均値）	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ試験片の採取位置：日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	同上	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	同上	○
			非破壊試験：開先溶接	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査 20.8.7 内部きず検査の規定による。	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2 継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JISZ2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼橋編 20.8.4 溶接施工法　図-20.8.3 すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.3 すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33　溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 31211号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.1 開先溶接施工試験方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			型曲げ試験(19mm 未満裏曲げ) （１9mm 以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが 3mm 以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	同上	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上。（それぞれの３個の平均値）	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ試験片の採取位置:日本道路協会「道路橋示方書･同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.2 衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき３	同上	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1	同上	
			非破壊試験：開先溶接	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6 外部きず検査、18.4.7 内部きず検査の規定による。	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6 外部きず検査、18.4.7 内部きず検査の規定による。	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.1 開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JISZ2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル２以上の資格とする。	
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553 に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書･同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工方法図-18.4.3 すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：１	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.4 溶接施工法図-18.4.3 すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
38　溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2 以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：３	同上	○
			突合せ溶接の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 3 類以上とする。	放射線透過試験（RT）の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験（手探傷）(UT) の場合は JIS Z 3060 による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編　表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 20.8.6 及び表-解 20.8.7 に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編　8.3.2 継手の強度等級に示されている。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JISZ2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視 ・ノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するＴ継手、かど継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1 継手につき 3 個又は継手長さ 1m につき 3 個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが 1mm 以下の場合は、3 個を 1 個して計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	同上	ビート表面の凹凸は、ビート長さ 25mm の範囲で 3mm 以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（アンダーカット）	同上	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6 外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表-解 20.8.4 に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 20.8.5 に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考にできる。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33　溶接工	施工	必須	引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm2 以上、引張強さは 400～550N/mm2、伸びは 20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書を提出することにより溶接施工試験を省略することができる。	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	同上	
			突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が 25mm 以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 2 類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104 附属書 4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す 3 類以上とする。	放射線透過試験（RT）の場合は JIS Z 3104 による。 超音波探傷試験（手探傷）(UT) の場合は JIS Z 3060 による。	・日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編表-解 18.4.5 に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解 18.4.5 に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考にできる。 （非破壊試験を行う者の資格） ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル 2 以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 3 の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル 2 以上の資格とする。	
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応した JISZ2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル 2 以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	・目視 ・ノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するＴ継手、かど継手には、ビード表面にピットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1 継手につき 3 個又は継手長さ 1m につき 3 個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが 1mm 以下の場合は、3 個を 1 個して計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	同上	ビート表面の凹凸は、ビート長さ 25mm の範囲で 3mm 以下。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（アンダーカット）	同上	日本道路協会「道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 18.4.6 外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編表-解 18.4.4 に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解 18.4.4 に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針 H14.3」が参考にできる。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
42　ポステンPC桁	材料	必須	セメントの物理的性質の測定	JIS R 5201 セメントの物理試験方法	JIS R 5201 ポルトランドセメントによる。	セメント製造会社の試験成績表による。		○
			セメントの化学的性質の測定	JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法				
	施工	必須	コンクリートの材料練り混ぜ時、打設後のコンクリート諸試験	1　セメント・コンクリートによる。		1　セメント・コンクリートの品質管理による。		
			コンクリートのＰＳ導入可能圧縮強度	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験法（供試体は桁コンクリートと同一状態で養生する）	第５編第５章第４節による。	桁１本当たり１回、１回につき供試体３本作成する。		
			グラウトのコンシステンシー	土木学会「ＰＣグラウト試験方法」	第５編第５章第４節による。 寒中1)ダクト周辺温度‥‥注入前５℃以上 寒中 2)グラウト温度‥‥注入時10℃～20℃ 注入後５日間５℃以上	５バッチ毎に１回 １回５バッチに満たないときは、１回／１日	ＪＡロートの使用を標準とする。	
			グラウトの温度					
			グラウトのブリージング率 グラウトの膨張率		10 編第５章第４節による。	グラウト工事開始前及びグラウト工事中に１回／１日（３個／回）		
			グラウトの圧縮強度	土木学会「ＰＣグラウト試験方法」 JIS A 1108		グラウト工事開始前及びグラウト工事中に１回／１日（６個／回）		
			プレストレッシング管理	荷重計の示度とＰＣ鋼材の伸び	・各ｹｰﾌﾞﾙの推定値に対する標準偏差５％ ・主桁１本当たりのＰＣ鋼材数による許容誤差 ４：5.0% ６：4.1% 10 以上：3.2%	ＰＳ導入時各ケーブル毎に測定する。主桁、横桁及び床版緊張管理はケーブル全数とする。	主桁、横桁の緊張管理結果は全数、床版の緊張管理結果は 1/10 を報告すること。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
37　ポステンPC桁	材料	必須	セメントの物理的性質の測定	JIS R 5201 セメントの物理試験方法	JIS R 5201 ポルトランドセメントによる。	セメント製造会社の試験成績表による。		○
			セメントの化学的性質の測定	JIS R 5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法				
	施工	必須	コンクリートの材料練り混ぜ時、打設後のコンクリート諸試験	1　セメント・コンクリートによる。		2　セメント・コンクリートの品質管理による。		
			コンクリートのＰＳ導入可能圧縮強度	JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験法 （供試体は桁コンクリートと同一状態で養生する）	第５編第５章第４節による。	桁１本当たり１回、１回につき供試体３本作成する。		
			グラウトのコンシステンシー	土木学会「ＰＣグラウト試験方法」	第５編第５章第４節による。 寒中1)ダクト周辺温度‥‥注入前５℃以上 寒中 2)グラウト温度‥‥注入時10℃～20℃ 注入後５日間５℃以上	５バッチ毎に１回 １回５バッチに満たないときは、１回／１日	ＪＡロートの使用を標準とする。	
			グラウトの温度					
			グラウトのブリージング率 グラウトの膨張率		第５編第５章第４節による。	グラウト工事開始前及びグラウト工事中に１回／１日（３個／回）		
			グラウトの圧縮強度	土木学会「ＰＣグラウト試験方法」 JIS A 1108		グラウト工事開始前及びグラウト工事中に１回／１日（６個／回）		
			プレストレッシング管理	荷重計の示度とＰＣ鋼材の伸び	・各ｹｰﾌﾞﾙの推定値に対する標準偏差５％ ・主桁１本当たりのＰＣ鋼材数による許容誤差 ４：5.0% ６：4.1% 10以上：3.2%	ＰＳ導入時各ケーブル毎に測定する。主桁、横桁及び床版緊張管理はケーブル全数とする。	主桁、横桁の緊張管理結果は全数、床版の緊張管理結果は1/10を報告すること。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
45　鉄筋挿入工	施工	必須	品質検査 （芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前１回及び定着材の材料や配合変更時に実施。１回の試験は測定を２回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査 （芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験		設計図書による。	施工開始前１回及び施工日ごと１回 （３本／回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	施工	必須	引き抜き試験 （受入れ試験）	地山補強土工法設計・ 施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の３%かつ３本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは１サイクルとする。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者 は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証） に規定するレベル２以上の資格を有していなければならない	
		その他	引き抜き試験 （適合性試験）	地山補強土工法設計・ 施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに３本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重 の0.1倍程度とする。		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
40 鉄筋挿入工	施工	必須	品質検査 （芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前１回及び定着材の材料や配合変更時に実施。１回の試験は測定を２回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査 （芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・計測	設計図書による。	材料入荷時		
		必須	圧縮強度試験		設計図書による。	施工開始前１回及び施工日ごと１回 （３本／回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・ 施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の３％かつ３本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは１サイクルとする。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者 は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証） に規定するレベル２以上の資格を有していなければならない	
		その他	適合性試験	地山補強土法設計・ 施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに３本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重 の0.1倍程度とする。		

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和４年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
46 中層混合処理	施工	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	○
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の一軸圧縮強度試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土懸濁液の pH 試験	JGS 0211	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3 につき１回の割合で行う。 試料採取器又はボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は工事監督員の指示による。	１．実施頻度は、工事監督員との協議による。 ２．ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の 85%以上。 ②1 回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお､1 回の試験とは 3 個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m3～4,000m3 につき１回の割合で行う。 試験は改良体について上､中､下それぞれ１供試体で１回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は工事監督員の指示による。	実施頻度は、工事監督員との協議による。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（旧）令和３年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
41 中層混合処理	施工	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	○
			土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の一軸圧縮強度試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土懸濁液の pH 試験	JGS 0211	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
			土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	土質の変化した時、必要に応じて実施する。		
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3 につき１回の割合で行う。 試料採取器又はボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は工事監督員の指示による。	１．実施頻度は、工事監督員との協議による。 ２．ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の 85%以上。 ②1 回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお､1 回の試験とは 3 個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m3～4,000m3 につき１回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ１供試体で１回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は工事監督員の指示による。	実施頻度は、工事監督員との協議による。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

（新）令和4年10月版

３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

47　側こう構造物工

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
48　側こう構造物工		必須	圧縮強度試験	20×30cm角のブリキ板により試験片を現場採取して吐出量分の重量測定を行う。付表26～27	設計図書による	納入時強度は1,000個又はその端数を1組とし、1組について任意に抜取った3個のコアー又は標準供試体について行い、3個とも合格しなければならない。1個又は2個だけ合格しないときは再試験を行うことが出来る。再試験はその組から更に3個の試料をとって行い、全数合格しなければならない。	任意の様式に取りまとめる.	

48　コンクリートブロック

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
48　コンクリートブロック	材料	必須	連節ブロック	圧縮強度試験	仕様書による。	3,000個及びその端数を1組とし、1組は任意の3個とする回強度は1組3個とも合格しなければならない。 ただし、1個又は2個だけ合格しない場合は再試験を行うことができる。再試験はその組から更に任意の3個の試料をとって行い全数合格しなければならない。	圧縮強度試験は長方形のブロックの場合、連結穴の部分を避けて幅 15cm、長さ 15cm以上の鋼板で正確に挟んで（鋼板の 15 cm辺をブロックの長手方向の縁に合わせ）加圧し標準供試体の圧縮強度に換算するものとする。その場合2時間以上清水中に浸し、飽水させて試験する。その他の形状ブロックは上記に準ずる。準用できない場合はコアーを採取するか又はブロック製造に用いたコンクリートで標準供試体（製品と同じ条件で養生）を作り試験する。	

３ 品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）

	３　品質管理基準（共通・河川・砂防・道路）
（旧）令和３年10月版	（追加）

７ 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備　考
Ⅱ　土木工事施工管理基準 ７　写真管理基準	７　写真管理基準	
７－１　適用範囲 この写真管理基準は、施工管理一般１－８ に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。また、写真を映像と読み替えることも可能とする。	７－１　適用範囲 この写真管理基準は、施工管理一般１－８ に定める工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、７－13 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案） による。	
７－４　写真の省略 工事写真は、次の場合に省略するものとする。 (1) ～(2)（省略） (3) 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。臨場時の状況写真についても不要とするものとする。 (4) 施工状況写真のうち産業廃棄物の運搬及び処理について、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト又は電子マニフェスト）で確認できる場合は、撮影を省略するものとする。	７－４　写真の省略 工事写真は、次の場合に省略するものとする。 (1) ～(2)（省略） (3) 工事監督員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略する。臨場時の状況写真についても不要とする。	
７－７　撮影の留意事項等 １．別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) （省略） (2) 施工状況等の写真については、モバイル端末等の活用ができるものとする。 (3)～ (5)（省略）	７－７　撮影の留意事項等 １．別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) （省略） (2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。 (3)～ (5)（省略）	
７－８　整理提出 １．（省略） ２．写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。	７－８　整理提出 １．（省略） ２．写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。	

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

７－11　撮影箇所一覧表

区　分	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回　〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるよう適宜　〔施工中〕	
			工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付。
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量(UAV）」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像（ＩＣＯＮフォルダに格納） ［発生時］ ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナ（ＴＬＳ)、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型 LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー（ＵＡＶレーザー)、ＴＳ（ノンプリズム方式)、TS 等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に１回 〔発生時〕	工事施工協議簿に添付する。

（旧）令和３年 10 月版

７－11　撮影箇所一覧表

区　分	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前１回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後１回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月１回　〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるよう適宜　〔施工中〕	
			工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書に添付。
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	１施工箇所に１回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量(UAV）」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像（ＩＣＯＮフォルダに格納） ［発生時］ ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における TS（ノンプリズム方式)、RTK-GNSS、地上型レーザースキャナーを(TLS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAV レーザー)、地上移動体搭載型レーザースキャナー」による場合は、計測毎に１回 〔発生時〕	工事施工協議簿に添付する。

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

７－12　撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工　種	写真管理項目 撮影項目	撮影頻度〔時期〕	摘　要
1	セメント･コンクリート（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ･覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ･吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）（施工）	塩化物総量規制	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回〔試験実施中〕	
		スランプ試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		空気量測定	品質に変化が見られた場合〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回〔試験実施中〕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装の場合
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
	セメント･コンクリート（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ･覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ･吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）（施工後）	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回〔試験実施中〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」により施工完了時の状況（全周）の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。	
		ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰによる強度推定調査		
		コアによる強度試験	ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰ試験により必要が認められた時〔試験実施中〕	
2	ガス圧接（施工）	外観試験	試験毎に１回〔検査実施中〕	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工（施工）	外観検査	検査毎に１回〔検査実施中〕	
		浸透探傷試験	試験毎に１回〔試験実施中〕	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの圧縮強度試験		
4	下層路盤工（施工）	現場密度の測定	各種路盤毎に１回〔試験実施中〕	
		ブルフローリング	路盤毎に１回〔試験実施中〕	
		平板載荷試験	各種路盤毎に１回〔試験実施中〕	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合〔試験実施中〕	
		土の液性限界･塑性限界試験		
		含水比試験		
5	ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
6	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（プラント）	粒度	合材の種別毎に１回〔試験実施中〕	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（舗設現場）	現場密度の測定	合材の種別毎に１回〔試験実施中〕	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		

（旧）令和３年 10 月版

７－12　撮影箇所一覧表（品質管理）

番号	工　種	写真管理項目 撮影項目	撮影頻度〔時期〕	摘　要
1	セメント･コンクリート（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ･覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ･吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）（施工）	塩化物総量規制	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回〔試験実施中〕	
		スランプ試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		圧縮強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		空気量測定	品質に変化が見られた場合〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回〔試験実施中〕	ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装の場合
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
	セメント･コンクリート（転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄﾀﾞﾑ･覆工ｺﾝｸﾘｰﾄ･吹付けｺﾝｸﾘｰﾄを除く）（施工後）	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回〔試験実施中〕	
		ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰによる強度推定調査		
		コアによる強度試験	ﾃｽﾄﾊﾝﾏｰ試験により必要が認められた時〔試験実施中〕	
2	ガス圧接（施工）	外観試験	試験毎に１回〔検査実施中〕	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工（施工）	外観検査	検査毎に１回〔検査実施中〕	
		浸透探傷試験	試験毎に１回〔試験実施中〕	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		ｾﾒﾝﾄﾐﾙｸの圧縮強度試験		
4	下層路盤工（施工）	現場密度の測定	各種路盤毎に１回〔試験実施中〕	
		ブルフローリング	路盤毎に１回〔試験実施中〕	
		平板載荷試験	各種路盤毎に１回〔試験実施中〕	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合〔試験実施中〕	
		土の液性限界･塑性限界試験		
		含水比試験		
5	ｱｽﾌｧﾙﾄ安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
6	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（プラント）	粒度	合材の種別毎に１回〔試験実施中〕	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（舗設現場）	現場密度の測定	合材の種別毎に１回〔試験実施中〕	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
7	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ （施工）	ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰＶＣ試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回 〔試験実施中〕	
		ﾏｰｼｬﾙ突き固め試験		
		ﾗﾝﾏｰ突き固め試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄ曲げ強度試験		
		温度測定（コンクリート）	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回 〔温度測定中〕	
		現場密度の測定	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回 〔試験実施中〕	
		コアによる密度測定		
8	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 （プラント）	貫入試験40℃	合材の種別毎に１回 〔試験実施中〕	
		ﾘｭｴﾙ流動性試験240℃		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 （舗設現場）	温度測定		
9	路床安定処理工 （施工）	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に１回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	路床毎または施工箇所毎に１回 〔試験実施中〕	
		平板載荷試験		
		現場ＣＢＲ試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		たわみ量	ﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞでの不良箇所について実施 〔試験実施中〕	
10	表層安定処理工 （施工）	現場密度の測定	材質毎に１回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ブルーフローリング	工種毎に１回 〔試験実施中〕	
		平板載荷試験	材質毎に１回 〔試験実施中〕	
		現場ＣＢＲ試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		たわみ量	ﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞでの不良箇所について実施 〔試験実施中〕	
11	固結工 （施工）	土の一軸圧縮試験	材質毎に１回 〔試験実施中〕	
12	アンカー工 （施工）	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	適宜 〔試験実施中〕	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験		
		多ｻｲｸﾙ確認試験		
		1ｻｲｸﾙ確認試験		
13	補強土壁工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	

（旧）令和３年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
7	転圧ｺﾝｸﾘｰﾄ （施工）	ｺﾝｼｽﾃﾝｼｰＶＣ試験	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回 〔試験実施中〕	
		ﾏｰｼｬﾙ突き固め試験		
		ﾗﾝﾏｰ突き固め試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄ曲げ強度試験		
		温度測定（コンクリート）	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回 〔温度測定中〕	
		現場密度の測定	ｺﾝｸﾘｰﾄの種類毎に１回 〔試験実施中〕	
		コアによる密度測定		
8	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 （プラント）	貫入試験40℃	合材の種別毎に１回 〔試験実施中〕	
		ﾘｭｴﾙ流動性試験240℃		
		ﾎｲｰﾙﾄﾗｯｷﾝｸﾞ試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	ｸﾞｰｽｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 （舗設現場）	温度測定		
9	路床安定処理工 （施工）	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に１回 〔試験実施中〕	
		ﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ		
		平板載荷試験		
		現場ＣＢＲ試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		たわみ量	ﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞでの不良箇所について実施 〔試験実施中〕	
10	表層安定処理工 （施工）	現場密度の測定	材質毎に１回 〔試験実施中〕	
		ブルーフローリング	工種毎に１回 〔試験実施中〕	
		平板載荷試験	材質毎に１回 〔試験実施中〕	
		現場ＣＢＲ試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		たわみ量	ﾌﾞﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞでの不良箇所について実施 〔試験実施中〕	
11	固結工 （施工）	土の一軸圧縮試験	材質毎に１回 〔試験実施中〕	
12	アンカー工 （施工）	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	適宜 〔試験実施中〕	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験		
		多ｻｲｸﾙ確認試験		
		1ｻｲｸﾙ確認試験		
13	補強土壁工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
14	抑止アンカー工 （施工）	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	適宜 〔試験実施中〕	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験		
		多ｻｲｸﾙ確認試験		
		1ｻｲｸﾙ確認試験		
15	吹付工 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
		塩化物総量規制		
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合 〔試験実施中〕	
16	現場吹付法枠工 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
		塩化物総量規制		
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの引抜き試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合 〔試験実施中〕	
17	河川・海岸土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		土の含水量試験	含水比の変化が見られた場合　〔試験実施中〕	
		コーン指数の測定	ﾄﾗﾌｨｶﾋﾞﾘﾃｨが悪い場合 〔試験実施中〕	
18	砂防土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
19	道路土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕 ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に１回 〔試験実施中〕	
		平板載荷試験	土質毎に１回 〔試験実施中〕	
		現場ＣＢＲ試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		コーン指数の測定	ﾄﾗﾌｨｶﾋﾞﾘﾃｨが悪い場合 〔試験実施中〕	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞでの不良箇所について実施 〔試験実施中〕	

（旧）令和３年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
14	抑止アンカー工 （施工）	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	適宜 〔試験実施中〕	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験		
		多ｻｲｸﾙ確認試験		
		1ｻｲｸﾙ確認試験		
15	吹付工 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
		塩化物総量規制		
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合 〔試験実施中〕	
16	現場吹付法枠工 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
		塩化物総量規制		
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	ﾓﾙﾀﾙを除く
		空気量測定		
		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの引抜き試験	試験毎に1回 〔試験実施中〕	
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合 〔試験実施中〕	
17	河川・海岸土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕	
		土の含水量試験	含水比の変化が見られた場合　〔試験実施中〕	
		コーン指数の測定	ﾄﾗﾌｨｶﾋﾞﾘﾃｨが悪い場合 〔試験実施中〕	
18	砂防土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕	
19	道路土工 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕	
		ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	工種毎に１回 〔試験実施中〕	
		平板載荷試験	土質毎に１回 〔試験実施中〕	
		現場ＣＢＲ試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	
		コーン指数の測定	ﾄﾗﾌｨｶﾋﾞﾘﾃｨが悪い場合 〔試験実施中〕	
		たわみ量	ﾌﾟﾙｰﾌﾛｰﾘﾝｸﾞでの不良箇所について実施 〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合 〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
20	凍上抑制層 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕	
		骨材のふるい分け試験		
		骨材の洗い試験		
		球体落下試験		
		コーン指数の測定		
21	捨石工 （施工）	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に１回 〔試験実施中〕	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		
22	コンクリートダム （材料）	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に１回 ［試験実施中］	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に１回 ［試験実施中］	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に１回 ［試験実施中］	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ﾅﾄﾘｳﾑによる骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
		骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験		
		練り混ぜ水の水質試験		
22	コンクリートダム （材料）	塩化物総量規制	配合毎に１回 ［試験実施中］	
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 ［試験実施中］	
		空気量測定		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試	配合毎に１回 ［試験実施中］	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		温度測定		気温・コンクリート
		ｺﾝｸﾘｰﾄの単位容積質量試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄのﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの引張強度試験		
		ｺﾝｸﾘｰﾄの曲げ強度試験		
23	覆工コンクリート （ＮＡＴＭ） （施工）	スランプ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合 〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		

（旧）令和３年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
20	凍上抑制層 （施工）	現場密度の測定	土質毎に１回 〔試験実施中〕	
		骨材のふるい分け試験		
		骨材の洗い試験		
		球体落下試験		
		コーン指数の測定		
21	捨石工 （施工）	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に１回 〔試験実施中〕	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		
22	覆工コンクリート （ＮＡＴＭ） （施工）	スランプ試験	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
		塩化物総量規制		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 〔試験実施中〕	
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合 〔試験実施中〕	
		ｺﾝｸﾘｰﾄの洗い分析試験		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
24	吹付けコンクリート（ＮＡＴＭ）（施工）	塩化物総量規制	配合毎に１回〔試験実施中〕	圧縮強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合〔試験実施中〕	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合〔試験実施中〕	
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに１回	
25	ロックボルト（ＮＡＴＭ）（施工）	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	配合毎に１回〔試験実施中〕	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験		
		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの引抜き試験	適宜〔試験実施中〕	
26	路上再生路盤工（材料）	修正ＣＢＲ試験	材料毎に１回〔試験実施中〕	
	路上再生路盤工（施工）	現場密度の測定	材料毎に１回〔試験実施中〕	
		土の一軸圧縮試験		
		ＣＡＥの一軸圧縮試験		
		含水比試験		
26	路上表層再生工（材料）	旧ｱｽﾌｧﾙﾄ針入度	材料毎に１回〔試験実施中〕	
		旧ｱｽﾌｧﾙﾄの軟化点		
	路上表層再生工（施工）	現場密度の測定	材料毎に１回〔試験実施中〕	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
27	排水性舗装工・透水性舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に１回〔試験実施中〕	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	排水性舗装工・透水性舗装工（舗設現場）	温度測定		
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		
28	ﾌﾟﾗﾝﾄ再生舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に１回〔試験実施中〕	
		再生ｱｽﾌｧﾙﾄ量		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	ﾌﾟﾗﾝﾄ再生舗装工（舗設現場）	外観検査		
		温度測定		
		現場密度の測定		

（旧）令和３年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
23	吹付けコンクリート（ＮＡＴＭ）（施工）	塩化物総量規制	配合毎に１回〔試験実施中〕	圧縮強度試験に使用したｺﾝｸﾘｰﾄの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験		
		スランプ試験	品質に変化が見られた場合〔試験実施中〕	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が見られた場合〔試験実施中〕	
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに１回	
24	ロックボルト（ＮＡＴＭ）（施工）	ﾓﾙﾀﾙの圧縮強度試験	配合毎に１回〔試験実施中〕	
		ﾓﾙﾀﾙのﾌﾛｰ値試験		
		ﾛｯｸﾎﾞﾙﾄの引抜き試験	適宜〔試験実施中〕	
25	路上再生路盤工（材料）	修正ＣＢＲ試験	材料毎に１回〔試験実施中〕	
	路上再生路盤工（施工）	現場密度の測定	材料毎に１回〔試験実施中〕	
		土の一軸圧縮試験		
		ＣＡＥの一軸圧縮試験		
		含水比試験		
26	路上表層再生工（材料）	旧ｱｽﾌｧﾙﾄ針入度	材料毎に１回〔試験実施中〕	
		旧ｱｽﾌｧﾙﾄの軟化点		
	路上表層再生工（施工）	現場密度の測定	材料毎に１回〔試験実施中〕	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
27	排水性舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に１回〔試験実施中〕	
		ｱｽﾌｧﾙﾄ量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	排水性舗装工（舗設現場）	温度測定		
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		
28	ﾌﾟﾗﾝﾄ再生舗装工（プラント）	粒度	合材の種類毎に１回〔試験実施中〕	
		再生ｱｽﾌｧﾙﾄ量		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	ﾌﾟﾗﾝﾄ再生舗装工（舗設現場）	外観検査		
		温度測定		
		現場密度の測定		

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
29	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に１回 〔試験実施中〕	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
30	溶接工 （施工）	引張試験	試験毎に１回 〔試験実施中〕	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		放射線透過試験		
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったｽﾀｯﾄﾞｼﾞﾍﾞﾙについて 〔試験実施中〕	
31	場所打ち杭 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
32	ﾎﾟｽﾃﾝPC桁 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄのPS導入可能圧縮強度	試験毎に１回 〔試験実施中〕	
		ｸﾞﾗｳﾄのｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ		
		ｸﾞﾗｳﾄの温度		
		ｸﾞﾗｳﾄのﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ率、膨張率		
		ｸﾞﾗｳﾄの圧縮強度		
33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 ［試験実施中］	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に１回 ［試験実施中］	

（旧）令和３年 10 月版

番号	工　種	写真管理項目		摘　要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
29	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に１回 〔試験実施中〕	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
30	溶接工 （施工）	引張試験	試験毎に１回 〔試験実施中〕	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		放射線透過試験		
		突合せ継手の内部きずに対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったｽﾀｯﾄﾞｼﾞﾍﾞﾙについて 〔試験実施中〕	
31	場所打ち杭 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄの圧縮強度試験	配合毎に１回 〔試験実施中〕	
32	ﾎﾟｽﾃﾝPC桁 （施工）	ｺﾝｸﾘｰﾄのPS導入可能圧縮強度	試験毎に１回 〔試験実施中〕	
		ｸﾞﾗｳﾄのｺﾝｼｽﾃﾝｼｰ		
		ｸﾞﾗｳﾄの温度		
		ｸﾞﾗｳﾄのﾌﾞﾘｰｼﾞﾝｸﾞ率、膨張率		
		ｸﾞﾗｳﾄの圧縮強度		
33	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 ［試験実施中］	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に１回 ［試験実施中］	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4 矢板工		矢板工〔任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （可とう矢板）	根入長	40m又は１施工箇所に１回 〔打込前後〕	
						変位	40m又は１施工箇所に１回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5 法枠工	1	現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長 幅 高さ 枠中心間隔	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕 ただし、「３ 次元計測技術を用いた工事出来形管理要領（案）」に基づ種き写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5 法枠工	2	プレキャスト法枠工	法長	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6 吹付工		吹　付　工 （コンクリート） （モルタル）	清掃状況	200m又は１施工箇所に１回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は１施工箇所に１回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
						厚さ （検測孔）	200㎡又は１施工箇所に１回 〔吹付後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7 植生工	1	種子散布工 客土吹付工 張芝工 筋芝工 植生マット工 植生シート工 人工張芝工 植生筋工	材料使用量	１工事に１回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	200m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
						法長	200m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7 植生工	2	厚層基材吹付工	清掃状況	200m又は１施工箇所に１回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は１施工箇所に１回 〔吹付前〕	
						厚さ （検測孔）	200㎡又は１施工箇所に１回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
						材料使用量	１工事に１回 〔混合前〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8 縁石工		縁　石　工 （縁石・アスカーブ）	出来ばえ	１種別毎に１回 〔施工後〕	

（旧）令和３年 10 月版

７－13　撮影箇所一覧表（出来形管理）

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	4 矢板工		矢板工〔任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （可とう矢板）	根入長	40m又は１施工箇所に１回 〔打込前後〕	
						変位	40m又は１施工箇所に１回 〔打込後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5 法枠工	1	現場打法枠工 現場吹付法枠工	法長 幅 高さ 枠中心間隔	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	5 法枠工	2	プレキャスト法枠工	法長	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	6 吹付工		吹　付　工 （コンクリート） （モルタル）	清掃状況	200m又は１施工箇所に１回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は１施工箇所に１回 〔吹付前〕	
						法長	200m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
						厚さ （検測孔）	200㎡又は１施工箇所に１回 〔吹付後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7 植生工	1	種子散布工 客土吹付工 張芝工 筋芝工 植生マット工 植生シート工 人工張芝工 植生筋工	材料使用量	１工事に１回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	200m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
						法長	200m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	7 植生工	2	厚層基材吹付工	清掃状況	200m又は１施工箇所に１回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね合せ寸法	200m又は１施工箇所に１回 〔吹付前〕	
						厚さ （検測孔）	200㎡又は１施工箇所に１回 〔吹付後〕	
						法長	200m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
						材料使用量	１工事に１回 〔混合前〕	
1 共通編	3 一般施工	3 共通的工種	8 縁石工		縁　石　工 （縁石・アスカーブ）	出来ばえ	１種別毎に１回 〔施工後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	厚さ（裏込）	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
						法長 厚さ （石積・張）	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに１回	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	2	加熱アスファルト 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	5		石積（張）工	厚さ（裏込）	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
						法長 厚さ （石積・張）	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに１回	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	1	アスファルト舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	2	加熱アスファルト 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	3	基層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	4	表層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1	コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	3	基層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	5 アスファルト舗装工	4	表層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	1	コンクリート舗装工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ただし「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案））　　」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3	アスファルト中間層	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4	コンクリート舗装版工	石粉、プライムコート	80mに１回 〔散布時〕	
						ダウエルバー、タイバー寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕	
						鉄網寸法位置	80mに１回 〔据付後〕	
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ただし「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	3	アスファルト中間層	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	4	コンクリート舗装版工	石粉、プライムコート	80mに１回 〔散布時〕	
						ダウエルバー、タイバー寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕	
						鉄網寸法位置	80mに１回 〔据付後〕	
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5	転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	6	転圧コンクリート版工 セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	7	転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	5	転圧コンクリート版工 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	6	転圧コンクリート版工 セメント（石灰・瀝青）安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、舗装工の情報化施工による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	7	転圧コンクリート版工 アスファルト中間層	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに１回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	9	コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装）	石粉 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に１回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕	
						横膨張目地部 ﾀﾞｳｪﾙﾊﾞｰ 寸法、位置	１施工箇所に１回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ目地部・縦そり ﾀﾞﾐｰ目地部 ﾀﾞｲﾊﾞｰ寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕	
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 〔ｽﾘｯﾌﾟﾌｫｰﾑ工法の場合は打設前後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	１工事に１回	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	8	転圧コンクリート版工	敷均し厚さ 転圧状況	500mに１回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	１工事１回 〔実施中〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	6 コンクリート舗装工	9	コンクリート舗装工（連続鉄筋コンクリート舗装）	石粉 ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に１回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕	
						横膨張目地部 ﾀﾞｳｪﾙﾊﾞｰ 寸法、位置	１施工箇所に１回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ目地部・縦そり ﾀﾞﾐｰ目地部 ﾀﾞｲﾊﾞｰ寸法、位置	80mに１回 〔据付後〕	
						平坦性	１工事に１回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔型枠据付後〕 〔ｽﾘｯﾌﾟﾌｫｰﾑ工法の場合は打設前後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」により厚さあるいは標高較差を管理する場合は各層毎１工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	１工事に１回	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	1	下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	3	基層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2 路床安定処理工		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3 置換工		置換工	置換厚さ 幅	40m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	1	サンドマット	施工厚さ 幅	40m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	2	加熱アスファルト安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎500mに１回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎500mに１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	6 一般舗装工	7 薄層カラー舗装工	3	基層工	整正状況	200mに１回 〔整正後〕	
						タックコート、プライムコート	各層毎に１回 〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に１回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに１回 〔整正後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）」による場合は各層毎１工事に１回 〔整正後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	2 路床安定処理工		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	3 置換工		置換工	置換厚さ 幅	40m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	1	サンドマット	施工厚さ 幅	40m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	2	サンドマット海上	法長 天端幅	40m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5 パイルネット工		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン （サンドドレーンエ） （ペーパードレーンエ） （袋詰式サンドドレーンエ） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイルエ）	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は１施工箇所に１回 〔打込み前後、施工中〕	
			8			杭径 位置・間隔	200㎡又は１施工箇所に１回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	1 2	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	位置・間隔 杭径 深度	１施工箇所に１回 〔打込後〕 ただし、（スラリー撹拌工）において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	3	固結工 （中層混合処理）	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3、又は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１回 〔施工厚さ　施工中〕 〔幅　施工後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　」により出来形管理に関わる写真管理を省略できる。	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （Ｈ鋼杭） （鋼矢板）	変位 根入長	40m又は１施工箇所に１回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	4 表層安定処理工	2	サンドマット海上	法長 天端幅	40m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	5 パイルネット工		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	7		バーチカルドレーン （サンドドレーンエ） （ペーパードレーンエ） （袋詰式サンドドレーンエ） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイルエ）	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は１施工箇所に１回 〔打込み前後、施工中〕	
			8			杭径 位置・間隔	200㎡又は１施工箇所に１回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	1 2	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	位置・間隔 杭径 深度	１施工箇所に１回 〔打込後〕 ただし、（スラリー撹拌工）において、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー撹拌工）編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
1 共通編	3 一般施工	7 地盤改良工	9 固結工	3	固結工 （中層混合処理）	施工厚さ 幅	1,000m3～4,000m3、又は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき１回 〔施工厚さ　施工中〕 〔幅　施工後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」により出来形管理に関わる写真管理を省略できる。	
1 共通編	3 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （Ｈ鋼杭） （鋼矢板）	変位 根入長	40m又は１施工箇所に１回 〔打込前〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	4 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に１回 〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は１施工箇所に１回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回 〔掘削後〕	
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3		盛土工・築堤	巻出し厚	200mに１回 〔巻出し時〕 「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に１回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）」による場合は１工事１回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）＿＿＿　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工工法）	厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に１回 〔掘削中〕	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40m又は１施工箇所に１回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回 〔掘削後〕	
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工・築堤	巻出し厚	200mに１回 〔巻出し時〕	
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に１回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	3 河川・海岸・砂防土	4		盛土補強工	厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に１回 〔掘削中〕	
						※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回 〔掘削後〕 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　による場合は１工事１回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに１回 〔巻出し時〕	
						締固め状況	転圧機械または地質が変わる毎に１回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200mまたは１施工箇所に１回 〔施工後〕 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）　　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況 厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	8		凍上抑制層	下層路盤工に同じ	下層路盤工に同じ	
1 共通編	5 無筋鉄筋コンクリート	5 鉄筋	3		鉄筋の組立	平均間隔	コンクリート打設毎に１回（重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立時〕	
						かぶり	コンクリート打設毎に１回（重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立時〕	
					鉄筋の組立て ※　新設のｺﾝｸﾘｰﾄ構造物の内、橋梁上部工事と株工事	非破壊試験 （電磁誘導法、電磁波ﾚｰﾀﾞ法）	試験毎に１　回 〔試験実施中〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
1 共通編	4 土工	4 道路土工	2		掘削工（切土工）	土質等の判別	地質が変わる毎に１回 〔掘削中〕	
						※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回 〔掘削後〕 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	3 6		盛土工 路床工	巻出し厚	200mに１回 〔巻出し時〕	
						締固め状況	転圧機械が変わる毎に１回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」による場合は１工事１回 〔掘削後〕	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のﾌﾟﾘｽﾞﾑの設置状況（ﾌﾟﾘｽﾞﾑが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編　多点計測技術（面管理の場合）」における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	5		整形仕上げ工	仕上げ状況 厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	4 土工	4 道路土工	8		凍上抑制層	下層路盤工に同じ	下層路盤工に同じ	
1 共通編	5 無筋鉄筋コンクリート	5 鉄筋	3		鉄筋の組立	平均間隔	コンクリート打設毎に１回（重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立時〕	
						かぶり	コンクリート打設毎に１回（重要構造物かつ主鉄筋について適用） 〔組立時〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工　　種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘　要
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14		護岸付属物工	幅 高さ	1 施工箇所に１ 回 〔施工後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14 護岸付属物工	1	じゃかご	法長 厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	14 護岸付属物工	2	ふとんかご かご枠	高さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	15		覆土工		１－４－３－５ 整形仕上げ工に準ずる。	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	16		プレキャスト擁壁工	据付状況	100m又は１施工箇所に１回 〔埋戻し前〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	17		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m 又は1 施工箇所に1回 〔施工中〕 ただし、「３ 次元計測技術を用いた出来形管理要領（ 案）」による場合は1工事に1 回	
						厚さ 幅 高さ	100m 又は1 施工箇所に1回 ただし、「３ 次元計測技術を用いた出来形管理要領（ 案）」による場合は1工事に1 回 〔型枠取外し後〕	
2 河川編	1 築堤・護岸	3 護岸工	18		植生工		１－３－３－７ 河築護植生工に準ずる。	

（旧）令和３年 10 月版

（追加）

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	5		オープンケーソン基礎工		１－３－４－７ オープンケーソン基礎工に準ずる。	
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	6		ニューマチックケーソン基礎工		１－３－４－８ ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。	
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	7		矢板工		１－３－３－４ 矢板工に準ずる。	
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	11		取付擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
						厚さ 幅 高さ	100m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	
2 河川編	5 堰	6 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	
2 河川編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 （橋軸方向） 敷幅 （橋軸方向） 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を１工事１回	
2 河川編	5 堰	8 鋼管理橋上部工			クレーン架設 ケーブルクレーン架設 ケーブルエレクション架設 架設桁架設 送出し架設 トラベラークレーン架設	架設状況	架設工法が変わる毎に１回 〔架設中〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	5		オープンケーソン基礎工		１－３－４－７ オープンケーソン基礎工に準ずる。	
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	6		ニューマチックケーソン基礎工		１－３－４－８ ニューマチックケーソン基礎工に準ずる。	
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	7		矢板工		１－３－３－４ 矢板工に準ずる。	
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	１施工箇所に１回 〔施工後〕	
2 河川編	5 堰	5 固定堰本体工	11		取付擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
						厚さ 幅 高さ	100m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	
2 河川編	5 堰	6 魚道工	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	測定箇所毎に１回 〔施工後〕	
2 河川編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 （橋軸方向） 敷幅 （橋軸方向） 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	１施工箇所に１回 〔施工後〕	
2 河川編	5 堰	8 鋼管理橋上部工			クレーン架設 ケーブルクレーン架設 ケーブルエレクション架設 架設桁架設 送出し架設 トラベラークレーン架設	架設状況	架設工法が変わる毎に１回 〔架設中〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は１工事に１回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は１施工箇所に１回 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は１工事に１回 〔型枠取外し後〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は１工事に１回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は１施工箇所に１回 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は１工事に１回 〔型枠取外し後〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	4		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は１工事に１回	
						厚さ 幅 高さ	100m又は１施工箇所に１回 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は１工事に１回 〔型枠取外し後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	8 擁壁工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工後〕	
						厚さ 幅 高さ	100m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	3		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
						厚さ 幅 高さ	100m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	
4 砂防編	3 地すべり・急傾斜	9 地下水遮断工	4		小型擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
						厚さ 幅 高さ	100m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	7		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は１工事に１回	
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工				幅 高さ 厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は１工事に１回 〔型枠取外し後〕	
5 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	10		躯体工	厚さ 天端幅 （橋軸方向） 敷幅 （橋軸方向） 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を１工事１回	
5 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	11 RC躯体工	1 2 3	張出式 重力式 半重力式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を１工事１回	
5 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	11 RC躯体工	4	ラーメン式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を１工事１回	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目	写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
5 道路編	1 道路改良	5 擁壁工	7		場所打擁壁工	裏込厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔施工中〕	
5 道路編	1 道路改	5 擁壁工				幅 高さ 厚さ	100m又は１施工箇所に１回 〔型枠取外し後〕	
5 道路編	3 橋梁下部	4 橋台工	10		躯体工	厚さ 天端幅 （橋軸方向） 敷幅 （橋軸方向） 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	
5 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	11 RC躯体工	1 2 3	張出式 重力式 半重力式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕	
5 道路編	3 橋梁下部	5 RC橋脚工	11 RC躯体工	4	ラーメン式	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕	

備　考

7 写真管理基準

（新）令和４年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目		写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	6 アスファルト系舗装工	1 2 3 4	公園ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 公園ｱｽﾌｧﾙﾄ薄層 ｶﾗｰ舗装 透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 脱色ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	路盤工	敷均し厚 転圧状況	各層毎 400mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔施工中〕	
							整正状況	各層毎 400mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔整正後〕	
							厚さ	各層毎 200mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔整正後〕	
							幅	各層毎 80mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔整正後〕	
						表層工	整正（敷設）状況	各層毎 200mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔整正後〕	
							ﾀｯｸｺｰﾄ ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に１回 〔散布時〕	
			12 石材系舗装工	11	飛石	砕石基礎 厚さ		１施工箇所に１回 〔施工後〕	
			16 階段工	1 2 3 4 5	ｺﾝｸﾘｰﾄ階段 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ階段 丸太階段 擬木階段 石材階段	幅 高さ 長さ 段数		１施工箇所に１回 〔施工後〕	
				6	階段高さ調整	施工状況		１施工箇所に１回 〔施工前〕	
								１施工箇所に１回 〔施工後〕	
			17 公園橋工	1 4 6	公園橋橋台 石橋橋台 木橋橋台	幅 厚さ 高さ		全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形計測状況を１工事１回	
				2 3 5 7 8	公園橋設置 八ツ橋 石橋設置 木橋設置 浮き桟橋	幅 高さ 長さ		１施工箇所に１回 〔施工後〕	
			18 デッキ工	1 2	ﾃﾞｯｷ基礎 ﾃﾞｯｷ設置	基礎高 基礎幅 根入れ長		必要に応じて 〔施工前〕	
								基礎タイプ毎５箇所に１回 〔施工後〕	

（旧）令和３年 10 月版

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目 撮影項目		写真管理項目 撮影頻度〔時期〕	摘要
7 公園緑地編	3 施設整備	7 園路広場整備工	6 アスファルト系舗装工	1 2 3 4	公園ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 公園ｱｽﾌｧﾙﾄ薄層 ｶﾗｰ舗装 透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 脱色ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装	路盤工	敷均し厚 転圧状況	各層毎 400mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔施工中〕	
							整正状況	各層毎 400mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔整正後〕	
							厚さ	各層毎 200mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔整正後〕	
							幅	各層毎 80mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔整正後〕	
						表層工	整正（敷設）状況	各層毎 200mに１回又は施工面積 500 ㎡に１回 〔整正後〕	
							ﾀｯｸｺｰﾄ ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ	各層毎に１回 〔散布時〕	
			12 石材系舗装工	11	飛石	砕石基礎 厚さ		１施工箇所に１回 〔施工後〕	
			16 階段工	1 2 3 4 5	ｺﾝｸﾘｰﾄ階段 ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ階段 丸太階段 擬木階段 石材階段	幅 高さ 長さ 段数		１施工箇所に１回 〔施工後〕	
				6	階段高さ調整	施工状況		１施工箇所に１回 〔施工前〕	
								１施工箇所に１回 〔施工後〕	
			17 公園橋工	1 4 6	公園橋橋台 石橋橋台 木橋橋台	幅 厚さ 高さ		全数量 〔形枠取外後〕	
				2 3 5 7 8	公園橋設置 八ツ橋 石橋設置 木橋設置 浮き桟橋	幅 高さ 長さ		１施工箇所に１回 〔施工後〕	
			18 デッキ工	1 2	ﾃﾞｯｷ基礎 ﾃﾞｯｷ設置	基礎高 基礎幅 根入れ長		必要に応じて 〔施工前〕	
								基礎タイプ毎５箇所に１回 〔施工後〕	

備　考

Ⅲ付表（参考資料）

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備　考
１．道路工事に伴う道路標識の設置基準等	１．道路工事に伴う道路標識の設置基準等	
１－２　道路標識、補助標識板、表示施設及び防護施設の規格 １．標示板等の様式は他の通達等に定めるもののほか、次に揚げるものとする。なお、警戒標識は 1.6 倍、規制標識は 1.5 倍を原則とする。ただし、道路の状況等により、前者を 1.3 倍、後者を 1.0 倍とすることができる。 様式１　様式２　（省略） 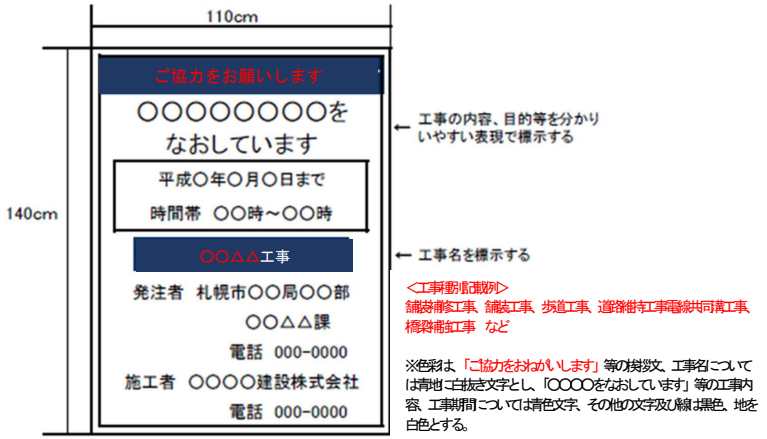 	１－２　道路標識、補助標識板、表示施設及び防護施設の規格 様式１　様式２　（省略） 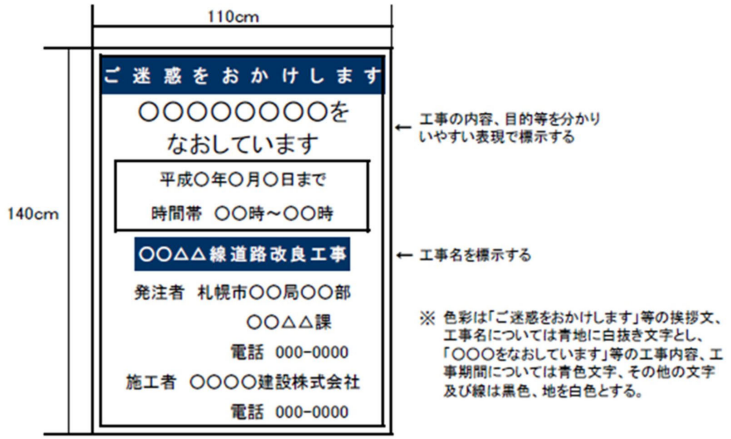 	

Ⅲ付表（参考資料）

（新）令和４年 10 月版	（旧）令和３年 10 月版	備　考
２．河川工事に伴う工事標識の設置基準等	２．河川工事に伴う工事標識の設置基準等	
２－１　河川工事を行う場合の工事標識の設置方法 １．道路工事以外の工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、漁港工事、下水道工事、公園緑地工事等）の工事標識等の設置方法については、この基準によるものとする。 なお、この基準に規定されていない事項については工事監督員の指示によるものとする。 ２．工事標識の設置箇所は、工事現場入口の一般通行人の見易い場所とし、形式は下図のとおりとする。 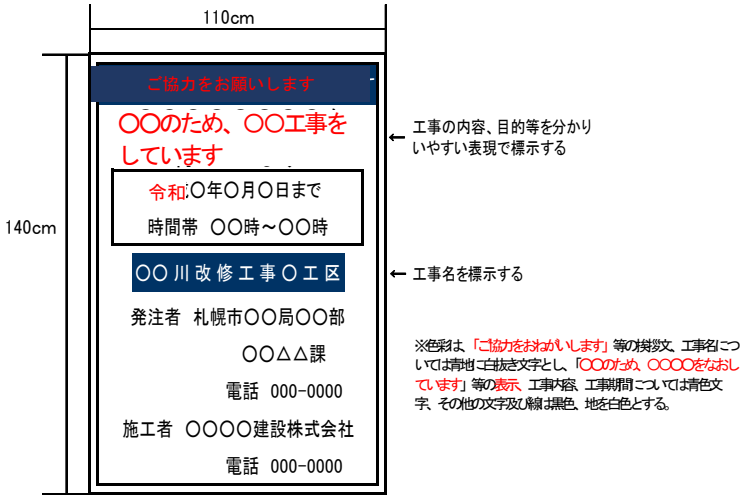 	２－１　河川工事を行う場合の工事標識の設置方法 工事標識等の設置方法については、この基準によるものとする。なお、この基準に規定されていない事項については工事監督員の指示によるものとする。 (1) 工事標識 設置箇所は、工事現場入口の一般通行人の見易い場所とし、形式は下図のとおりとする。なお、河川工事以外の工事（道路工事を除く）についても、これに準ずるものとする。 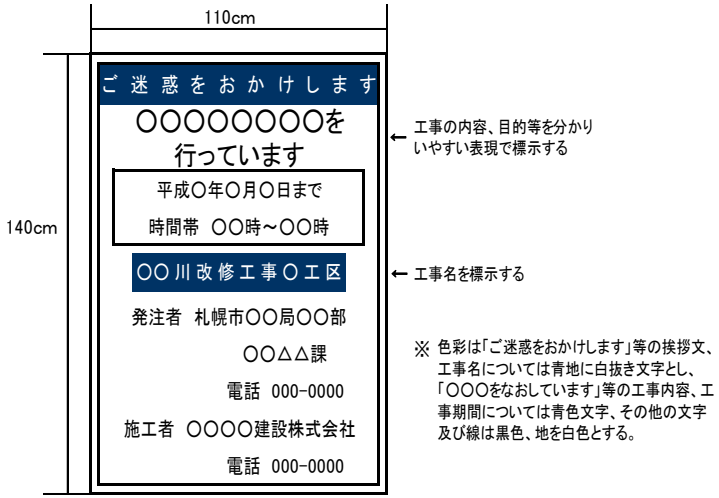 	

Ⅲ付表（参考資料）

（新）令和４年 10 月版

２－２　河川工事等の工事看板の記載例

１．　河川工事等の工事看板への記載にあたっては、周辺住民等に対して工事に関する情報をわかりやすく発信することとする。記載例は下記を参考とする。

基本例	○○を防ぐため、○○を○○しています
	○○を守るため、○○を○○しています
	○○を点検するため、○○を○○しています

主な工種等	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	○○を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、○○を補修（更新）しています
無動力化・自動化・遠隔	施設の機能を向上させるため、無動力化（自動化・遠隔化）を行っています
環境整備	施設の機能を向上させるため、○○を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、○○を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 （排水ボーリング工）	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

※上表を参考に、工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫することとする。

※上記の他に、下記対象工事の場合の記載内容は以下のとおりとする。

この場合の工事看板には、上表の主な工種等の記載例の上に、表題として、下記記載内容を表記するものとする。

対象工事	記載内容
流域治水プロジェクト関係工事	○○水系流域治水プロジェクト
防災・減災対策に資する工事 （総力戦で挑む防災・減災プロジェクト）	いのちとくらしをまもる防災減災
「防災・減災、国土強靭化のための ５か年加速化対策」に基づく工事	いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靭化対策工事（５か年加速化対策）

（旧）令和３年 10 月版

２－２　河川工事等の工事看板の記載例

２．　河川工事等の工事看板への記載にあたっては、周辺住民等に対して工事に関する情報をわかりやすく発信することとする。記載例は下記を参考とする。

基本例	○○を防ぐため、○○を○○しています
	○○を守るため、○○を○○しています
	○○を点検するため、○○を○○しています

主な工種等	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	○○を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
環境整備	安全に利用できるよう、○○を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、○○を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 （排水ボーリング工）	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

※上表を参考に、工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫することとする。

※上記の他に、下記対象工事の場合の記載内容は以下のとおりとする。

この場合の工事看板には、上表の主な工種等の記載例の上に、表題として、下記記載内容を表記するものとする。

対象工事	記載内容
防災・減災対策に資する工事 （総力戦で挑む防災・減災プロジェクト）	いのちとくらしをまもる防災減災

備　考

Ⅲ付表（参考資料）

（新）令和４年 10 月版

７．管理データー様式

１　本仕様書に示されない様式については、土木学会、土質学会等制定の一般市販品又は施工者、製造会社等で独自に作成した様式にするものとする。

施工管理総括表の表紙記入例（様式　1）

（様式－１）

令 和 〇 年 度

（工 事 名 ）取 り ま と め 結 果 表

でき形部分検査 または 工事完成検査

施工者　　受注者名
現場代理人　　氏　　名
監理（主任）技術者　　氏　　名

（旧）令和３年 10 月版

７．管理データー様式

１　本仕様書に示されない様式については、土木学会、土質学会等制定の一般市販品又は施工者、製造会社等で独自に作成した様式にするものとする。

施工管理総括表の表紙記入例（様式　1）

Ａ－４版（21×297）

様式　1

課　長	係　長	監　督　員

（施工年度）　　〇〇工事でき形測定総括表
品質管理

（路線名・河川名）

（工事名）

（施工管理の種別）

（施工者）　　請負社名

（現場代理人）　　氏　　名

（主任技術者又は監理技術者）
氏　　名　印

（測定者）　　氏　　名　印　氏　　名

備　考